

# 森林組合の分析 I

江 畑 奈 良 男<sup>(1)</sup>

## 目 次

まえがき.....	2
第 1 部	
I 森林組合制度と森林法.....	3
I—1 明治 29 年森林法案の審議.....	3
I—2 明治 40 年森林法案の審議.....	8
I—3 昭和 14 年森林法案の審議.....	10
I—4 昭和 26 年森林法案の審議.....	17
II 森林組合思想の発展.....	18
III 森林組合の本質にたいする諸批判.....	23
IV 森林組合の問題点.....	25
IV—1 東吾野森林組合.....	25
IV—2 栄森林組合.....	31
IV—3 坂上森林組合.....	39
第 2 部	
V 森林組合の発展.....	54
V—1 藩政時代および明治初期の林政.....	54
V—2 森林組合の沿革.....	55
V—3 栄中央土工保護森林組合の発展.....	60
VI 昭和 26 年森林組合制度の成立.....	65
VI—1 農業協同組合の歴史的発展.....	65
VI—2 森林組合制度改正の背景.....	68
VI—3 新組合設立の指導方針.....	71
VII 森林組合の現況.....	71
VII—1 組織の状況.....	72
VII—2 財務の状況.....	77
VII—3 共同施設の状況.....	81
VII—4 事業別状況.....	81
VII—5 事業の利用状況.....	89

(1) 経営部経済科長

VIII 森林組合と林業.....	92
VIII-1 森林所有の経済的分析.....	92
VIII-2 施設組合.....	98
VIII-3 指導事業.....	99
VIII-4 経済事業.....	100
IX 要 約.....	107
文 献.....	108
Résumé.....	110

## ま え が き

森林組合は、戦後協同組合として形をあらたにした。そこで新しい局面を打開してゆくために、組合自身においても、また行政の立場からも、新たな努力や対策が要請されてきた。今回発表された森林組合対策要綱は、その一つのあらわれであろう。

森林組合に関して提起されている問題は、非常に広はんである。行政面からみると、民有林政策実施の全般に関連する問題があり、森林所有者自身の立場にたつと、これを自らの組織として確立してゆく課題が生まれる。一口に森林所有者の組織といつても、それは組合員自身の組織なのか、政府の行政補助機関であるのか、そこには一方的に割り切れない問題をもっている。そして新たな発展途上において、この問題をめぐつていろいろ議論がかわされてきたのである。

問題を複雑化している理由は、日本私有林業が圧倒的多数の零細森林所有のもとで行なわれていることであろう、さらにこのような事情のもとで林業生産の特殊性がからみあつて森林組合の性格を多面的ならしめているから、ではなかろうか。いずれにしてもこの日本林業構造と発展をどのような立場から評価するかが森林組合の本質を決定づける重要なポイントであり、これを政治・経済・行政上の諸問題と結びつけてとりあげられるところに森林組合問題を多岐にわたらせるものがあつた。かくて抽象論にたつきざり水掛論に分かれる可能性が強いのであつて、問題の分析において歴史的な展開を見る必要があろう。

日本における森林組合は、林野制度として発足した。『森林組合は自らの力で産み出したのではなくてあたえられた団結として産まされた。……我国は森林組合の形式的普及に於て世界に冠たる発展をとげてきた。然しその多くは形式の問題たるにとどまり、その実質を伴わない。』と島田博士はのべられている。そこには為政者の施策として森林組合制度が要求され保育されてきた歴史があり、『実質を伴わない』ということは、組合員自体が必ずしも森林組合の活動を必要として自発的につくつたものでないことを物語るといつても過言ではない。

この点について、もう少し掘り下げて問題の所在を明らかにすれば、明治 40 年の森林法において森林組合が制度的にとりあげられた。しかし森林組合は、自らははなばなしい展開を示さなかつたし、結成については政府の施策に負うところが少なくなかつた。そして森林組合制度は、昭和 14 年において大きな改正がなされた。これは時代に即応して林産物の国家統制機構の下部組織として利用され、戦時中重要な役割を果たした。国家の要請が組合組織を通じて森林所有者に伝達され、あるいは実行体としての活動を余儀なくされたのである。

昭和 26 年森林法の改正によつて、森林組合制度は協同組合として生まれかわつた。戦前の性格を一掃

した。しかしながらそれは組合員自らの反省と自覚の上になつて組合発展の必然的経過としてもたらされたものではなくて、アメリカの政策に基づいて外力によつてあたえられたものであつた。この意味では、あくまで制度的改正にとどまつた。近代的協同組合の精神が立法にもられたが、しかしながら、このことはその後たどらざるをえなかつた組合の発展にたいして新しい問題を提起したのである。

制度的な組合といえども、その展開の上では経済の実勢を見のがすわけにはいかない。さきにも述べたように組合活動は時代の要求に着色されながらも、山村経済機構と密接なつながりをもつてその基盤の上で展開されるわけである。本研究はこのような角度から、組合の本質を検討するものである。

本報告のとりまとめについては、終始適切なるご指導とご鞭撻を賜つた経営部長小幡進氏、東京大学教授島田錦蔵博士をはじめ、林野庁森林組合課、全森連、各府県の方々に対して厚くお礼申し上げる所である。

## 第 1 部

### I 森林組合制度と森林法

森林組合制度の歴史は島田博士が森林組合論の冒頭で述べられているように、『自らの力で生み出したものではなくて、あたえられた団体として産まれた。』過程をたどつてきた。森林所有者の団体として官僚の指導によつて組織され、かくて自らの指導理念を欠除していた。

このような森林組合の特色は『森林法』のわくのなかで制度的規定がおこなわれ、時代の要請にともなつて変容してきたのである。したがつて日本の森林組合制度を明らかにする一つの方法は、森林法との関連をみることである。

ここでは国会における法案の審議をめぐつて、その論理的内容をみるよりも、それぞれの時代に何ごどのように論議されたかを明らかにして、当時の森林組合の問題点をしらべてみたい。

#### I-1 明治 29 年森林法案の審議

明治 15 年に森林法草案が建議されたが発布の運びにいたらず、その後明治 29 年に第 9 議会で政府案として提出された。この提出理由をみるとつぎのようになっている。

『廃藩置県の挙と共に其の旧制一朝地を払ひ、爾来二十余年間官民共に注意を森林に置かざりしに非ざれども如何せん森林の制度未だ完備せざりしを以て其の民林に在ては濫伐過伐の弊を生じたるは勿論甚だしきは官林・御料林と雖、往々盗伐、放火の害を免る能はず従つて荒蕪、日に加わり水害年に増し勢底止する所を知らず、若し夫れ其の弊害を洗除して保護を将来に加えんとせば之れが法制を立てて監督を周到にし殖伐を是正にして国土の保安を維持し経済の保続を普及することを期せざるべからず且其の被害を未然に予防し罪惡を将来に懲戒せんには警察を密にし刑罰を明にするを要す……』として、森林法の制定はもはや一日も緩うすることができないといつている。

この法案は総則、監督、保存林、林業組合、森林警察罰則雜則の 7 章 102 条にまとめられている。

原案は森林法委員会で大きな修正をうけた。委員会のだした結論の大筋は森林法を官民をとわず一般の森林の監督法に限定し、官林の管理法、官有民有区別の処分法は別途に法律化することであつた。原案修

正に対する委員長の第一読会の説明を参考のべると、つぎのようであつた。

(1) 政府におきましては、「森林会」を特に政府の諮問に供するものとしてあつたが、これでは農商務大臣の心次第になるわけであつてはなほだよろしくない。よつてこのことは、土地収用調査会のごとくいたして一つの審議会の性質のものに改めた。

(2) 保安林——原案は保存林とあつたが、保安林と改めた。この保安林は原案は補償をやらぬ、保安林は開墾、皆伐もさせぬ、切柴もさせぬ、土も掘らせぬ、しかして補償もやらぬという案であつたが、これを補償をやるということにした。その他、地租その他もこれをゆるめることが少なかつたから、これも十分免除することに直した。

(3) 林業組合は御料林官林を省いた。単に人民の公共団体で持つている森林、および社寺の持つている森林、かつまた人民の——おのれで持つている森林だけに限つて組合をしようということであつたが、これはすべて官林、すなわち御料林も官林もその区域内にあるものは一定にする（筆者注—組合に加入させるの意味）ということに改めた。

(4) 国有林の管理法は事柄が広大であるので次会に提出することにして、削除した。人民の土地所有権および使用についての規定は原案第 100 条にあるが、委員会ではさらにひろげて、第 83, 84, 85, 86, 87 条をふやした。

この修正案は衆議院で 88 条修正以外はそのまま議決されて、貴族院に送付された。

衆議院森林法委員会における林業組合についての審議で問題になつた諸点は、つぎのようである。

(1) 林業組合は社寺有林または民林の所有者をもつて組合を設立するが、御料林、国有林、公有林を包含するかどうか。とくに、第 3 条の修正と関連して論じられている。

(2) 組合設立のためには地区内『森林所有者の同意』をもとにする必要があるが、その同意の限度をどこにおくか。これは組合の設立を任意的にするか強制的にするかに関連して、次の問題にも関係する。

(3) 第 37 条『社寺有林又は民林の所有者、森林の経済及保護のため林業組合を設立せんとするときは農商務大臣定むる所の準則に従ひ』とあるが、この準則の内容について。

以上の 3 点のうち (1) の点について修正案では、官林民林の区別なく森林一般についての組合の設立を考えているのであるが、政府は御料林、国有林、公有林を組合に入れることに徹頭徹尾反対の立場をとつている。そこで組合に入れることについて、反対の理由をいくつかのべている<sup>23)24)</sup>。公有林については、『公有林を除いたのは深い意味があるわけではないが、町村が公共団体として一つの経済上の仕事を致しますのは大変困難である。一町村というほどのものであれば林業組合に入れなくともよろしかろう。こういうことが実は内務省の要求であるので公有林を省いた。元来これは（組合をさす）任意で出来ているので、強制でできていない故にそれ程府県知事の手数にこまることであれば公共団体の林丈のぞく、官林は勿論今日そこまで進んでいない。到底これを組合に合せて管理することは一寸難しいことでございます。』公有林を入れると、その経済が繁雑になるのでこまる。いつたん入れたけれども、内務省当局者の申してで案文から削つたとのべている。

国有林御料林の場合には、つぎの応答がある。『官林と御料林を編入することは、政府は徹頭徹尾御同意は出来ない。』この点はなぜできないかという予算上の問題として、『第 1 は組合の費用を賦課してきたとき予算がなければ出すことが出来ぬ……この法案によるとどれほど官林を編入するか、どれ程官林に賦課して参るか其の金額は少しも分りませぬ……官林に向つて賦課して参ります費用は何を標準とし

て参りませうか、第一この点が甚だ危険である。』

『是(筆者注——民林を指す)と官林とを一緒にして組合をこしらえる場合にはどこにどれだけ組合林が起つてくるか、例えば 29 年度には組合林が 50 しか起らぬと思つたものが 700 起るか 500 起るか分りませぬ。そうすると子算の立て方がござりませぬ。』すなわち、国有林の経営に関連して経費の負担と子算の立て方が困難だということが反対理由になつている。

その外の反対理由としては、『第三条に公有林、社寺林及民林にして其経済の保続を損するおそれあるときは農商務大臣に於て営林の方法を指定することを得』とあるが、『公有林、社寺林』のつぎにある『民林』が委員会で削除になつた。その削除の趣旨は『民林にまで保続経済ということで制限するという——掣肘するということは甚だ不都合である、民林は自由に伐りうるものが出来得なければならない。例えば保続の経済が破れようと取れようと構わぬ、収利が多ければ民林は伐らなければならないというところから(委員会で)是は除けたのでございます。ところがこの主義でございますと、木の生長等がどうなろうと民林は構わぬ、詰り資本に対して利潤の多い時に伐りますから、森林は荒廃しようとするやうと構わぬということになります。然るに此民林の趣旨はそうしてあるにかかわらず、公有林、社寺林は之を必要とするから此条を残されたのである。況や御料林、官林所謂国有林の如きは最も保続経済を大切にしなければ濟まないであります。是は諸君も御承知であります。一方には保続経済を立つべき官林の御料林と、一方では保続経済に反対する経済を立てる民林をそれを一緒にしよう、現に経済の取扱の上に於て甚だ不都合を生ずるのであるから組合中に——林業組合中に官林御料林を入れるということを政府に於きましては何処までも御不同意を申上げなければならぬ。』と政府は第 3 条にたいする修正を引き合いに出して反対している。

またそのほかの理由として『此の修正案のまま(原案 37 条に地区内森林反別半数以上の所有者の条件を追加したこと)で国有林、御料林をふくめると実際は組合林が成立たない。民業組合が成立たない。…なぜならば此の修正の第一項には区域内森林反別半数以上の所有者とございますから…、国家がもつている場合、ひとりで 1 万町歩、5 万町歩と大変大きな数になる』から国有林が反対すれば、『民林は民業組合がつくりたくてもつくりすることができない』とのべている。このように、政府は修正案にたいして国有林御料林を林業組合加入の対象にすることに反対している。しかしながら、第 41 条のただし書きで、『地方森林会に於て其の必要なしと認めるものは』に関連してつぎのような論議がかわされている。『例えば此所に大きな林があつてそれが大地主が持つていて町歩が多いとか、又は官林であつても立派な小林区が立つていて独立の経済がチャント出来ていて立派にゆくという場合であれば…組合にはいらぬでもよいということもござりますし…一方では独立が立つておらぬ方は、それに入りませぬと、どうしても森林組合が成立たぬという場合があれば、入れなければならぬ。所有者自身の方に必要がなくとも、この組合を設立せんとするものの方に必要があるから、そこは必要の軽重をはかつて、森林会の認めることと、認めます。』

国有林の組合加入の是非について、政府は徹頭徹尾加入に反対している。しかし委員会は森林法を、森林一般に関する規定なりとする立場から修正した。政府の以上のような反対は、何であるかは論旨が統一せず、十分に明らかにすることができない。しかしながら公有林にたいする反対についてもいえることであるが、国有林については組合費の経費負担がおもな理由になつていることから考えると、もちろんこの点からだけではないが、政府の組合規定の目的はおそらく民林にたいする強制的消極的な保護を主眼とし

たものであつて、産業助長的な構想は含まれていなかったものと思われる。

(2) 森林所有者の同意をうる場合の限度については、政府はつぎのようにのべている。『第4章の林業組合でございます。是はすこし強制的の設立を省きまして成丈任意的に致しましたという規定でございます。今日段々此森林というものの利用上に就きまして必要を感じて居ります地方が多ございますので……斯ういう任意に致しました。併しながら是も少しく強制的にした方が宜しいであろうという御説が多数ございましたら、今少し強制的になりましても差支えないと考えて居ります』と答弁している。政府は任意的な組合といいながら、実は多少強制的になつても組合設立を考慮してゆきたい考えであることは、次の答弁によつて不十分なが推定できる。

『森林所有者半数以上の同意を得て云々とあるが、是は所有者の数3分の2以上とか何とかせぬと往くまいと思う。』という質問に対して、『当り前なら5名とか3名以上とかにしたいが、併しながらそれでは任意的（筆者注——数人の同意さえあれば強制加入の組合ができあがるとすれば任意的であることがかえつて強制的となる）になるから少くとも半数以上にしたのである』と答え、『林業組合で決議した以上は他を束縛するとか何とかいうことがあるから、矢張り凡ての林業所有者の希望を表わすことのできるようにせぬと往くまいと思う』という一議員の意見に対して、それは一つの意見として、たとえ強制的になつても組合を作ることを暗にほめかしている。しかしながら、『森林所有者半数以上の同意を経て』という原案に対して、政府の意図とは反対に区域内森林面積の反別半数以上の所有者という条件を委員会で追加修正された。

(3) については農商務大臣定むるところの準則は、最後まで明示されていない。この準則の範囲にたいする一議員の質問にたいして、政府はつぎのようにのべている。『林業組合の範囲は農商務大臣が準則を拵えます。既に第37条にございます此準則に依つて、範囲を極めますでございますが、其範囲は先ず一方には森林営利のこと、一方には森林保護上、すなわちこの保護は森林経済上からの保護もございするし、又国土保安上からの保護もございするし、之を一般に約束さすので、造林は斯く斯くしなければならぬ、伐木は斯く斯くしなければならぬ、で、此位以上は看守を置かなければならぬ、斯ういう規定を拵える積りなんでございます。』

『準則というものは農商務大臣の省令になるもので、一向此議会には関係はない、それで此処でお極め下されば、其決議の精神を承りまして、その準則を造るのであります。……予めこういふ風でやるということの要領は出来てはいますけれどもまだ活版にはなつておらぬからそれを御入用というなら書いて差上げるのであります。』

『林業組合というものは任意的に致しましたけれども、若し議会の多数の説があつて、どうも強制的にする方が宜しいという此委員会多数の御意向が有りますれば、強制的にするということに就いては政府におきましても、或は地方に依つては、利益があるということまで御参考に申して置いた。そこで此準則については御参考までに静岡及其他のもので現在の森林組合の規則を印刷に附して御手許に廻しておいた。大体この趣意で、ここには出来ているけれども、今少しよく修正をして版にしようと思えば評議もしなければならぬから出さずにおります。』

『農商務省で今まで調べたものを参考にみたいということなら、幾らもあります。この準則は若し諸君の方において、勵行主義になさるならば其様にし、又任意主義になさるならば其様に取計う……十分諸君の御意見をきいて其確定によつて、準則を拵えるという考えなのであります。』

このように林業組合の規定について以上の諸点が議會の問題点としてとりあげられたが、これだけの審議の内容では十分につかめないが、政府の意向では、民林の経済及保護という観点については単に政府の取締まりを強化するだけでは効果が上らないので、任意にまたは強制的に組合を設立させて、所有者の組織を通じて森林法の趣旨を徹底させようということにあつたのであろう。ところが修正案では設立については、大多数の所有者の任意ということが審議の過程で森林所有者の同意者の数を一層広げられたり、第 38 条『地方森林会の諮問……』を『地方森林会の決議』に修正されたり、第 39 条ただし書きに『地方森林会の決議を経て』を追加されたりして、なるべく組合の設立を勧奨しようとする政府の意図とは、反対に、設立の条件がかなり面倒になつた。政府にしてみれば、『県知事林業組合を必要とみとむるときは地方森林会の諮問を経てその設立を命ずることを得』というような強制設立の場合を設けて、なるべく多くの設立がなされて、森林所有者を網的に組合員にすることによつて、組合をつうじて営林監督のルートにのせてゆくことを考えていたのであろうと思われる。

森林法原案は各所にわたつて委員会で修正されて衆議院で可決されたが、貴族院で審議未了になつた。そして翌 30 年の第 10 議会には 6 章 64 条に簡素化されて可決された。林業組合に関する条文は、すべて削除されていた。この理由の説明は、『一般の森林法にありましては、総て公法上の制裁を要するものを主として立てましたものでございます。林業組合に限り強制的でなくして任意的で昨年も出しました。任意的のものでございますれば、悉く法律の力をもつて強制して行かねばならぬということもなく、又行かれもしませぬ。そうすれば、公法上の力をもつて制裁を加えて行くのは不穩当でございます……』という理由をあげて、30 年における森林法案には林業の組合規定が削除されている。営林の監督、森林警察を嚴重にする立法の中に、林業組合は任意的なものだから除いたということである。これをさらに補足すると、政府は『下戻法も特別に出す位でございます、是は（森林法の意味）別に出しました以上は命令をもつてだす方が適當であらう。斯ういうことに致しました。』と説明し、『そうすれば林業組合の必要はお認めになつていますか。』の質問にたいして、『左様でございます。唯今も必要でございますので、各府県知事限りに組合規則を出して立てております。』と答弁している。

しかしながら、このように林業組合の必要をみとめながら、さらに第 38 条、第 39 条の規定をもうけて『少し強制的にした方がよからうという御説が多数ございましたならば』といつているように、政府としては設立条件を緩和してでも、なるだけ多数の林業組合を設立させて民林にたいする施業の指導をしようとする最初の意図からみると、林業組合規定をさく除したことは第 3 条修正の問題があつたにせよ民林行政にたいする一步後退であつた。

明治 29 年森林法案抜粋（法案委員会の修正によつて——は削除、（ ）は追加された部分）

第 3 条 公有林社寺有林及民林にして其経済の保続を損する虞あるときは農商務大臣において営林の方法を指定することを得（べし）（私有林にして荒廢の虞あるときは農商務大臣において営林の方法を指定することを得）

第 4 条 前条の森林において過度の伐木又は幼樹の（公有林社寺林に於て）濫伐を為す者あるときは農商務大臣は其伐採を停止し及其伐木跡地に造林を命ずることを得。

第 37 条（第 39 条） 社寺有林又は民林の所有者森林の（森林の所有者にして其の）経済及保護のため林業組合を設立せんとするときは農商務大臣定むる所の準則に従い規約を定め、其の区域内森林所有者半数以上（左の）の同意を経て、府県知事の認可を受くべし。

(1. 区域内森林反別半数以上の所有者) (2. 区域内森林所有者半数以上)

第 38 条 (第 40 条) 府県知事林業組合を必要と認むる時は地方森林会の諮問 (決議) を経て其の設立を命ずることを得。

第 39 条 (第 41 条) 林業組合を設立したる時は其の区域内に於ける社寺有林又は民林 (森林) の所有者は当然その組合員とす。但し、府県知事に於て其の必要なしと認むる者は(地方森林会の決議を経て) 組合員となら(さ)ざることを得。

第 40 条 (第 42 条) 林業組合員、其の組合の処分<sup>に</sup>不服ある時は、府県知事に其の裁決を申請するを得 (具申してその処分を請うことを得)

第 41 条 (第 43 条) 本章の規定に依れる府県知事の処分若しくは裁決に不服あるものは其の処分若しくは裁決を受けたる日より 60 日以内に、農商務大臣に訴願することを得。

第 42 条 (第 44 条) 林業組合の組織および設立手続は農商務大臣之を定む。

#### I-2 明治 40 年森林法案の審議<sup>25)</sup>

明治 40 年森林法は、旧森林法と比べると次のように改正された。

- (1) 公有林、社寺林に対する干渉の程度を進め、地方長官の権限を拡張した。
- (2) 森林の利用にあたり土地の使用、取用および水の使用ならびに水流における工作物の使用、変更、除却を認めたこと。
- (3) 森林組合をみとめたこと。

特に土地の使用取用規定や森林組合規定が追加されたことは、法律案理由書『現行森林法は林業の発達を容易ならしむべき規定に至りては殆んどこれを欠如せり。』というごとく、改正の要点は『林業の発達に資することが主意』であつて、産業行政への一步前進を物語っている。

貴族院の大臣説明では『其次に今一つ加えました所のものは森林の組合を設けさせるということを致しました。森林は他の農業者や商工業におけるが如く、矢張り共同一致を以て経営しなければ十分の目的を達することの出来ないと申すことは事実でございます。例えば深山に点々と各個人が森林を所有いたしておりまして……個人ではこれを開くための費用、労力に堪えない所もあります。』

『例えば、小さい森林を持つておりますような者は一人で長い道路を開き、また水面を利用するというようなことになると頗る損益が償わぬというようなこともあります。またこの道路を作ろうとか、橋梁を作ろうとか申すには、一個人の力には遣り悪いこともございます。また荒廃した森林を恢復するが為に、一定の施業をする土工の遣り方等共同でやつていかなければ目的を達せぬ様なこともございます。また火災の予防ならびに火災のある時分の消防若しくは、害虫駆除と申す様な所のものは努めて共同の力を用いることが必要でございますので殊に現行法に於きましても火災の警察法は稍見えておりますけれども害虫駆除などと申すことは……田畑の方には綿密な規定もできてこれを実行して居りますが、森林の方に対してはまだ其の規定が欠けております。是から追々造林をして参ります上からは、此害虫の駆除ということは甚だ必要なことでありまして、樟を植えましてもこれに一種の虫が付きましたり、色々の苗木等に於ては尚更害虫に罹り易うございます。それ等はどうしても一人一個が駆除に幾ら努めてみましても、其の害虫が隣の山林にある時分には何にも役に立たぬというしだいでございますから、是等も矢張り共同力を要する唯一の原因となりまして、そうして一方には義務的にこれをさせるという方法を設けました次第であります。』と森林組合設立の必要をのべている。

次に森林組合の組合員として国有林、御料林を加入するかどうかという点について、審議が行なわれている。これは 10 年前の議会で問題になっていた点であるが、政府の見解は国有林、御料林は大きな団地をもっており、『その大きなところは殊更に森林組合に加入して小さいものと一緒に仕事をしないで大体独立して経営が出来るから……多くの場合は入る必要がなからう』としている。しかし議員の質問は、『国有林の分は不要存置のために段々小さいものは始末が出来ますが、……御料林は今の不要存置等の始末もあまりついておりませず、……唯便宜に算盤上からやるだけになっておりますから、此御料林というものは命令の上で取り消されて、入らんでも宜しいという様な風になつて来る(筆者注——御料林は組合に入らないで自由勝手に伐採するが民林は制限されるから)、余程当業者を苦しめる場合がありはせぬかと思う。御料林というものはやはり国有林と一緒に少しも他の森林業者の利害に関係はもたない、組合に入る必要はないものであると斯ういう風に何処までもおとりになるのですか。』と質問している。政府の答弁は、『それが初めから解つておれば明文に書くのであるが、時に入ることもあり、時に入らぬこともある。面積とか山の状況で、組合に入つても宜しいかどうかを定めても宜しいかと思う。』といつている。この答弁に対しては、一議員は『私は甚だ不服なわけである。組合を指定する必要中には森林産物の運搬に必要な工事をするとか、或は森林の危害防止に就て共同させるということが組合の必要な条項である。それで従来御料局は川を使用するのでも何でも、勝手気儘に実はやつているのである。外の当業者は川を使用するのでも、税金を払うとか使用料を払うとかするが、何等の許可を受けず、何等の税金を支払わず、勝手気儘に使つている。其為に殆んど御料局に接近しているところの森林所有者は到底相並んで営業していくことが出来ぬのである。……森林生産物の運搬に必要な工事をするとか危険防止とかいうことについては、面積の大小によつてそれ等の区別をするということになると、御料林の圧迫を受けて、一般の営業者は相並んで営業することはできない。……面積によつて標準を立て、御料局を組合に入れる入れないということになると寧ろ私は明文の上に明らかにしておきたいと思う。』と意見を出している。そして、結局『総体に国有林とか或は御料林とかいう大体の名称の下に杜撰な命令を出さないこと』を要求している。

#### 明治 40 年森林法案抜粋

第 62 条 森林組合は左の各号の一に該当する場合に於て必要な事業を為す為一定の地区を限り之を設立することを得。

1. 国土保安の為又は森林の荒廃を防止し若くは荒廃せる森林を回復する為必要なとき。
2. 森林が所有者を異にし協同して施業をなすに非ざれば其の利用の目的を達するに困難なるとき。
3. 森林産物の運搬に必要な工事を為し又は之を維持する為関係者の協同を必要とするとき。
4. 森林の危害防止に付関係者の協同を必要とするとき。

第 63 条 森林組合は営利を目的とせざる社団法人とす。

第 64 条 森林組合を設立するには定款を定め地方長官の許可を受くべし。

第 65 条 森林組合の組合員は其の地区内に於ける森林の所有者に限る。

第 66 条 森林組合を設立するには左の条件を具備することを要す。

1. 組合員たる資格を有する者の 3 分の 2 以上の同意あること。
2. 前号同意者の所有する森林の面積が地区内に於ける森林の総面積の 3 分の 2 以上なること。

第 67 条 森林組合成立したるときは組合員たる資格を有する者は総て組合員とす但し命令または定款

に於て加入の義務なしと定めたる者はこの限に在らず。

第 68 条 定款には左の事項を記載することを要す。

1. 目的および事業
2. 地区
3. 名称
4. 事務所
5. 出資または費用分担の方法。
6. 存立時期又は解散の事由を定めるときは其の時期または事由前項の外定款に定むることを要すべき事項は命令を以て之を定む定款の変更は地方長官の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず。

第 71 条 森林組合は主務大臣及地方長官之を監督す。

監督官庁は何時にても組合の事業に関する報告を徴し、事業に付認可を受けしめ、事業及財産の状況を検査しその他監督上必要なる命令を発し又は処分を為すことを得。

第 72 条 総会の決議又は役員之の行為にして法令、監督官庁の命令若くは定款に違反し又は公益を害し若くは害するの虞ありと認むるときは監督官庁は左の処分を為すことを得ず。

1. 決議の取消
2. 役員之の解散
3. 組合之の解散

#### I—3 昭和 14 年森林法案の審議<sup>18)</sup>

昭和 14 年に改正された森林法において、森林組合の規定は林政上明りように位置づけされている。それは森林法の趣旨を貫徹するための、重要な役割をもっているからである。

明治 40 年における森林組合に対する審議の過程をみると、林業発達に資する意味は加味されていたが明治 29 年の森林法案における延長とみられるものであつた。しかし昭和 14 年の場合になると、森林組合制度の審議の内容にはいろいろ広はん問題が出てきている。それは、すでに実体としての森林組合が存在し、その組合活動を通じていろいろの現実の問題が起こつてきているからである。すなわち、藺部博士の論のように、改正法では物的協同体であると同時に人的協同体としての様相を帯びていることから、いろいろな林業助長政策との関連や流通過程でも業界との競合関係等新しい問題が起こつてくるからである。また、この様な内容についての審議が中心になつている。

まず桜内農林大臣の提案理由の説明から、当時の林業界の状態をみよう。『戦時経済体制の進展するに伴ひまして、建築用材・製炭資材・パルプ資材・抗木用材・其他木材の需要が顕著に増加しつつある反面におきまして、国際収支改善の為、外国産木材の輸入が強度に制限を受けるに至りましたために、木材の需要は主として内地産木材をもつて充てねばならぬことと相成り……今後此の儘放置致しますならば内地に於ける木材資源が次第に涸渇し、重要資源自給方策に破綻をきたしますのみならず、治山治水その他国土の保安を阻碍し……戦時経済の目的遂行に対する重大なる障害をきたす虞れがあるのであります。ここにおいて民有林における施業を合理化することに依りまして、間伐の徹底的普及・老令過熟林分の経済的利用開発を促進すると共に、幼令未熟林分の濫伐を抑制し、また伐採跡地の造林を励行致しまして、以て木材需要の現勢に即応した合理的植伐関係の確立を図り、森林資源を培養し、時局下に於ける各種木

材の供給を確保すると共に、一面始めの基礎を固くして災害を防除することは洵に喫緊の要務であると存じます。仍て今回森林法中第二章営林の監督に関する規定及び第五章森林組合に関する規定を改正補足致しまして、民有林施業を充実せしめ、以て其目的の達成を図らんとするのであります……』

このようにして木材の需要のひつ迫とそれが内地生産材によつて充足されなければならない状態下で里山の早伐がおこり、奥地林の老朽化があり、資源自給方針に破たんを生みだしている。そこに施業の合理化——民有林施業案編成の構想が浮かんでくる。施業案の編成実施は、森林組合制度の改正とあわせてはじめて可能になる。このような一連の林業政策の構想が森林法改正の骨子となつている。

森林組合制度の改正は衆議院委員会の第1回席上の論議において、施業案の編成と実施を目的とする組織とされ、改正森林法を貫徹している施業案は監督官庁の審査をうけて認可される仕組になつている。森林組合制度の改正は、組合施業案を理解することによつて明らかになることが多い。ここでは次の諸点について、審議の内容にふれてみよう。

(1)施業案関係、(2)これに伴う金融問題、(3)森林組合の事業の範囲、(4)その他。

#### (1) 施業案の編成実施に伴う問題

森林経営は森林所有者の個別的な計画に基づいて行なわれているものであるから、公共的要請によつて個別経済が制約されることが起こってくる。どの程度の施業統制をやるつもりか、またその補助政策、救済策があるかなどが審議されている。

冒頭において、松尾氏は次のように述べている。『施業案を強制的にこしらえさせて、施業案の実行を滑らかならしめるために森林組合をつくる。更に森林組合を一元的に統制するために、森林組合連合会を作ることが法案の骨子になつている。施業案というものが、現在の民有林にあてはめてみて、どんなものが出来るか想像も出来ない。』と前置きして、施業案に対する質問が集中している。

大臣の答弁は、『施業案の主旨は治山治水と将来の森林増植を計画したもので、小さな山持ちが森林組合をつくつて施業を行うことである。森林所有者に対しては、施業案の作成に対して政府が補助し、これを実行する段階でも、間伐に対して補助を与え又植林に対して補助を与え、これを運搬する林道に対しても補助を与える規定になつていて、比較的容易に施業が実行できるようになつている。』

このような応答の後で、政府は森林所有者が個々に森林施業案をつくり、地域的に集めたものが、ここでいう施業案であるというような見解を示しているが、質疑の過程で、組合施業案の性格についての認識の仕方がたがいに違いがあることがよみとれる。そのために、松尾氏との間に論争点が生ずることとなる。これは森林組合を考える場合に最も重要な問題となるので、これについての審議の過程を拾つてみよう。

それにはいる前に、松浦氏の質問に対して政府は次のように説明している。

『森林組合の場合に於て、組合員が相当多数になるので、それ等の言い分を聞いて施業案を作るとは仲々難しいことではないかというお話でございますが、成程そういう点もあろうかと思ひます。併しながら御承知の通り、吉野ならば吉野、尾鷲ならば尾鷲、天竜ならば天竜、そういう林地におきまして林業を經營している人は大体同じような傾向の林業經營方法を採つているのでありまして、格段離れた傾向の林業經營方法を採つておりませぬ。従つて、組合員は多数でありましても、その施業の形態、施業の実情というものは、大体同じものであろうと思ひます。又私共が此際第9条に依つて作らせようという施業案は、地方地方の実情に応じた施業案でありまして、……現在やつておられる林業形態そのものが施業案に

なります。唯此の際、規制されますことは、その内特に幼令林の早伐というものが規制されるのでありまして、伐期に達しました木を皆伐するということは無論それは施業案当然の認めるところであろうと思いません。』

また、政府と松尾氏の質疑の内容についても、政府は松尾氏の追求に対して施業案とは森林所有者各人の施業案を寄せ集めたものが施業案であるという見解を説明して、松尾氏の町村単位の単位施業案でなければ意義がないという考えと対立している。この両者の認識のくい違いは最後まで争われている。

松尾氏は『一町村一単位として、個々の所有者の施業案を大体認め、これを集めたものが施業案である』という政府の説明に対して、『それならば組合全体としての施業案をつくる必要がないではないか』と質問している。政府は、『奈良県の吉野地方のような林業の進んだところは現状のままが施業案になるが、おくれたところは日本全体からみると幼令林の早伐・過伐があり、土地利用が極めて不集約である。ここでは施業案をつくらせて森林の造成をはからなければならぬ。進んだ所では慣行的に成立している施業方法がこんどの施業案となる。一つの施業案に統制されて、組合の機能は施業の調整をすることになるが、政府は色々の共同施設に力を加えてゆく考えである。』と答えている。

また松尾氏はつぎのように質問している。『施業案の編成方針は森林生産力、山林の経済能力が中心で個人の事情は一步もいれないようにやつてゆかなければ此の法案の精神に副わぬように思われる。今日木材の濫伐を防止するために施業案をつくるというが、濫伐は何のために切るのか、個人の事情以外にない。そこで個人の事情を容れることを許さぬこと、この一つの禁止命令をたてることが所謂施業案であると思う。ですからこの施業案の根本方針——その森林の生産力と経済能力に即応した造林及び伐採の方法は森林を中心としたもので、個人の事情を容れないで宜しい。容れないのが本当ではないかと思うが、それを容れるか容れないかを伺いたい。』

村上委員の答弁は、『国家の目的と個人の利益の調和をはかつて、森林生産の保続できる範囲で個人の創意、個人の自由を認めてゆかなければならぬ。……50年の伐期のものを20年できるとゆうことになれば濫伐になる。こういうことは、その人が一家離散に瀕してどうしても困る。是がなければ一家が破滅になるという特別の場合以外には全然みとめない。そういう個人的事情はみとめない。けれども唯伐期を5年短縮するとか10年短縮するというようなことは濫伐にならぬ。ただ森林施業の変更には過ぎない。そういうことなら差支えないと思う。』

松尾氏はこのような政府側答弁ののちに施業の変更にたいして、変更の程度によつてはみとめないことを了解したあとで、山林家が金があるという場合は山を伐採して伐期に達しないものまで処分しなければならぬ事態になつたとき、濫伐をみとめるかどうか、このような濫伐をとめる場合に補償するような制度をみているかどうかをただし、金融の道を講じる必要があることを強調している。このようにして翌日第4回の会議においてひきつづいて松尾委員から、次の質問があつた。『施業案が大ききゆとりがあつて、伐期が60年であるが30年以上になつても経済価値があればゆるす。施業案があつてもかまわないというならば法律はいらない。しかしながら法律があつて地方長官が命じて施業案を立てた以上はそれを行つてゆく。また行わしむべきである。これが本当のこの法律の適要が実際の効果を發揮するものである……伐期にならなくても伐つても宜しいということになるならば、施業案は必要ではない。20年も30年も木材の伐期にゆとりがあるというならば森林保護も何もいらない。其の点についてもう一度……』と答弁を要求している。これにたいして、松村政府委員は『この法律によつて荒廃した民有林の一定の規格が

たち、森林生産の確保、維持、増進ができれば、法の目的は達している。国有林のやつているように厳格な考え方もつていない。……民有林についての施業案は所有者の意思も十分酌入れて、……個人の施業案にたいする考え方も十分採り入れる訳で……施業案の通り厳格にやらなくても大体の目的を達すれば所有者の意思も尊重することになって、全国的には十分に民有林の更新、森林生産の保続の目的を達するという所にこの法律の妙味があるのではないかと思うのであります。』と結んでいる。

## (2) 金融問題

施業案による伐採制限の金融措置については、つぎのような質疑が行なわれている。

松尾氏の質問は、『施業案を実行すると伐採禁止が条件になってくるが、小山林所有者の伐採を禁止すると資金化ができなくなる。第 11 条に「前項の伐採停止に関する規定は森林所有者がその生活を維持するためにやむを得ざるに出でたる伐採についてはこれを通用せず」とあるが、この場合の生活維持はどの程度まで考えられているか、山林の中産階級の小さい山持の農家が山林を育成して学資や結婚資金にあてることは生活維持にみとめられないのではないか、しかしこういうものが禁止からのぞかれると施業案をつくる趣旨にあわないのではないか、若し禁止によつてこういう資金需要が起こつたとき、この点を十分救済し援助する金融の途をたてなければ実施に当つて空文に終ると思う。』といつている。

そしてまた『もつとも、法案 70 条第 2 号に『組合員の森林の維持または施業に必要な資金の貸付をなすこと』とあり、森林組合をつくつて森林組合は信用組合、産業組合等のように資金の出資をみとめて資金的の活動もさせる建前になつていて、組合員の森林の維持又は施業に必要な資金の貸付もすることになつているが、しかしながら組合員が出資した位の少しの資金だけでは到底森林資金として必要な多額の金額に対しては間に合わぬ。森林組合連合会中央金庫のようなものでもつくつて、資金の援助をしなければ本案の実施が空文に終る。』とのべている。

これにたいして、政府の答弁はつぎのようにいつている。『施業案が発達して多数の施業組合ができた後では森林組合中央金庫を設ける可能性もあるが、現在ではむずかしいので金融問題については金融改善研究会を設けて金融の道を講じたいということを研究している。』また別に、組合ができて、森林金融の形が定まればともかく、今のところ利子補給までは考えていないと述べている。

## (3) 森林組合の事業限度

第 70 条の森林組合の事業の限度について、松浦氏は政府に対して次のように質問している。『運搬、加工、保管及び販売に関する施設という問題であります、この問題は相当重大な問題であると思う。……森林組合がこの 70 条の事業を行うことになると、木材の小配給機関というものは殆んど仕事を失つてしまうという結果になると私は思います。……森林所有者から見ると、これを産業組式にどんどん発達させて中間の搾取を除いて直接市場に出すことが一つの森林所有者側の森林組合として考えるべきことである。森林組合としては、そうしなければならぬ。……他方面を考えると中間において木材の小配給機関というものが事業を失う。この摩擦相剋を政府はどう防ぐか。』

この質問に対して政府は『是は産業組合のように之によつて生産者から消費者への建前として中間の配給機関を除いてやろうというような意味の条項では決してありませぬ。従来もやはり之に類する規定はあつたと思います。……是は組合として唯これだけのこと位はやらねばいけませんから、それでこの規定を設けたのであります。之を組織的に産業組合のようにするような考は毛頭持つておりませぬ。』といつている。

これに対してはさらに松浦氏は『資金もない、技術もないといわれるが、連合会は少なくとも3,000町歩以上の財産をもっている。これに対して金融は如何様にもできる。富士の連合会、利根の連合会のよ  
うなものが出来る。水源によつてしようとするば（筆者注——流域単位に連合会を作ることの意である）、  
そこに集つてくる所の産物は毎年の統計によつて施業案で前年度に数量がつかめる。そうなれば連合会が  
工場をこしらえて協力すれば、材木屋よりもむしろ組織的なものが出来ると思う。それは、法律はそうで  
きている。「イデオロギー」はそこにある。またそこまで行くべきであろう。そうなつたとすれば、小配  
給機関は上つたりになる。これに対する政府の所信はどうであるか。』と質問している。

政府はこれに対して『組合がそこまでやるのは危険であるし、第70条2項の1は現在でも森林組合はこ  
ういう機能をもっている。これを今度は出資する組合についてだけやる消極的な意味しかない。現在貯木  
場まで経営している。そして地元の商人に売つている。それが更に進んで都会地に進出して材木屋をやる  
ことは山の人に適しないことで、そういうことは危険であると思う。随つてそういう定款は認可しない。  
貯木場、工場等を経営すればそこで販売するということまで認めなければならない。そこまでのものであ  
る。』と述べている。

#### (4) 産業組合との関係について

馬岡委員は『山村の経済更生、同時に産業組合と此の森林組合とに付て御尋ねしたい……今回の森林組  
合法の改正において、出資組合では追補金額として保証責任産業購販組合と同一の行為を為さしめ得るこ  
とになるのであります。斯様に致しますと私共が現在の森林実情から考えますと、現在の山村における産  
業組合の比較的遅々として発達しなかつた原因は山村に比較的人口が少い、それが為めに出資金も少い、  
斯ういふ関係から発達しなかつたのであります。また色々の手傷を負うた組合も多いのであります。そこ  
へ今度此の殆んど同一の組合が現われます。名儀は変つておりますが、構成する者は同一人でありませ  
う。そして一方には手傷を負うて睡眠状態にあるところの産業組合がある。一方に茲に新たな森林施業組  
合が出来るとしましたときに、是が相剋摩擦にならないかどうか……同じものが二つ出来て、共に乳離れも  
出来ず一人歩きも出来ぬものが出来はしないか、結局山村の経済更生の上からも由々しい問題ではなかる  
うか……』と質問している。

政府は『只今の御尋ねは至極御尤もな御心配でございます。……今もお話のありましたように、森林組  
合或は産業組合両者共等しく組合の名をもつて称えられておりますけれども、森林組合の方は謂わば物的  
組合でありまして、これに反して産業組合は人的組合であります。此の両者の相違は森林組合が一定の地  
域内の森林を最も有効に生産能率をあげるように組合化するという所を目的としているに反しまして、産  
業組合の方は一定の地域内に住んでいる中小生産者が団結しまして、其の団結の力に依つて其の産業経済  
の向上を図るといふこの二つの違つた出発点から出ていることの結果として起るのでありまして、此点は  
森林組合の方で御狙いになつて居る所はどうしても賄い切れないのであります。そこでお話のように同一  
の事業を同じ地区内で以て大体同じような人達が集つた団体でもつてやるというようなことになりませ  
うと、事実上において御心配のような相剋摩擦がおこる訳でありますので、その点については例えば従来産  
業組合方面で生産者の販売統制というようなことをやつている木炭については森林組合の方では販売の事  
業としては実際上はやらぬことにする。是は従来通り産業組合の方でやるという風に相談をして居  
る。……木炭の生産者は普通山持ではない、……山持が自ら炭を焼くことは極めて稀な例で、こういう木  
炭のようなものはやはりその中小生産者の結合であるところの産業組合で行わなければならぬ、又椎茸

というものやはり同じようなもので、それらの点について森林組合と産業組合とは画然と分ち得ると私共は考えて居ります。』とこたえている。

このような関連する問題、木材業者や産業組合との摩擦についての山本氏の質問にたいして、政府は『森林組合は森林所有者の集りで、組合には例えば銀行業者、製紙会社でもどういう資本の大きいものでも入り得る組合である。その代り地元においても森林をもつていなければ入れない組合である。産業組合はその村に居住する中小生産者の心的結合で、これに反して森林組合は森林をもっている人の一つの物的要素が加わる所の組合で、その組合の意義も非常に違っている。従来 of 産業組合では実行が出来ないので、産業組合で実行する場合には、地区外の居住者は組合員にはなれない。そうすれば、そこに支障をきたすので、どうしても森林組合で実行しなければならない。運搬・加工・保管・販売という仕事は、現に森林組合が実行して居り、これをそのままとめただけである。森林所有者が都会に店舗を設けて木材業を営むということは、森林組合法の営利を目的とせざる法人とするという意味からもそういう進出は不当と考えて委託販売というような範囲にとどめたい。』といつている。

#### (5) 技術員補助について

武内『この法案を実施する上に於て色々細かな点はありますけれども、どうしても農林当局として御用意なさらなければならないのは……即ち林道の完備、次に林野の整備、それから出来たところの各組合の指導の技術員を遺憾なく配置することであろうと思う……只今申した中の第三点の技術員をどういう具合にして各組合に御配置になるか、そうしてそれに向つての補助を如何様になさる積りですか、今日御承知の通りに、農会などにつきましては各町村に於て指導員というものを府県若くは国庫から相当な補助を与えて置いております。この農村若くは農会の指導員に対して、国庫の補助をやつて貰いたいという論はこれは数年来非常に熱烈に唱えられて、漸次それが実行されて其効果が著しいものがあります。況や森林の如きに至つては、折角組合を拵えても、施業案をつくるとか、或はその施業案を実行するという上には相当信頼すべき技術員がそこにあつて、之を指導するに非んば、私は実行することは出来ないと思う。……少なくとも組合ができたならば、そこに相当な技術員が在つて之を指導するにあらずんば私は実行することが出来ないと思うのでありますが、如何様にして此指導員を適当に配置しそしてそれに向つて適当な補助をなせるのであるか即ち之を言つてみれば人的に如何様な準備があるか、そうしてそれが若し相当の補助を与えるという御計画があれば、それをどうして予算化する御用意があるか。』

政府はこれに対して『森林組合の技術員につきましては 10 年計画で、約 3,000 名の技術員を置きたいと思ひまして、本年度より其 1 年度 300 人に対して俸給の 3 分の 1 を補助することになっています。』と述べている。

#### (6) 衆議院付帯決議について

このほかにはなお森林組合に関しては、林道開設技術員の養成の質疑がおこなわれているのである。かくして衆議院において、次の付帯決議をあわせて可決している。

1) 森林に関する特殊金融制度の確立を見るにあらざれば、本案改正の目的を達する能わず。政府はすみやかにこれが実現を期すべし。

2) 政府は林道の開設普及により奥地森林の経済的利用を促進し、もつて資源の保持開発に努むべし。

第 11 条 公有林社寺有林又は私有林の所有者第 9 条の規定に依る施業案に定めたる伐採造林其の他の施業要件に準拠せず又は前条の規定に依る指定に従はざるときは行政官庁は伐採の停止を命じ又は其の者に代りて自ら伐採造林其の他施業上必要なる行為を為し若くは公共団体をして之を為さしむることを得。

前項の伐採停止に関する規定は森林所有者が其の生活を維持する為已むを得ざるに出でたる伐採に付ては之を適用せず。

第 62 条 森林組合は組合員の所有する森林に付自ら施業を為し又は組合員の施業を調整し以て森林生産の保続を図るを以て目的とす。

組合は前項の目的を達する為定款の定むる所に依り左の各号の一の事業を行う。

1. 組合の所有する森林に付施業案を編成し之に基き施業を為すこと。
2. 組合員の為に施業案を編成し之に基き組合員の為す施業を調整し及地区内森林の施業に必要な共同施設を為すこと。

第 63 条 森林組合は営利を目的とせざる社団法人とす。

第 64 条 一定の地区内に於ける森林を所有する者は定款を定め地方長官の認可を得て森林組合を設立することを得。組合の地区は市町村また之に準ずべきものの区域に依る。但し特別の事情ある場合に於いては此の限に在らず。

第 66 条 森林組合を設立するには左の条件を具備することを要す。

1. 組合員たる資格を有する者の 3 分の 2 以上同意のあること。
2. 前号同意者の所有する森林の面積が地区内に於て森林の総面積の 3 分の 2 以上なること。

第 66 条の 2 地方長官森林生産の保続を図る為特に必要ありと認むるときは命令の定むる処に依り地区を指定し組合員たる資格を有する者に対し森林組合の設立を命ずることを得。

前項の規定に依り設立を命ぜられたる者は前条の条件に従ひ定款その他必要な事項を定め地方長官の認可を受くべし。

第 67 条 森林組合成立したるときは組合員たる資格を有する者は総て組合員とす。但し命令又は定款において加入の義務なしと定めたる者はこの限に非ず。

第 69 条の 2 森林組合は定款の定むる所に依り其の経費を組合員に分賦することを得。

第 70 条第 1 項の規定に依り組合員に出資を為さしむる森林組合に付ては前項の規定に依る経費分賦は第 62 条第 2 項に規定する事業に関し命令を以て定むる経費に限る。

第 69 条の 3 森林組合は組合員の所有する森林に付命令の定むる所に依り施業案を編成し認可を受くべし。認可を受けたる施業案を変更せんとするとき亦同じ。

第 9 条第 2 項及第 3 項の規定は組合に之を準用す。

第 69 条の 6 第 62 条第 2 項第 1 号の事業を行う森林組合は定款に別段の定ある場合を除くの外組合員の所有する森林に付組合の施業の範囲内に於て使用収益を為すの権利を有す。

前項の規定に依る組合の収益は定款の定むる所に依り組合員の所有する森林の評価額其他命令を以て定むる標準に依り之を組合員に分配すべし。

第 70 条 森林組合は定款の定むる所に依り組合員に出資を為さしむることを得。

前項の規定に依り組合員に出資を為さしむる組合は第 62 条第 2 項に規定する事業の外定款の定むる所

に依り左の事業を行うことを得。

1. 組合又は組合員の生産したる森林産物の運搬、加工、保管及販売に関する施設を為すこと。
2. 組合員の森林の維持又は施業に必要な資金の貸付を為すこと。
3. 地区内に居住する森林所有者を創設する為地区内の森林を取得すること。
4. 第 62 条第 2 項第 2 号の事業を行う組合に在りては組合員の委託に依り其の森林の施業を為すこと。

第 70 条の 2 前条第 1 項の規定に依り組合員に出資を為さしむる森林組合の組合員は出資 1 口以上を有すべし出資 1 口の金額は最高限を命令を以て定む。

第 71 条 森林組合は主務大臣及地方長官之を監督す。

監督官庁は何時にても組合の事業に関する報告を徴し事業に付認可を受けしめ事業及財産の状況を検査し其の監督上必要な命令を発し又は処分をなすことを得。

第 72 条 総会の決議又は役員らの行為にして法令、監督官庁の命令若くは定款に違反し又は公益を害するの虞ありと認むるときは監督官庁は左の処分を為すことを得。

1. 決議の取消。
2. 役員らの解職。
3. 組合の解散。

#### I-4 昭和 26 年森林法案の審議

森林組合に対する第 10 国会の審議の内容をみよう。

昭和 26 年 5 月 16 日、衆議院農林委員会において平野委員の質問は次のようであつた。

いままで強制加入の方式であつたのが、加入脱退自由というまったく逆な組織にかわるわけであるが、そうすると森林組合の育成強化に特段の力を政府が払わなければ、かえつて現在の森林組合が弱体化するおそれがあるのではないかと考える。ついては政府が相当の予算を計上して、森林組合に対して専従員を置くとかいろいろの方法によつて育成強化をはからなければならない。これははいつてもはいらなくても良いわけであるから、現在の組合でさえも、ほとんど睡眠状態にある森林組合が全国的に大多数なのであつて、さらにその傾向に拍車をかけて、せつかく法律をつくつても、一府県について森林組合が 2 つか 3 つしかできぬということにはならぬとも限らない。政府において十分に考えなければならないといつてゐる。

これに対する政府側の答弁はこうであつた。『森林組合の系統団体は林業に於ける唯一の団体で、林野庁は極力健全な発達を期して、できるだけ援助をしていきたい。それには、

- (1) 現在の森林組合は資金の関係においても払込額が非常に少ない、或は又、その極めて少ない額が固定化している状態で、農漁業協同組合再建整備法の一部改正に於て融資を計りたい。
- (2) 治山工事とか林道工事のような林業上の仕事の請負させて組合の技術を生かしたい。
- (3) 技術員に対する補助は一組合当り技術員設置補助 5,000 円であつたが、関係方面の意見で団体に対する補助はいかなる形でも妥当ではないということで、予算をほかに転用した。しかし、技術員の設置は森林組合の運営上必要と考えられるので、十分検討して実現をはかりたい。』と述べている。

また同じく 5 月 28 日の参議院農林委員会々議録第 41 号によると、片柳氏の質問は次のようであつた。『小さい山林をもつてゐると、個人では経営が出来ない。積極的に組合に経営を委託するなり、信託

するなり、或はその土地を組合に提供して組合で大規模な輪伐が出来るような総合経営をしていく、こういう非常に強い意図があるかどうか。単なる組合員のためにやるというよりも積極的に組合の経営に移行するという方針を持つているかどうか。』

この問題に対しては、『個々の零細な所有者が個々に林業経営をやつては林業経営の目的を達することが出来ない。……組合を作つて、組合の形に於て相当面積の所有者ということで経営をしていくように指導をする。』と述べている。

また鈴木氏の質問では、行政庁が民間に代わつて施業計画をたてるのであるから、国家管理と称する、政府がどのような考えでこのような法案をだしたかについては、森林所有者の団体である森林組合を中心として、できるだけ森林所有者の意見を尊重して運用していきたい、とのべている。

## Ⅱ 森林組合思想の発展

森林組合思想は日本においてどのような発展をしてきたかをみよう。

まず本多静六氏は増訂林政学<sup>9)</sup>において、『森林組合 Waldgenossenschaft は林業上一個人の力にて達する能はざる事業、若しくは之を達するに不便なる事業を共同して行なわんが為めに設くるものにして殊に森林の保護、林道の新設ならびに維持の如き是なり。その他森林の管理、林産物の販売又は森林の繁殖を謀るが為に森林組合を設けしむる事あり。』とのべている。

『森林組合に関する規定は各国により甚だ種々なり』として森林組合を保安林組合、自由民業的組合に分類した。前者については、『政府は保安林の性質を有する地方に限り圧倒的に森林組合を設けしむること多し、一般保安上の取扱をなさしむる為に互に組合を設けしむる必要ある場合の如し。この場合には自由民業的組合と異にして森林法律の定むる所に従つて常に政府の干渉を受くべきものとす。』とのべている。

これに対して、後者は『保安林の性質を有しない森林は政府の圧制をもつて組合を設置させることは国家組織上穩当ならず』と述べられているが、また、『小森林所有者の多く存在せる地方ではなるべく森林組合を組織して完全な林業をなしうる様に政府の保護奨励するを良しとす。……すでに存在する森林組合は濫りに解散を許可すべきでない。』と述べている。

このように本多氏は森林組合の機能を保安林組合と自由民業的組合に分類し、前者は強制的なもので森林法律によつて政府が干渉すべきであるとし、後者の場合は任意的であるが、保護奨励の規定が必要であるとしている。林業の場合は、流通資本を必要としないから農工の場合のように信用組合の組織は不要である。事業用資材や苗木の購買、器械の共同購入のごときは無用ではないが、このために組合組織を必要とせず、一時的便宜組合で十分目的を達しうる、とし、産業組合のような経済的性格よりむしろ林道施設の新設・維持・造林・森林の保護管理を森林組合の目的とせられているようである。

川瀬善太郎博士は林政要論<sup>12)</sup>において、林業組合を説明するにあつて森林における大規模経営の経済性を前提とされていることは本多氏の場合と同様であり、『すなわち林業の特性として、或る一定地積以上にあらざれば之が経営上十分の利用を収めること能わず、小森林の多数なるは資本と労力を比較的多く費やし、また伐木造林利用保護運材等を困難ならしめる。』とし、『小森林の所有者は此に合同して林業を経営せんため林業組合を組織し、又政府は其合同林業の成立及維持につき適當の保護を与うべきものとす。』とのべられているが、その論旨は本多氏の場合と同じである。

また林業組合の目的を5種に分類している。

- (1) 林地の組合
- (2) 林業の組合
- (3) 監督上の組合
- (4) 林業付随事業の組合
- (5) 林業上の公益を目的とする組合

林地の組合は組合員所有の森林を合同して1つの森林とするか、1つの森林を共同購入してこれを組合の所有森林として経営管理するもので、林業経営の最も完全なものである。

ところで共有林は分割の禁止または制限をする法令がない限り、林業のごとき永い期間にわたる保護経営は困難であつて、したがつてこれを単に共有林として経営するのは不可で、林業組合を組織し、特に法人組合をつくつて維持するのが安全であるとのべている。

林業の組合は組合員の森林所有は変更せず事業の計画を共同にするもので、施業の計画を立て植伐・運材及び木材販売等すべて一森林の施業と同様に取扱い、収益および費用についてはその林地の持分に依つて所有者に配当するものである。

監督上の組合は共同による施業経営ではなくて森林所有者が共同して保護員或いは施業員を置いて各個の森林を保護経営せしめるものとしている。

林業付随事業の組合は、直接林業を目的とせず之によりて林業上便益を得んとするにありとして種子苗木の共同購入を目的とする組合、木材の利用運搬に対する共同設備を目的とする組合、苗圃組合をあげている。

林業上の公益を目的とする組合は組合員の所有森林に対する直接利益を目的とするものではなく、地方における林業の発達を目的として組織するもので、組合の目的は単に組合員の利益のみでなく公益上の目的にあるとする。たとえば虫害・火災予防に対する組合、植林奨励組合、林産物組合、林業試験的組合であつて、公法人的性格をもつたものである。

しかしながらこのような組合の組織上の難易については、森林所有の実態から林地の組合については持分の決定に困難があるとされ、無立木地の合同か一団の森林を組合が購入する場合に実行されやすい。林業の組合も持分の決定ばかりでなく、植伐順序の計画の決定が困難であるとし、第3の監督上の組合は森林の配置がいかなる状態の場合でも費用の分担方法が簡単であり、組成上容易である、第4、第5のものは『通常林業組合 (Waldgenossenschaft) と称しえざるもの』で、そのうち第4は林業経営本来の目的に沿うものではないが、設備を利用し物品を購入するものが費用を分担し、実費代価を支払うから組織することは容易である。第5は林業の利益が目的ではないから、通常1つの行政区域内に組織すべきものとしている。

林業組合の組織方法としては、

- (1) 各林主の任意の協議により組織するもの。
- (2) 関係地主の多数決により組成するもの。
- (3) 政府より強制的に組織せしめるもの。

に分類されるが、問題は森林所有者の自由意思によるか、政府の保護干渉が介入するかにあり、(3)のように政府の強制による保安林組合はもちろん、第2の多数決による場合のように少数の反対者を強制して組合に加入せしめる場合には特別の法令を制定して、其組合区域及び目的あるいは多数決議の方法等を規

定する必要があるとしている。

(1)の場合については『最寄森林の配置状態により互に合意上共同林業を經營せんため、林業組合を組織するもので之に向つては政府は其組成上別段の干渉をなさず』としている。しかし、『私有林業を全然自由の經營に委すは自由經濟主義の論者もいささか躊躇するところで』一度組合を組織したときはその組合規約により各組員の行為をけん制し、また一定法令の支配を受けしめるものとし、要するに『林業組合を完全に組織し且つ之が保続の目的を達成せんとするには必ずこれに対する特別法を制定し、其組成上は勿論将来に対する事業經營につき監督せざるべからず』として法律制定の必要性を述べている。

野守広氏は、改正森林法要義<sup>19)</sup>において森林組合を解説した。それによると、『森林組合とは一地区内の森林所有者が相共同して一定の方針により森林の保護利用を図らんがため一部の強制をもつて、結合する組合なり』とし、森林はこれを合理的に施業せんとすると相当の固定資本を要し資本の回収に長期間を要するから、割拠的に小面積の森林所有者では經營を全うできず、『林業を合理的に經營せんとするには大面積の地を以つて最も之に適するものといわざるべからず』といつている。

このように組合に対する認識は、3者いずれも林業の經營管理上の特性として大面積經營の有利性を前提としている。また野守氏は産業組合と対比して『産業組合の目的は組員の需要を充実にあるをもつて其結果として組員に対し信用及作業資料を供給し、生産物販売の便を計り、組員の經濟的地位を改良する等専ら組員其者の利益を図るを目的となし、組員各自に属する土地の使用に付てはその自由を放任せりといえども、森林組合は組員その人に関係なく、主として共同的に一定方法により森林の保護經營を目的とし、以つて組合地区内にある組員の森林は全然これを組合に提供し組合の事業として之を經營するにあり。故に組合地区内の森林の所有者は組合設立のときより当然その使用権を制限せられたるものにして、此の点に関し産業組合に対比し著しき径庭あり。』といつている。この点に関しては小出氏も森林政策（明治 41 年発行）p.249 において『森林組合にありては所謂作業強制を目的として努むる処にして、組員はこれに投入したる森林の利用に関し所定施業案の強制を甘諾せざる可からず、即ち所有権の自由を束縛せらるる処なり、是れ今日農業組合に於て全く存在せざる現象なり。尚此兩者を比較して論ずれば、農業組合は組員の需要を充実にを以て主眼とし、森林組合は森林の撫育を以て要務となす。』として森林組合の特殊性を述べている。以上諸学者の論旨は共通している。これを要約すると、

(1) 林業の特殊性から大面積經營をとることが造林・運材等事業上からみて有利であるばかりでなく虫害・風害防止やその他の森林管理の上においても有利であるということである。

(2) このような観点から森林經營を自主的に組織させるように奨励措置を講じ、もし組合組織が既存であるならば、これを保護し、解散しないように指導する。

(3) 保安林は公益上から強制的に組合をつくらせて施業の統制を行なわせる。

(4) 以上のような措置は組合法に規定して、これに基づいて完全な施業を行なわせるべきである。

(5) 森林組合は森林經營の共同が本質的なもので、所有を組合に移さない場合も単一所有森林のように施業の計画統制を行なうことは、林業における特殊性から必要であり、これが森林組合の本来の任務である。

(6) 苗木の共同購入や資材の共同購入または販売等は森林組合を組織しなくても一時的な組合でなしうること、産業組合のような組員の個別經濟に関する共同組織は林業では付随的な事業であつて、これは森林組合が取り扱うべき本質的な任務ではない。

それぞれ共通する論旨の諸特長を一言でいえば、林業の経営技術的特殊性や森林の公共性の立場から森林組合の存在形態、またはその必要性を強調していることである。たとえば林業における大規模経営の有利性(農業における小経営が一般的である場合には、小規模経営の有利性もあるはずである)、林業経営の共同化(共同経営の可能性、限界が論じられていない)、公共目的からの森林組合結成の必要性(組合の本質に対する考察がかけている)、について林業の特殊性をのべて、これを論拠として森林組合にたいする形式論理の展開ないし組合組織のための法律規定の必要をといているにとどまる。括弧書にたいする検討や、何よりも森林所有の経済的考察、それから帰納されることの森林組合の本質にたいする考察がなされていない。

藪部博士は吉川氏著『森林組合の解説と運営』の序文のことばにつきのようにのべている。『森林組合は之は森林そのものの組織であつて、所謂物的協同体であつたが、昭和14年の森林法改正によつて、一步を進めて、物的協同体と産業組合のような人的協同体との性質を兼ねることになつた。而して今や統制経済の進行にともなつて、更に一步を進めて、林業統制の組織として役立つようになりつつある。林業家が森林組合に立て籠つて、木材統制組織と対抗するなどは以ての外ではあるが、林業家が森林組合によつて団結して、協同に経営し、相互に統制し、以て林業の国策に協力することは刻下の急務である。』組合に対する本質論はのべられていないが、森林組合が時代の要求と発展から不離であることが示されている。

島田博士は森林組合論<sup>34)</sup>において、経済発展の過程から森林組合の成立を論じられている。

すなわち『森林組合には本質的な特殊困難が横わるが、凡そ経済集団の発展は経済の必然の軌道に乗つてなされる時、その本質の姿勢をとる。わたくしは林業における経済構造の変移推移との関連に於てこの問題をみんとした。茲では森林組合制度を制度として解明するものではなく、林業経済の発展の現段階に於てこれを把握せんことを課題とする。』とのべられている。このようにして島田博士は『土地の所有並に用益の発展を究明する立場から森林組合制度の研究と村持入会地の性格に関する研究を行い、両者を林野土地制度として一連の関連』を立てて展開されている。森林組合論 p. 92において『森林組合は協同組合の集団原理と異なり、人格の集団でなくして対物的集団である。協同組合にあつては特定人格を意識せる人々の間の人格的結合であり、人格性を重視する結果一人一票の原則が支配する。然るに森林組合は一定地域内に森林を所有するという事実が組合結合の条件となり、物を通じての人の結合である。この意味において財産結合の集団ということが出来る。ではあるがこれは株式会社における資本団体だという意ではない。殊に森林組合の発生の形態はゲマインシャフト集団たる村落共同体の森林用益に端を発するものであり、且つその経営経済の本質の側面からみるも林業は資本主義的劣勢産業であつて、単に資本原理のみによつて没人格的に結合が促進されたとは考えない。かくのごとく森林組合は協同組合に於けるが如き純人格的のものでもなく、さりとて株式会社の如く純経済的のものでもなき対物集団である。而して其集団結合の看られる場所が農山村に於てであるから、因習の支配すること多き農山村社会の反映として、大なれ小なれ歴史的背景を有つのである。従つて吾人は、先ず村落協同体に端を発する所謂旧森林組合の本質から描出するを順当とするのであろう。』

『明治維新以後土地制度の改革によつて村持地は崩壊の過程を辿つた。即ち土地官民有区分の際に村山の内部における焼畑や個人植栽地が特定村民が独占していた事実のために、この特定人に対して永久所有権が与えられ、村持地の勘からざる部分が村の有力者の意向によつて分割された。これが第一期の分解で

ある。第二期は明治 21 年の町村制の公布によつて村民の記名共有地に変更されたこと、明治 29 年民法が施行されてローマ法的私権の確立によつて、さらにこの傾向が助長された。第三期は明治 43 年以後における公有林野整理統一の強行である。これによつて法人町村に解消したもの、整理の条件として個人有となつたものがある。』

森林組合は、このような林野の共同体的土地所有の解体の過程においてはあくされている。すなわち、『記名共有山林はかかる歴史的産物として民法上の共有とは各種の点に於て特異性を認められる特殊の様相をもち、その特殊性を規定するものは村落協同体の性格である。……これらの記名共有地を地区として設立される森林組合は制度上は森林法の組合として新たに設立される形式をとるけれども、實質は在来の村持山の管理慣行が続けられる。定款の規定に拘らず、多くは村寄合式の協議機関に依つて管理事務が運行している。従つて部落有地の管理と記名共有山林を対象とする組合林の管理とは、本質的の區別をその間に置くを得ない、夫等は村落協同体機能の全面的働きの一部面が共有地に一適応を見出すに過ぎないのである。』

『……個人有林においても対物集団性の可能的存立が認められるのであつて山林私有は既に徳川時代にも存在したけれども、それが大規模に認められたのは明治初年の土地官民有区分に於て村持山の所有権を分割したものに於てであつた。その後も機会ある毎にこの傾向を馴致したのである。ところがこれらの個人有地にたいしては、その所有者の何人たるを問わず村民はその山林内に於て葉枝を採取し、下草を刈り取り、牛馬を繋飼する程度の利益が黙認せられている慣行が今尚ほ各地に存する。斯かる慣行は権利として村民が有するのではない。所有権は個人の絶体権であつて、彼は義務として承役を負うものではない。然しながら、観念的には旧来の村持山に対するような念慮が意識的にか無意識的にか在つたと認められる。これは取りも直さず、村域内の森林所有者が対物集団として一定限度の制限に服するを容認すべき可能性を物語るものである。』

かくて森林組合制度をつぎのように結論されている。『森林組合は林業の市場経済生産が汎行されるに伴つて経済団体的性格を前進せしめるが、組合の発生形態に於ては耕作強制の如き統制的機能を第一義的として居たものであつた。現今といえどもこの本質は決して失はれていない。この本質を具えざるものは、それは森林組合の埒外に逸脱するであろう。斯くて吾人は統制団体的性格を森林組合の本質の一重要要素として此処に指定するものであり、その統制的機能を公共性を有つものとする。統制には営利動機より出発して利潤獲得の増加を目的として為さること、資本主義産業に於て屢々看るところであるが、森林組合の夫れは決して斯る種類のものでなくして、公共奉仕の観念より流出する。』

『各国の法制に特別法をもつて規定される森林組合は対物組合としてあらわれ、保安林あるいは産業行政目的のために与えられた団結である。組合の成立を勸奨する手段として国家の保護助成があるために、少くとも外觀は自発的に形成されたかにみえる場合もないではないが、實際は森林所有者側から自発的に盛り立てられた団結ではない。我国の土工森林組合はその著例であるが、是等を森林組合として適格性を有するものとは認めない。』

『国家の林業政策が分裂した小林分を結合して林相の改善を図ること、すなわち林業経営合理主義の實現によつて保安目的ないし資源確保目的が第一義的で、小林主の庇護に主目的があるのではない。森林組合とは『一定地域内の森林所有者の在来の結合関係を維持し、あるいは新たに結合せしめて、その林業経営活動の全部又は一部につき、共同的及計画的秩序を附与するものである。』とのべられている。

昭和 26 年森林法の改正によって、森林組合の理念は画期的な変化をとげたのであるが、これが現実の経済においてどんな関連をもつかについては第 2 部において詳述する。

### III 森林組合の本質に対する諸批判

昭和 26 年の森林法改正によって、従来の森林組合は協同組合に改編されることになった。これは重大な質的転換であつた。けれども経済発達の自然の経過をたどつて、変更されたのではない。占領軍の示唆に基づいて行なわれたものであり、再編成の上でも従来の組織を解体して新たな基礎に立つて作られたものではない。定款の本質的な変更にもかかわらず、実体の検討は根本的に進められなかつた。新しい革袋が用意されたが、中味の酒はそのままであつた。新組合のになつている使命が、行政的な措置による定款の塗り替え作業によつてアイマイにされたというきらいがあつた。

ここではまず新森林組合に移行した直後において、組合の運営に實際上携わつている人々の間にどんな批判があつたかを紹介してみよう。

戦時中の統制的性格に対する非難は組合員一般の与論であつたが、移行の当事者としては多くは従来の職員があたらざるをえない事情にあつた。そこに、組合運営の新しい苦悶があつた。

ここにはまず、旧森林組合の創設当時から育成に当たつた技術員の声を摘記してみる。坂上森林組合技術員轟光久氏<sup>251</sup>の言を要約すると、『森林組合は本質的には経済団体ではなく、むしろ町村に準ずる公益団体である。森林組合は果して協同的経済団体が妥当であるか、どうか。現実の森林組合は改正森林法には副わない奇形児であつて、森林組合の本質の在り方と改正法の根拠とは根本的に異なるのではなかつたらうか。』『森林組合の設立が発足と同時に戦時体制の渦中に投げられ、立木供出の名の下に一方的伐採を強制せられて木材薪炭の供出は勿論竹材杉材の皮の集荷或いは生松脂の採取等戦時中は戦力増強に利用されて森林所有者の怨嗟的となつた。……戦後に於ける森林組合は樹苗の不足、賃金の暴騰、加えて農地改革に伴う林野の解放と森林国有管理説におびえている森林所有者に対して専ら造林を奨励し、森林法改正による立木伐採の規整について、組合員制圧の立場に立つて苦境におかれ、組合は国家統制のやりずらい部面のみ押しつけられて官僚の手足の如くこき使われて来た。』かくて森林組合は組合員の組合でありながら、必ずしも組合員の意思に沿い得ないものがあり、そのことは森林の公益性と経営の特殊性からみて農業協同組合やその他の消費組合のごとき純然たる協同的経済団体とは全く趣を異にする。営林の助長奨励、資源の保続、森林経営の計画化、林道の開設、治山治水等およそその事業の性質が多分に公益性を有する。それゆゑに森林組合の経済団体としての発展は困難なりとして、公益団体としての行政措置を講ずべきものとしている。

また、おなじく技術員という立場から難波信氏は大要を次のように述べている<sup>17)</sup>。

『個々の組合員の大多数は生活のための農業に年中一家総動員で働らくが、山林に限つて天然の生産物を世話いらずで利用もし、収穫もしてきている。』

このために一般に林業経営に対する熱意と関心を欠くため、出資金・賦課金の徴収も最低限度に甘んじ最低の陣容をもつて定款第 1 条の至上命令に孤軍奮闘せざるを得ない地味な立場が『技術員の立場』であるとして、『戦後の経済的不況による苦い経験は再び経済事業の企図を与論的に制約され一意森林の造成と育林に進捗することを組合運営の主軸とし……440 世帯の組合員が所有する 5,000 町歩の山林の複雑な形態に適應する合理的施策を森林計画を奉じて行う……』と自己の職責をのべている。

以上 2 論者のいわんとしているところは、現実の森林組合は組合員の自覚に基づいた協同組織になつていない、旧組合をそのまま受けついで存在であること、戦争中の組合活動の批判や林業の特殊性から、組合活動に対する一般組合員の無関心、終戦後の経済変動による経済事業の破たん、これらのことから、行政庁の指導のもとに立たされざるをえない結果におち入つていることを卒直に述べて、このような日本林業のおかれている特殊性、森林組合の経済的自立の困難性、公共性を強調せんとするものであつた。

これに対立する意見として野村恵次郎氏<sup>29)</sup>は、次のように批判している。『技術員の立場からの轟氏の考え方』は、『森林組合は組合員の所有する森林について自ら施業する』という最も非民主的な精神から一歩も出ていないのではないか、もしも多くの森林組合員がまだこの考えを堅持しているとすれば、森林組合今後の発展は望めないであろう。かくして改正森林法による森林組合のあり方は協同的経営団体であり、森林の公益性は究極において、森林所有者の利害と一致するものであるが、組合はあくまで組合員に奉仕することを第一義としている。森林計画とその実施の全面的な権限を森林組合に移管せよという轟氏の主張に対し、旧法の森林組合のようにその組織がいかにか民民主的に構成されているにしても、民間団体である森林組合に高度の実質的権限を付与することは昔の統制団体の弊を繰り返す時代の逆行でしかないといつている。結論的には、新しい森林組合の運営の困難さと発展をはばむものは、第 1 に経済的にめぐまれぬ森林組合において有能なる適任者を得がたいこと、第 2 には出資金問題に帰せしめている。

森林組合のあり方について、このように異なつた 2 つの方向が主張されている。しかしながらこれは、いずれも森林組合の運営に当たつている実際家の体験を通じての、対立した意見なのである。これはかくあるべきだというような第三者からの余裕のある批判ではなくて、組合の現実と林業の実態からくる当事者の切実な認識をものがたるに外ならないのである。もしこのような論争が組合の実態をはなれて行なわれるものとすれば、いきおい先に述べた公共組合か協同組合かというような従来からの対立の繰り返しになりかねない。このような本質的な見解の相違はそれぞれの森林組合のおかれている社会的環境、戦後の経済変動に直面している森林所有者の要求の相違を反映しているものである。

しかしながら論争をまきおこす原因は、実は改正森林法の規定自体にあるという見解がある。

塩谷勉氏<sup>30)</sup>は『森林組合の方向が容易にきまらなかつたのは、産業としての林業の複雑さに基因するがその本質的な矛盾は森林組合の目的をうたつた第 74 条の中にみられる。即ち人的組合の最大関心事であるべき組合員の経済的社会的地位の向上の前に“森林施業の合理化”という難問題がドツカと据えられているのであり、これには単に組合員のためというに止まらず、森林の公益性林業の公共的性質というものがこめられていると感ずるのは私だけであるまい。』と述べている。かくて『ドイツ、特にプロイセンの森林組合の流れをくみ、加入強制により組合員の施業を規整して、森林の公共性を強くとりあげようとする行き方とアメリカ式の協同原理に則り自由加入により組合員の林産活動を有利に導こうという行き方とは理念的にも実行手段に於ても異なる。一団体に両機能を兼ねさせることの性格的矛盾の故に発足以来一年半余を経た今日いろいろの弱点や支障を森林組合に露呈させている。何のための改正であつたか、少なくとも協同組合としての在り方にはなつていない。』その最も大きな理由としては、森林計画業務に関連した国家行政事務の代行にあるとし、森林組合の性格をスッキリさせるためには次のいずれかに森林法を改正すべきであるとされている。

- (1) 協同組合一本で進み、森林計画指導事務を他の機関にまかせる。
- (2) 森林計画の完成を下から支える組織の目として強制加入による地区内森林施業の合理化を目指す組

合とする。

(3) スツキリしないが、協同組合の内容や運営を法律でもつと強く規制すること。

以上のような改正森林法諸批判に対して組合が一般的にどのような動向をとつたかは後に述べるとして具体的に森林組合問題の所在を明らかにするために個別的な発展の姿をのべてみよう。

#### IV 森林組合の問題点

##### IV-1 東吾野森林組合<sup>(1)(3)(13)(29)</sup>

東吾野森林組合は、昭和 16 年に発足した追補責任森林組合から発展してきた組合である。西川林業地帯は小角材や足場丸太の生産地として古くから知られているが、この組合はその中心地帯にあつて立地的条件にめぐまれており、その特色は林産加工工業を主軸として役職員の一致協力によつて好成績をあげていることである。このような特色を生みだした環境や運営の発展のあしどりをみよう。

##### 組合の環境

この組合の所在は埼玉県の西南部、飯能市であるが、昭和 31 年に合併された旧村東吾野村を地区としている。東西約 8 km 南北 4 km の山村で荒川の支流高麗川が地区の東西を貫流しており、地形は急峻である。総面積 1,929 町歩のうち、耕地は山腹をひらいた傾斜畑 135 町歩と水田 2 町歩にすぎない。地質は秩父古生層に属しており、基岩は粘板岩、砂岩等で壤土または砂質壤土でおおわれて、スギ、ヒノキの生育に適している。

交通は高麗川に沿うて飯能市から秩父市に通ずる県道および西部鉄道が貫通しており、主要溪間には自動車を通ずる林道が開かれて林内に通じている。東京へは西部鉄道東吾野駅から 1 時間半、自動車では 2 時間の距離にあり、木材の集散地である飯能市街に近接している。

総戸数 490 戸の大半が高麗川に沿っている。職業別就業人口および村民所得をみると、

俸給生活者、給与所得者が大部分である。

すなわち、中都市近郊の交通にめぐまれたところであるだけに純山村でありながら給与所得者が多く、その大部分は飯能、豊岡、川越、所沢や東京へのサラリーマン、工員、労務者等の通勤者で農業戸数は 50 戸でそのうち農業のみの単独収入によるものは 3 戸にすぎない。農業条件はいたつてめぐまれない山村である。

しかし明治中期は養蚕が盛んで、大正時代にはいつて畜産が導入された。昭和になつて耕地の 8 割が桑畑で全戸数といつてよいほど養蚕をやり、座繰糸をつむぎ、はたを織つていた。上層農家では 4~5 人の織子をおいていた。これが村民の主要な収入であり、またそのころは木炭収入もかなり大きな比重をしめていた。このように商品経済は古くから浸透していた。戦時中には応召、徴用者のために労務が不足したが、終戦後は疎開者、引揚者が滞留して一時人口が膨脹した。戦時中に桑畑は食糧増産のために改植され

表 1. 職業別就業人口

職業	俸給生活者、 工員	農林業	商業	その他	計
人数	565	250	33	15	863
%	65	29	4	2	100

表 2. 村民所得割合

種別	給与所得	林業所得	農業所得	営業所得	その他	計
%	43	30	10	7	10	100

織物は企業整備によつて転業したので戦後は養蚕がふるわず、外に適当な産業もないので過剰労働力が村外に流動せざるを得ない事情になつた。林業への関心は相対的に高まつた。

#### 林業の概況

林業について概観すると、古くから西川林業地帯としてひらけ、その起源は江戸開幕の際御用材の供出を命ぜられて、高麗川を流筏した。最初は天然林の利用伐採に始まつたが、明治にはいつて造林が盛んに行なわれ、明治末期に製材工場が地元で設立されて地方需要に重要な役割を果たした。大正 4 年に武蔵野鉄道が開通し、さらに関東大震災を契機にして旧飯能市が林産物の集散地として市場を拡大した。このようにしてこの村の林業は大消費地東京を控え、スギ、ヒノキに適した自然的、経済的条件に恵まれて盛んになつた。

地区内森林面積はわずか 1,638 町歩にすぎないが総面積の 85 % を占めている。林相は 85 % がスギ、ヒノキの人工林でおおわれ、質量ともに優良であることが指摘される。年間の用材生産量は 2 万石である（木材業者 4、製材工場 2 がある）。戦時中は過伐によつて生産力が低下したが、森林組合の努力によつて兵力伐採をまぬがれたので付近の町村の林相に比べると、赤膚の出ているところも少なく、最近の盛んな造林による回復がめだつている。最近 3 箇年の植伐状況は次のようである。

表 3. 植 伐 状 況

	昭和 28 年度	昭和 29 年度	昭和 30 年度
植 栽 面 積	21 町	25 町	35 町
伐 採 面 積	7	6	7
間 伐 面 積	55	58	57

これで見ると植栽面積と伐採面積の間はかなり開きがあるとされるが、これは新炭林の樹種転換および原野の造林が進められているからである。

つぎに、組合の組織および運営がどんなに行なわれたかを中心にしてとりあげよう。

#### 組合の組織と運営

組合の現況をみると、組合員の所有面積 1,503 町歩、蓄積は 55 万石で、組合員数は 231 名、地区内森林所有者の 70 % にあたつている。出資額は 262 万円で理事 10 名、監事 3 名で、職員は 30 名で運営されている。

村経済の重心が林業であり、林業活動のにない手としては森林組合が大きな役割を果たしている。

この組合の基本的性格は素材生産と製材事業を中心として運営されている。施設の内容をみると、事務所 2 棟 16 坪、製材工場 1 棟 114 坪、倉庫その他 2 棟 35 坪、丸鋸製材機 2 台 10 馬力、帯鋸製材機 2 台 (48吋)、自動運材車付帯鋸 20 馬力 42 吋テーブルバンド 1 台 15 馬力、目立機 1 台、自動車の車庫とトラック 1 台、木馬道 19 線 10 km である。

この組合の特色は製材設備を近代化している点や、木材業に熟練した職員を置いて、山元における注文生産の利点を生かしていることである。昭和 29 年の原木取扱量 6,102 石、パタ薪 1,500 束である。この取扱量は地区内生産量の 30 % にあたつている。素材生産とともに製材事業からあげられる収益が組合運営の基礎となつており、賦課金などを徴収していない。

昭和 29 年の事業の内容をみると

創立は昭和 16 年 3 月、第 2 次大戦のはじまつた年であるが、それはまた木材統制法が公布された年であつた。

設立された直後からこのような情勢のなかにおかれて、いちはやく木材統制機構にまきこまれたのである。

森林組合が設立されるまでにはその母胎ともいうべき産業振興会があつた。農業恐慌にみまわれた昭和 5 年不況対策として産業振興会が農業、林業、畜産、養蚕、副業の各部門にわたつて全村を一円として結成

表 4. 昭和 29 年度損益計算書 (単位千円)

区 分	収 入	%	支 出	%
教育指導事業	69	0.4	71	0.4
貸付事業	87	0.5	66	0.3
林産事業	16,771	93	14,987	83
購買事業	241	1	209	1
加工製造事業	229	1	117	0.6
一般管理費	—	—	1,547	8
事業外収入	594	3	671	4
前年度繰越	102	0.7	—	—
利益剰余金	—	—	426	2
計	18,096	100	18,096	100

された。さらに昭和 7 年本村が経済更生指定村として県下にさきがけて指定されるとその組織は経済更生委員会にきりかえられて、更生計画とその組織体制が確立された。林業部門が推進力となつて、スギ苗の改良、植栽方法、撫育等の技術指導を行ない、パルプ材間伐材の共同販売を行なつた。旧組合はこの組織がそのまま移行したのである。経済更生運動は部落——経済更生委員会——村当局——県という組織のつながりがあつて林業の指導活動が行なわれていた。森林組合設立の態勢は役場や経済更生委員会の役員の手ですすめられた。組合役員には経済更生委員会の委員があつた。それはまた主として部落の代表という形で選ばれた熱心な林業家であつた。昭和 17 年県の職員によつて施業案が作成されて総会で議決された。

『組合員の所有する森林につき自ら施業をなし、又は組合員の施業を調整し、以て森林生産の保続をはかる』という組合目的に対して、当時の総会の記録によると組合長は組合の方針についてつぎのようにのべている。『本村山林に関する統制は本機関を通じて全面的に強化することになり、施業、植林、伐採、製炭に至るまで、国策に順応したる方針によらんとす。

本年度よりは林業家は施業案の指示するところによつて伐採し、本組合を通じて日本木材株式会社に販売するものにして、各部落は本組合と協同して、円滑なる運営を希望する。尚本組合は施業案により、伐木造材、運材、薪炭製造、樹苗の生産、造林等の経営指導をなし、これに要する資材等の調整をなすものなり。』

実際は日本木材株式会社のかわりに、地木社の設立によつて木材の集荷配給が行なわれたのである。森林組合はその下請機関として、施業案にもつて立木を調達して素材生産を行なうことが要請された。しかし組合自体の組織でこれを行なうことは、技術的にも、機能的にも困難であつたから、部落組織を利用して、その自主的統制の形で供出を貫徹せんとした。農業部門でも産業組合が農事実行組合を動員したように、森林組合は部落ごとに職員を配置し、部落の責任生産の形で木材生産の任務を果たした。

初代組合長には村長であり県会議員であつた A 氏が就任した。A 氏は更生委員会の林業部長であつたしまた有力な木材業者であつた。木材業者は氏のほかに村内に 7、8 名おり、そのうち数名は製材工場を自営していた。組合は当初はこれらの地元の木材業者、製材業者に対抗する意図はなかつた。副業としての下駄、割箸製造を経済更生委員会、副業部から引継いだにすぎなかつたのである。A 組合長は飯能木材同業組合長を兼職していたから、もちろん業者との摩擦はさける運営方針をとつていた。それでかれらと競合することのない農村更生委員会林業部で行なつていた造林、保育、間伐の指導やパルプ材、坑木、稲

掛丸太等の生産販売のあつ旋を行なうにとどまつた。

しかし戦時体制の強化、木材統制の高度化は地木社の設立をめぐつて木材業者の転・廃業を余儀なくされる問題に発展し、森林組合は地木社の下請機関として山元製材の許可を受けて事業を行なうことになった。村内業者は組合長のあつ旋で組合の職員として吸収され、部落に配属され生産の第一線を担当するようになった。

組合長は自家の製材工場を寄付し、立木供出を率先した。軍需材の増産のためには林業労務は極度にひつ迫っていたので、適材は場所をかまわず、伐採しやすいところ、運搬の容易なところから供出することになり、組合の運営はもっぱら林産事業を中心として終戦をむかえた。

しかし戦後の混乱時代を通じて、経済事情の激動があり村内木材業者も復活したが、この間、組合は木材価格の高騰によつてあげた利益は立木の供出者に還元をはかる一方設備を拡充して生産能率を高め組合の経営基礎をかためた。これは東京に近い地理的条件にめぐまれていたことと、役職員の一致した協力にあらうと思われる。

昭和 27 年新組合に移行した後も林産事業を主体として、指導事業としては間伐指導や苗木のあつ旋なども行なっているがふるわない。林産事業による収益で指導事業を行ない、組合維持費をまかない、組合員からは賦課金を徴収せずに経営されている。造林補助金や伐採許可申請の取扱いおよび手続が組合の名で行なわれており、一般の森林所有者のために行政関連事務を行なっているため、大山林所有者のための事業体であると同時に一方には公共団体としての二重の存在として村民の目に映じている。

#### 林産事業の発展

組合は定款によると東吾野村一円を地区として、1反歩以上の山林所有者をもつて組織されている。創立当時は所有面積 5 反につき 1 口を標準とし、1 口金額を 10 円とし毎年度 1 円の払込で発足した。昭和 17 年度における出資口数は 1,666 口、組合員数 297 名であつた。昭和 18 年林産事業を開始し、増資のため定款を変更して 1 口金額を 30 円に引き上げ、したがつて毎年度の払込金額を 3 円にすることに変更した。さらに 23 年には施設の拡充のために出資口数 5 反あたり 1 口であつたものを 1 反あたり 2 口とし、口数を 14,462 に増加した。昭和 26 年度新組合移行のときには、組合員の出資口数の割当を強制しなかつたが、協同組合への発展のための経済的基盤の確立という意味から出資増額の方針をとり、所有面積 1 反に 1 口の割合として勧誘し、1 口の金額は 200 円とし 3 回にわけて払込を完了している。

組合運営の推移を財務の面から検討すると、林産事業発展のあしどりがよくわかる。出資金と払込状況はすでにのべた。

資金面についてその構成内容をみると、固定資産では戦前 3 % (昭和 18 年) ~ 4 % (昭和 20 年) の割合を示していたが、戦後は一躍 30 % (昭和 22 年) ~ 42 % (昭和 23 年) にたかまつている。固定資産額は貨幣価値の変動があるので絶対額では比較できないが、前にのべたように、戦後山元工場としては画期的な製材設備や貯木場、倉庫施設を増設している。

この近代化の過程をたどつてみると、

昭和 18 年度 民間製材工場を受け入れ、いずれも 42 吋丸鋸および小丸鋸各 1 台、10 馬力モーター装置。このうち A 氏所有工場および付属設備は寄付による。

昭和 19 年度 村農会の下駄工場受入

昭和 20 年度 貨物自動車 1 台買入、同車庫新設

昭和 21 年度 貯木場施設, 貨物自動車 1 台購入  
 昭和 22 年度 目立機 48 吋自動送台車付帯鋸の購入および鋸付製材工場建設, 配電設備の新設  
 昭和 23 年度 製材工場および付属施設の落成  
 昭和 27 年度 42 吋テーブルバンド購入および同工場建設  
 昭和 28 年度 トラック 1 台, オートバイ 1 台, トロおよびトロレール転換器の購入

表 5. 比較貸借対照表

(単位万円)

年 度	流動 資産	固 定 資 産			総資産	流 動 負 債	そのう ち短期 借入金	払込 済出 資金	自己 資本	流動 比率	負 債 比 率	固 定 比 率
		有形 固定 資産	外 部 出 資	固定 資産 計								
昭和18	41	1	0.3	1	42	41	17	0.4	1	96	5030	150
19	68	2	1	3	71	69	6	1	2	98	3310	160
20	101	3	1	4	106	111	1	1.4	4	99	2750	120
21	203	46	1	47	250	245	15	2	5	82	5120	990
22	256	106	1	107	363	355	85	5	8	72	4300	1300
23	162	120	1	121	283	249	73	29	36	65	690	340
24	251	127	1	128	379	336	46	41	47	75	700	270
25	174	126	1	127	301	221	43	41	80	78	280	160
26	485	117	4	121	606	507	96	42	99	95	510	120
27	573	181	14	195	768	626	260	86	142	91	440	140
28	874	273	14	288	1,162	964	590	133	198	90	490	150

このようにして、戦後急速に固定設備を近代化して地元の木材業者や製材業者の設備にたいしては圧倒的な地位にたつた。いままで剰余が投資されたことはもちろんであるが、固定設備の拡充や事業量の増加は資金需要をそれだけ膨脹した。出資額も増加したが、到底問題ではなかつた。多額の短期借入金で運転資金として必要とされた。昭和 26 年度以降の資金運用状況をみると、つぎの表のようである。

表 6. 昭和 26 年以降 3 箇年資金運用状況

年 度		昭和 26 年	昭和 27 年	昭和 28 年	
出 長	資 期	660	1,011	1,544	
負 債	金 債	0	0	0	
長 固	期 定	660	1,011	1,544	
資 産	金 産	1,211	1,952	2,875	
長 短	期 資	551	941	1,331	
内 訳	金 不	5,074	6,263	9,643	
内 訳	借 入 の 他	買 掛 金	3,755	2,819	2,214
		未 払 金	963	2,603	5,901
		そ の 他	356	841	1,528
総 運	転 資	4,523	5,322	8,312	
棚 卸	資 産	2,974	3,480	6,194	
運 転	資 金	1,549	1,842	2,118	
剰 余	金	327	404	431	
当 座	資 産	1,876	2,246	2,549	
内 訳	現 金 預 け 掛 金 の 他	現 金	145	330	645
		預 け 掛 金	501	1,083	1,200
		そ の 他	1,230	833	704

この表からみるところでは、物価変動を考慮に入れてみても運転資金の増加が著しくなっている。これには経営規模の拡大化とともにな一つの原因がある。従来立木は組合員から委託されて製品化し販売されてから代金が支払われる委託加工販売が大部分であつたが、昭和 26 年を境として立木の買取を希望する組合員が多くなつてきたからである。すなわち、朝鮮事変で木材価格が停滞から高騰に移つたため、立木で組合に売つて製品の値下りの場合の危険を転嫁しようということである。このために資金は一段とひつ迫してきたのである。金融事情がこの組合の中心課題となつた。短期借入金の借入先をみると、年度に

表 7. 短期借入金の借入先比率

年 度	借 入 先 比 重	
	金融機関	個 人
昭和 26 年	90 %	10 %
27	60	40
28	60	40

従つてその額が増加するとともに組合員個人からの借入金の割合が相当額にのぼっている。金融機関の場合も組合役員の個人保証において借入れを受けている。資金面からみると組合幹部および大山林所有者を主とする組合員の個人的グループの結合と責任において運営されていることをしめすにほかならない。

森林組合が経済事業を中心として運営するとき、とくに製材事業を行なう場合などでは多額の資金を要し、出資金のみでは

まかなうことができない。借入金の保証は大森林所有者が主となつており、組合にたいする利用度の点からのみでなく、組合運営のための資金面からみても、経営の責任がかれらを中心に分布している。

要 約

以上この組合の実態を分析してきたが、さらに問題を整理してみることにしよう。

この組合の特色は林産事業が主軸になつている。もちろん指導事業や購買事業もやつているが、事業運営の上でしめる比重はきわめて小さい。戦後製材工場や付属設備を拡張したが、製材事業では村内業者の追従をゆるさない位置にたつている。このような経済的条件を要約すると

(1) 昭和 16 年組合を設立したが、その経営の基礎はかつてこの村の経済更生運動にもつじた更生委員会林業部の組織が先駆的な活動をしていた。旧組合は形の上でこれを継承したにすぎない。

(2) 昭和 16 年創立直後戦時体制、木材統制という国家的要請が個人企業存在をゆるさなくなり、組合自体が無競争、独占的地位をかちえた。業者を職員として吸収して事業を拡大した。

(3) 戦時体制が部落組織を行政下部機構として再編成した結果、組合事業の運営もこれに便乗して行なわれた。

(4) 戦後の混乱期を通じて木材価格が高騰し、組合は手持材によつてばく大な利益をえたが、これを立木供出者に還元して信頼を得、それ以後の原木入手を容易にし、利益の一部をもつて設備を拡大して生産力を高めた。

(5) 大山林所有者が協同一致して組合運営にあたり、資材資金面の措置が適切であること。等があげられている。

そして都市近郊という木材商業上の好条件と、古くからのめぐまれた林業立地条件を製材事業運営の上によく結びつけていることである。たとえば東京市場の特殊需要や農家や大工、建築業者のような最終需要者の注文に応ずる販売方法を採用しており、立木から製品までの一貫作業をとつている。24~5 年ごろまでは、無条件委託生産をとつていた。しかしこれは木材価格が下落傾向をたどる時期にいたつて漸次買取生産に変化してきて、現在では買取生産に全面的に移行してきた。実質的に共同販売ということはいえないにしても、大山林所有者は一致して組合を利用しており、そのために必要な組合資金を調達した

りして、組合の存在意義を自覚している。ただ税金関係から組合のみの利用をさせて業者への販売を併用しているものが多い。しかし組合としては原木入手のために、とくに立木の獲得に努力するほどの必要もなく、工場の操業に十分間にあつているということである。零細所有者にたいしてはとくに買いたたいもうけするという主義ではなく、未経験者、未亡人のように木材市況や材積計算に明るくないものに対しては損をしない程度に取り扱うように注意を払つているといわれている。このように製品販売の有利性、設備の優秀による製品の歩止り向上で立木価格は他よりも高く買つてもやつてゆけるので、村内でも立木価格は隣村に比べると2~3割方高く売買されているといわれている。林産事業の利用は全体としてみると上層のみに限らず組合員各層によくゆきわつて利用されているといえよう。

#### IV-2 栄森林組合<sup>5)6)</sup>

この組合は、昭和3年に土工組合として発足して今日にいたつている。この組合もやはり製材工場を経営しているが、その運営面をみると東吾野の場合とはやや異なつたところがある。まず比較的古い設立の歴史をもつた本組合が、どのような発展の経過をたどつてきたかを考察する。

##### 組合の環境

栄森林組合は、山梨県南部町大字内船にある。組合の地区は静岡県と境を接し、富士川に沿うた東岸の旧栄村の地域を占めている。中央部を佐野川が流れて富士川に開口している。総面積6,500町歩で、急峻な地形をなしている。交通関係からいうと身延鉄道のほぼ中間で村内に内船ほか3つの駅がある。

木材の生産地として古い歴史があり、木材は富士川を筏で流し、河口に近い静岡県の岩淵にあつて江戸におくられた。江戸築城のときは本村にある片房沢国有林から御用材を伐出した記録もある。一般に地形が急峻であるから農耕地に乏しく、田はわずかに44町歩で富士川の沿岸にひらかれている。養蚕は戦前盛んに行なわれたが、戦時中桑畑が食糧増産に転換されてから戦後は振わない。混農林業としてミツマタ栽培が盛んである。伐採地を焼いてソバ、ムギ、アズキをまき、これを収穫したあとにミツマタを植える。その間にスギを混植する。ミツマタは3年目ごとに2回収穫する。全国のミツマタの価格はまずここで仕切られたり、講師を土佐におくつたという明治の全盛時代に比べると、今日では重要性はうすくなつてきているが、それでも農家経済のうえで冬期間の副業としての意義をもっている。養蚕がふるわないが、ほかに適当な現金収入がない。労務者、工員、サラリーマンとして村外へ通勤している勤労者が多い。村内では林業への経済的地位が高まつてきていることも事実である。

##### 林業の概況

山林面積は5,700町歩で総面積の88%を占めており、1,900町歩の片房沢国有林が佐野川の源をなしており、県有林、村有林560町歩、大昭和製紙50町歩、富士川製紙77町歩やほかに本州製紙の山林がある。村内には50町歩以上の所有者は5名いる程度である。10町歩以上の所有者は66名で、5町歩未満のものが94%をしめている。組合の加入率は80%である。

私有林の8割がスギ、ヒノキの人工林で、ことに戦後の植林がめだつている。森林組合のこれまでの努力のおかげで林道網がよく発達していて、どこにいつでも架線設備を利用して小丸太をかんとんに集材してトラックで積み出している。

戦後の村の経済は林業を中心に動いた。木材ブームは一時に木材業者、製材工場、木工場を乱立させた。現在この村には栄製材工業協同組合のさん下に7つの製材工場と3つの木工場があつて、原木の消化量は最低に見積もつても28,000石を確保しなければならないので、工場経営は原木難におちいついてい

る。原木消費量の約半数は村外にあおいでいる状態である。地元の国有林材は最近では地元への立木処分が少なくなり、公売材は村外の業者にわたっている。村外の業者というのはおもに静岡・京浜地区の最終消費者と直結した製材業者で、その競争では卸売業者を相手にする村の業者は歯がたたないのである。そこで地元は他村の民材や県有林材をあてにしているが、原木高の製品安と都市の木材業者の買いあさりとのはさみうちになつて苦しい立場にたつている。

村の造林事業は昭和 25 年ごろから盛んになつた。当時県の苗木無償交付制度が大きくものをいつて造林がのびたのである。毎年の造林面積は 100 町歩をこえ、伐採跡地はもちろん、カヤ場や採草地、薪炭林の改植などが目立っているのである。

#### 土工組合の経営

栄森林組合の前身は昭和 3 年に誕生した栄中央保護森林組合である。設立の目的は村の中央を貫通する佐野林道を開発することであつた。大正 15 年林業共同施設奨励規則ができて、森林組合を設立して申請すれば林道補助金が交付されることになつたのが設立の契機となつた。初代組合長になつた K 氏や W 氏が村長や助役として開設を提唱し、県に運動することからはじまつた。

K 氏は当時村政の中核にあり民有造林を率先垂範した先覚者であり、W 氏も組合長を最近まで歴任した林業界の功労者である。このように村政を左右する地位にある人達が林道開設について県との折衝を行なつたが、当時の貧村としては画期的な大事業であつたから村民の間にも議論が百出して賛否は容易に決しなかつたようである。その問題というのは、経済不況の折から補助金の助成があるにしても、8 箇年計画 14 万円の工費を要する大事業が果たして村民の負担にたえるかどうかの問題、開発技術上の路線の選定をめぐる問題や従来の荷馬車運搬の失業問題等であつた。しかし佐野川奥にねむる木材資源の開発、利用がこの村今後の経済発展の方向であり、ことに 2,000 町歩にわたる御料林の伐採、運搬、その林産加工事業を行なうことは産業振興対策の一助として村政上重要であるということは村役場をはじめ衆議が決定したので万難を排して着手されることになつた。

御料林の存在は林道開設に大きな役割を果たした。工事費の負担をめぐつて補助金の申請が行なわれたが、村民負担額と同額が交付された。

林道設立に直接関係のあつた地元部落は、第 3 条にかかげる部落であつた。組合を設立する場合は、資格を有するものの 3 分の 2、同意者の面積が総面積の 3 分の 2 以上であればよい。組合を設立すれば有資格者は組合員として加入の義務を生じる。組合員の議決権はつぎのようであつた。

所有規模	議決権
1 町未満	1
1 町～3 町	2
3 町～5 町	3
5 町～10 町	4

これ以上 5 町歩をますごとに 1 を加え、15 を最高とした。各部落から組合員が総代を選ぶ。総代会が総会の代わりに開かれ、理事 8 名が選ばれ林道開設のために組合が運営された。

かくて佐野林道は昭和 4 年着工されてから昭和 11 年に至るまで、工費 17 万円をもつて内船駅を起点として御料林に達する区間の完成をみたのであつた。この間組合は最初の定款に追加してあげている施業、保護に関する事業は防火線設定を行なつたのみで、実質的には林道関係の事務以外何も行なわなかつ

た。完成後林産物の運送事業を行なうことが役員会に提案されたが賛否両論あり、組合事業としては時期しよう早としてとりあげられなかつた。しかし、役員有志の事業として実行した。ところが2年間実行の結果が好成績をおさめたので、あらためて組合事業として事後報告を行なつて可決された。そしてさらに鉄道運送事業を追加した。

その他、地域経済の発展としては、政府の農山村更生運動の一環として昭和12年に補助金で木炭倉庫や簡易製材工場を完成している。製材工場の設立の主旨は林材一貫作業を村是として、素材で移出せず、加工して村の経済を拡大しようというにあつたようである。ところが、完成後組合が直営するのは企業の危険負担がともなうとして反対論がでるし、工場経営の適任者がえられないので希望する業者へ賃貸された。

昭和16年迫補責任森林組合に移行するまでは補助金による2,3の小林道線や製材工場の開設をしたり、運送事業を経営する程度にとどまつた。改組されてから組合の規模は全村一円を区域として出資組合として発足し、木材統制下において木材供出の役割を演じた。林道網が完成していたために、隣村にさきがけて増産体制に突入し、村内の製材工場は地木社の直営工場に指定されたが、森林組合は工場の返還をうけて地木社のさん下において直営生産を行なつた。

#### 戦後の森林組合

敗戦後は、戦時中の強制伐採について組合批判がおこつた。そして引きつづいて、素材生産や製材事業を運営することに批判があつた。自由経済に向かつてゆく場合に組合経営をつづけることは運営上危険があり、むずかしいとする組合員一部の与論が台頭した。一方森林組合のみへの御料材の慣行特売は困難な事情が起り、そこで村内業者を網らした会社設立によつて一元的にこれに払下げをうけようとする動きが起こつた。

昭和22年地元7業者と組合との共同出資で、資本金100万円の栄木材株式会社が設立された。組合所有の製材工場はこの会社に賃貸し、従業員もそのまま引きつた。社長には組合長が就任し、事実上、組合の子会社として経営されることになつた。御料材払下げの大材を処理するため、昭和24年には組合は70万円をもつて自動操台車付48吋帯鋸を装備した。

栄木材株式会社は最初順調なすべり出しをみせたが、後には各業者が自家工場の原木難に追いまわされて払下げ材を直接自家工場へ配分したり、また御料材が直営生産を始めて払下げが少なくなつたので、会社自身はますます原木難となつて経営が停滞し解散同様の状態にいたつた。

そこで昭和27年森林組合の改組をむかえて、5箇年の賃貸契約期間が満了したので、工場を従業員とともに引き取つて組合みずから経営にあたることになつた。

組合による製材事業の運営には一般組合員にも、一部役員の間にも企業にたいする危ぐをいだいたものが多かつた。反対意見がつかつたが、工場を引き受ける業者がなかつたので結局組合が引きついで運営することになつたのである。

新発足にあつて増資されたが、工場経営のためには多額の運転資金を必要とし、銀行借入金による外に方法がなかつた。

組合に対する戦時中の悪感情のしこりとして製材事業にたいする協力は組合員に期待されず、事業運営に対する組合員の理解が乏しい協同組合として、委託生産や委託販売は行なわれず、外部資金の利子負担が加重になり、立木調達の間では買取生産によらざるをえない状態で工場経営は困難であつた。立木は税

金にたいする考慮や縁故関係で業者へ売るとというのが組合員の常識であるからその入手には職員にとつて業者以上の苦勞を要する。

出資にたいする若干の配当もできず、外部資金の利子支払いと立木の買付けに奔走、赤字状態にある経営にたいして、『従業員のための工場経営でしかなく、組合員になんら寄与していない、むしろ組合健全化のためには工場を賃貸して組合は製材工場から手を引くべきだ』という一部の組合員や役員への批判もある。しかし 30~31 年ごろからしだいに経営は順調にのびてきて、理解が深まってきた。

さて、地元の林産業はどういう状態になつているか。戦前と比較してみると、つぎのようである。

表 8. 戦前戦後製材工場数、馬力数の比較

	工場数	馬力数	原木消化可能量
戦前状態	3	129	21,000石
現在	9	243	42,000
差引	6	114	21,000

戦後の好況期には工場が増設され工場規模も拡大している。木工場も含めると 6 工場新設、馬力数を倍に増設しているのだから、原木消化量は倍になつてはいるはずである。しかも地元の林業生産は戦時中の乱伐でかえつて減少しているから、7 工場の原木消化量は最近

28,000 石を消費しているのだから、この不足分は村外の民有林、県有林から供給しなければならない事情にある。

原木不足のため地元で国有林材下げの要望が強いが、公売が大部分をしめ、消費者と直結している静岡、京浜の県外業者に落札される場合が多いので、国有林材の地元公売は素材価格を高騰させるのみとして反対する声がつよい。

このような原木難を反映して組合製材は組合員の立木に期待できず県有林材や他町村の立木買付けに主力をおいている状態であつて、多額の運転資金の借入問題とともに経営上のあい路になつている。

以上、林道開設と製材事業を中心に歴史的発展をのべてきたが、新組合になつてからも指導事業のなかに行政関連事務が一括されて行なわれている。森林計画制度にともなう伐採許可申請や伐採届、造林補助金の分配などの事務がそれである。これは周囲測量や立木調査など技術的な熟練を要する場合が多いので技術員の仕事になつている。組合員から依頼されて行なう場合ももちろんある。

購買事業としては造林用山行苗 22 万本、幼苗 7 万本を配給している。これは組合にとって主要な業務の一つである。

貸付事業では伐調資金の借入額は 50 件で総額 1,074 万円である。

賦課金を徴収しないで林産事業の収益で指導事業や一般管理費を支出してゆく経営方針をとつている。指導事業はどちらかというと消極的で、いまのところ活発に展開する段階にきていない。

戦後の造林熱の高まりで伐採跡地はもちろん採草地、カヤ場まで造林が進行したが、間伐や枝打ちの時期に達した林分が少ないので、この面での指導事業の発展は今後にあると思われる。

### 要 約

本組合の発展過程をのべてきたが、はじめにさかのぼると、村政の担当者であつた若林氏の半生の歴史と密着している部分が多い。氏は組合の 2 代目からの組合長であり、昭和 30 年まで引き続いて病にたおれるまでそのポストにあつた。氏の活動は林業関係にとどまらず農業関係についても、耕地整理や負債整理に関係し一般の村政に寄与してきた足跡は大きい。村政の衝にある人々によつて組合の運営が行なわれ、村政上に横たわる林業問題が組合での中心課題であつた。組合と組合員との直接の結びつき——組合員の

ための組合運営という協同組合的立場——が二次的であつた。昭和 27 年組合が改組されてから林産事業が行なわれ、行政的事務が役場にかわつて行なわれている。

役員陣は長期勤続者が多く、組合の実情に通じている。それは村政の経験があるとか、他の団体役員を兼務したりして部落代表という形で役員に選出されている。これはどこの組合の場合でも共通である。林道の新設を目的として結成され、その後農山村更生時代には製材工場や木炭倉庫や木馬道、運搬施設等いろいろな施設を補助金の交付をうけて設備した。森林組合が林業行政の末端機関として、または村政の一翼をになう存在として機能し、あるいは町村に代わつて、あるいは町村とともに林業補助金をうけ入れて諸設備を整備してゆく役割をもつていたといえよう。

製材事業は戦時統制時代をのそくと自ら経営する段階になつたのは改組以降のことである。製材事業の組合経営は不安であるからやめて賃貸すべしという考え方も、底流として残つている。組合員の側では一般の業者よりもむしろ安い値段で立木を買いたたかれるとか、金払いがおそいとか、過去における問題が脳裡からはなれない。そこで製材事業の組合運営は困難な事業であるという先入観があつて、立木の無条件委託販売という方向にもつてゆくことは将来とも困難である。このように一般の組合員が協同組合という理解に立つていないし、運営面でも原木難、資金的あい路が横たわつている。前にものべたように、製材事業がこの組合の中核事業であるにもかかわらず、県有林材や村外から立木資材の買取りを行なつてこの面では員外利用量が全体の過半をしめている。組合という名前において経営されているが、資金の大部分は外部資金で運営されているから営利が組合活動の目標になる。こういう実態をみると、実際には組合員からは独立した経営体の運営が行なわれているようである。

このように行政関連事務を取り扱つて公共団体的活動を行ないながら、一方では企業体としての活動を行なつている。二重構造をもつた経営体であるといつても過言ではない。そして協同組合を發展させる態度ないし意識が組合員、役員の間にくみとられるところまではいつていない。参考資料として土工組合当時の定款をかかげる。

### 栄中央土工保護森林組合定款

#### 第 1 章 総 則

第 1 条 本組合員は一致協力を以て森林物産の搬出施設を為し且つ森林の危害を防止するを以て目的とす

第 2 条 前条の目的を達する為め本組合の施設する事業左の如し

1. 栄村大字上佐野より大字下佐野を経由し大字井出字八木沢に到り更に迂廻して大字内船字八木沢徳間を経て字鳩尻に到り栄村幹線里道に合致して内船停車場に通ずる車道の築設及維持
2. 森林火災の予防及消防
3. 其の他森林保護上必要なる施設
4. 森林の経営と相反せざる土地の利用

第 3 条 本組合は山梨県西八代郡栄村地内の左記字を以て地区とす

大字上佐野全部 但し御料林及恩賜県有財産を除く

大字下佐野全部 「但し小字枯脇を除く」大字井出地内小字大嶺、大段、東畑、竹の上、の 4 字

大字内船地内小字相の山、松山、八木沢、沢奥、東嶺、都覗、徳間、松場、鳩尻

第 4 条 本組合は栄中央土工保護森林組合と称す

第 5 条 本組合の事務所は山梨県西八代郡栄村大字内船 7405 番地に置く

第 6 条 本組合の存立時期は 20 ケ年とす

第 7 条 本組合に於て使用する印章は左の如し（省略）

第 8 条 組合設立に於て森林法第 2 条に依る森林所有者に属する地上権、賃借権其他土地に関する使用収益を為す権利が昭和 3 年 12 月末迄に消滅するものに限り其森林所有者は組合に加入する義務を有せず

第 9 条 森林の共有者は組合に対する権利義務に就ては之れを 1 人と見做す

前項組合員は代表者 1 人を互選し之を組合に届出べし

## 第 2 章 費 用

第 10 条 本組合の費用は補助金及び寄附を以て之に充当し尚不足あるときは各組合員に於て之を分担するものとす

各組合員費用分担の割合は森林地の面積に比例し之を定むるものとす

第 11 条 組合の幹林道及び木馬道等の使用に就きては総会に於て議決したる定率及方法により使用料を徴取するものとす

前項使用料の定率は組合創立後森林以外の土地を森林と為したる為め新に加入したる組合員其他特別の事由あるものに対しては総会の決議を経て之を増加することあるべし

第 12 条 本組合の事業年度経費の剰余金は総会の決議に依り翌年度に繰越し又は組合の基本金を積立るものとす

基本金は之を郵便貯金となすか又は総会の承認を経たる銀行又は産業組合に預入し或は之を以て総会の承認を経たる有価証券を買入る外他に利用することを得ず

基本金は天災地変其他必要已むを得ざる場合に於て総会の決議を経たるときに非れば之を支出することを得ず

## 第 3 章 組織機関

第 13 条 本組合に理事 8 名監事 5 名を置く 理事は組合長を 1 名互選す

第 14 条 組合の事務に付ては組合長組合を代表す

組合長事故あるときは理事の互選に依り其の代理者を定む理事の任期は 3 年とし監事の任期は 1 年とす後任の理事又は監事は前任者の任期満了前 1 ヶ月以内に総会を開き之を選定するものとす

補欠選挙に依り就任したる理事又は監事は前任者の任期を継承す

第 16 条 辞任其他の事由に依り理事又は監事に欠員を生じ通常総会を待つ事能はざる場合は臨時総会を開き補欠選挙を為すものとす

総会が理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其の補欠選挙を行ふものとす

第 17 条 理事及び監事は名誉職とす

第 18 条 本組合に書記及び技術員若干名を置き組合長之を任免す書記は役員の指導を受け庶務に従事し技術員は役員の指揮を受け技術に従事す

第 19 条 総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とす

通常総会は毎年 1 回 4 月之を開く

臨時総会は左記の場合に於て之を開く

1. 理事が必要と認めたる時

2. 監事が森林組令第 21 条の規定に依り必要と認めたる時

3. 森林組令第 24 条の規定に依り請求ありたる時

第 20 条 総会の招集は書面を以て之を各組員に通知する事を要す

前項の通知書には招集者の記名を要す

第 21 条 総会は総組員半数以上出席するにあらざれば開会することを得ず

但し同事項に付召集再開に至るも尚定数に充たさるときは組員 3 分 1 以上の出席を以て開会することを得へし

第 22 条 総会の議長は組合長之に当る組合長事故あるときは理事の互選により代理者を定む但し総会に於て必要と認めたるときは出席組員互選に依り之を定む

第 23 条 組員に属する森林の面積に依りて各組員の議決権を定むること左の如し

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 1 町歩未満         | 1 個 |
| 2. 1 町歩以上 3 町歩未満  | 2 個 |
| 3. 3 町歩以上 5 町歩未満  | 3 個 |
| 4. 5 町歩以上 10 町歩未満 | 4 個 |

以上 5 町歩迄を増す毎に 1 個を加へ 10 個を以て最高限度とす

第 24 条 総会に於ては定款の変更解散合併理事又は監事の選任及び解任に森林組令第 16 条及第 27 条の事項を除く外組員 3 分の 2 以上の出席ある場合に限り予め通知したる事項以外の件と雖も之を議決することを得

第 25 条 総会の議事に関する細則は総会に於て之を定む

第 26 条 本組合に総代会を置く

本定款中総会に関する規定は之を総代会に準用す

第 27 条 総代の選挙区及び員数を定むる事左の如し

- |          |      |
|----------|------|
| 1. 大字上佐野 | 3 人  |
| 1. 大字下佐野 | 2 人  |
| 1. 大字井出  | 2 人  |
| 1. 大字内船  | 10 人 |

第 28 条 総代は各選挙区の組員に於て之を互選するものとす

総代の選挙は理事の指定したる組員に於て之を管理し選挙終りたるときは管理者は遅滞なく当選者の氏名を組合に報告することを要す

第 29 条 総代の任期は 3 年とす 但し再選を妨げず

補欠選挙に依り就任したる総代は前任者の任期を継承す任期の満了に依り退任したる時は後任者の就任に至る迄尚其の職務を行ふ

第 31 条 総代は名誉職とす

第 32 条 総代は其選挙区組員 3 分の 2 以上の同意を以て之を解任することを得

前項の解任は之に同意したる組員連署して之を組合に通知することを要す

#### 第 4 章 事業執行

第 33 条 組合の事業年度は毎年 4 月 1 日に始り翌年 3 月 31 日に終る

第 34 条 事業執行に関する細則を設ける必要あるときは理事之を定む

第 35 条 組合員の属する地区の森林に付組合事業に支障を生ずべき事故発生したるとき又は発生せんとすることを知りたる組合員は直に之を組合に通知することを要す

第 5 章 計 算

第 36 条 組合員の都合に因るに非ずして地区内森林を減少したる為め脱退したる組合員は組合財産か其債務に超過したる場合に限り費用分担の割合により其超過せる組合財産の分配を請求することを得

未だ脱退するに至らざるも組合の都合に依り地区内森林を減少したる為自己に属する森林を減少したる組合員に付ては其減少したる部分に応じ前項の規定を準用す

第 37 条 前項の計算は其当時に於ける組合財産の状況に従ひ之を為すことを要す

前項の計算に依り払戻すべき金銭以外の財産に付ては金銭を以て之を支払ふことを得

第 1 項の場合に於て未だ結了せざる事項に付きては其結了後計算をなすことを得

第 6 章 違 約 金

第 38 条 組合員其負担せる費用の払込を怠りたるときは期日後 1 日に付其払込むべき金額の 2 千分の 1 に当る違約金を徴収す

第 39 条 組合員森林法第 70 条の義務に違背したるときは金 10 円以内の違約金を徴収す

前項の場合に於て立木竹又は産物を採取又は損傷したるものに対する違約金は其採取又は損傷したる立木竹又は産物の価格の 2 倍に達せしむることを得

第 7 章 附 則

第 40 条 本組合設立当時の理事及監事を定むること左の如し

但し第 1 回の通常総会に於て之を改選す

理事	栗 原 一 郎	理事	山 本 忠 彦
理事	若 林 文 一	理事	若 神 子 時 次 郎
理事	原 田 源 次 郎	理事	佐 野 徳 平
理事	佐 野 為 藏	理事	千 月 元 作
監事	若 林 良 作	監事	朝 比 奈 和 藏
監事	斎 藤 島 作	監事	梶 原 文 太 郎
監事	松 下 宇 八		

昭和 3 年 7 月定之

発起人	栗 原 一 郎
発起人	若 林 文 一
発起人	山 本 忠 彦

栄中央土工保護森林組合賦課規定

第 1 条 組合員の負担金は毎年 4 月 1 日現在に於ける組合員の森林面積に比例して之を賦課す

第 2 条 組合員の負担金の徴収期日は毎年別に之を定む

第 3 条 組合員の負担金の賦課標準たる森林面積は公簿面積に拠るを原則とすると雖も其の反別が実地面積と著しく差異ありと認むる時は組合の公定地図により相当反別を量定するものとす

但し右量定反別に異議あるときは組合員は毎年 3 月末日迄に其旨組合に申出つへし。

第4条 異議の申出ありたる時は組合の公署吏員本人其の他関係者立会を求め実地測量をして之を定む  
但し此れに要する実費は異議申出たる組合員より徴収するものとす

第5条 前条の段別に付等級及基数は左の通り之を定む

但し林道利用上効果著しく劣等なる土地及び島尻，都視，松場の各字の土地は其該当等級額の半額迄は  
斟酌することを得

等級及基数

等級	基数	字による区別	道路上下による区別	樹種及樹令区別
1等	20	自八木沢第3期工事起 至上佐野とす	道路の上にして最も近きもの	杉檜の造林地にして樹令20年以上のもの
2等	15	自徳間 至八木沢第2期工事終とす	道路上にして中腹のもの及道路の下にして最も近きもの	杉檜の造林地にして樹令20年以下のもの天然林にして6年以上のもの及竹林
3等	10	島尻，内船，松場，都視	道路下にして2等に属するものを除き全部	天然林及雑木林にして樹令6年以下の土地及切替畑其他の土地

附則 本規定は昭和5年度より之を施行す

IV-3 坂上森林組合<sup>39)</sup>

組合の環境

この組合は群馬県の西北部，吾妻郡吾妻町にあり，町村合併前の旧坂上村を地区としている。総面積10,714町歩のうち山林面積は80%で，国有林3,300町，民有林5,200町（土地台帳による）をしめている。採草地900町歩を合わせると，90%が林野でしめられている。耕地面積はわずかに7%という純山村である。地区の中央を温川が東流して縦断し，行政区画は本宿，大柏木，須賀尾，および大戸の5大字に分かれている。

戸数1,200戸，東北地方によくみられる積雪寒冷地帯にあり農業条件にめぐまれないために，村民の生活はどうしても林野に依存せざるをえない。

明治初年の村誌によると『村の主要産物は養蚕，麻をもつて最とす。……この外，杉，栗，檜等を板材として碓氷郡神山宿及び群馬郡室田宿等の市街地へ移出す。凡そ300駄，薪7,000駄，炭6,000俵，吾妻郡中三条方面へ出し売却す。……その生活に於けるや概して寒天霜雪の日多しとす。先ず明日一駄の炭，一荷の柴之を市に沽んと欲せば予め今宵人立の頃を待つて発途す。霜眉毛に結び鼻下水柱を着す。正午を過ぎざれば神山，室田等に達せず，其之を沽却して帰るや半途又夜を侵し人々衾を擁するの後に帰宅す。人馬経世の辛酸世間多く，かくあるを聞かず，実に当村民の貧困は道路の艱難に起因すというも亦註ざるなり。』といっている。この村の通路は旧三国街道の裏街道として大戸の関趾をとどめているが，当時の道路は人馬の往還としてようやく耐えうる程度のもので，物資の交易には住民の難渋一方ならなかつたことが述べられている。以来道路の開設改修に多大の努力を傾け，今日の県道となつている。県道は東西，南北に幹線道路を通じバスが走っている。林道網の開設は施業森林組合当時に行なわれた。しかし粗悪林地が多く施業費の負担にたえないために開設されず搬出には里道を利用しているところが多い。既設林道は牛馬道2線10km，車道3線5kmであつて，今後の開設がのぞまれている。

この村は農業条件にめぐまれないことはさきにのべたが，現金収入の主なものとしては養蚕やコンニャクづくりで農家の7割が従事し，大麻をやつているものは1割程度である。農業のみで自立している農家

は 10 戸以上を出ない。多くは炭焼，山林労働，畜産に依存しており，とくに山林に対する保存度が高いのである。

#### 林業の概況

森林の状況は一般に急峻で東・西辺に国有林 3,500 町歩があり，西南部に官行造林地がある。所有区分でみると国有林 43 %，民有林 57 %で，個人有林 4,000 町歩の 40 %が村外所有者である。

共有林は本宿共有林が最大で，これは明治 22 年村の統一にさいして当時の本宿村が 900 町歩の村持山のうち 500 町歩を坂下村に基本財産として譲渡して，残り 400 町歩を部落有林としてのこしたもので，所有を分割せず当時は 138 戸の持分であつたが現在では 99 戸に減つている。理事 10 人，監事 3 人をおいている任意組合である。大正 11 年施業森林組合を設立して施業案を編成して経営を行なつている。当時林相は雑木林がほとんどで人工林は 3 町歩にすぎなかつたが，その後 5 年間で 200 町歩を造林して現在はポツポツ間伐の時期に達している。森林組合に経営を委託し薪炭材の公売年額 300 万円から経営費をさしひいた残額を共有林組合員に年 2 万円ずつ配当し，その残りを地元小中学校の増築費にまわしている。この外，官行造林地 250 町歩があつて，森林組合が管理をまかされている。

木材生産量 20,000 石，木炭生産量は 70,000 俵で，最近では薪生産に転化しつつある。地区内に製材工場が 5 あるが，いずれも小規模で，素材の半数を消化し他は素材のまま移出している。

#### 組合の沿革

昭和 17 年 1 月坂上村を一円とする追補責任森林組合が設立されたが，これが現在の組合の最初の姿である。大正 11 年に設立された本宿原施業森林組合は共有林組合に改組されて経営は本組合に委託されることになつた。当時誕生早々の本組合は戦時中の供木にてい身したが，戦後において地区内の森林資源は極度に枯渇し，組合員から反感をまねいた。そこで従来の経営方針を一変して組合の直営製材を中止して『伐る林業から育てる林業』へ転換された。

#### その運営方針をみると

- (1) ある程度の森林蓄積ができるまでは，組合の林産事業は中止する。
- (2) 戦時伐採跡地の再造林を急速に推進する。
- (3) 造林を促進するため樹苗の自給体制を整える。
- (4) 組合が受託造林を実施する。
- (5) 受託施業を行なうため林業労務者組合をつくる。
- (6) 造林と併行して薪炭林の施業改善を計る。
- (7) 林種転換により民有林用材林面積を 50 %に引き上げる。

このように組合の運営方針を樹立して，戦後の再出発をはかつた。職員の努力はなみなみならず，『祖国の再建は郷土の緑化から築かなければならないと確信しまして，組合の指導力を造林運動に結集して，最善の努力を傾けた結果，われらの熱意がようやく森林所有者の認むる所になり，終戦 5 年目には戦時伐跡地の再造林をほぼ完遂することができました。』

これは 15 年勤続の技術員轟氏の言葉であるが，こうして昭和 25 年度に林種転換 1,000 町歩造林 10 箇年計画をたて，これを 32 年度で完遂し昭和 25 年樹苗の自給体制の確立を計画し 27 年にはカラマツ苗は逆に村外移出をしている。基本的な苗圃経営は組合で行ない，他は農家の副業とし，生産された山行苗を組合で全面的に買上げしている。町有林，共有林の造林委託はもちろん，県行造林，水源造林の受託

や不在村地主や労働力のない組合員の造林受託を行なつて、地拵植付けから植栽後の補植下刈にいたるまで組合が一切責任をもっている。組合受託の造林地は現在 300 町歩に達している。330 町歩の町有林と 300 町歩の本宿共有林は、実質的には組合が町および共有者のために全面的な監理経営を行なっている。その収穫額は直接委託者に納入されるが、組合には委託料が支払われ組合技術員の給料の一部となる。村外居住者の委託施業も進展しつつある。

表 9. 年 度 別 造 林 面 積

種 別	年 度								
	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	計
一 般 造 林	20町	16町	37町	79町	99町	139町	133町	136町	659町
水 源 造 林	—	—	—	21	21	16	22	—	80
県 行 造 林	—	—	—	14	6	3	—	—	23
計	20	16	37	114	126	158	155	136	762
造 林 補 助	—	—	—	千円 659	千円 858	千円 1,309	千円 1,582	千円 1,700	千円 6,108

また受託施業をするためには、3 部落に愛林組合を結成させて造林労働者を確保して、いつでも施業に応じられる体制をととのえている。

そのほか、薪炭林の改善、間伐指導、椎茸、ナメコ栽培や毎年キリ苗 1,000 本を導入している。

#### 要 約

地区内の全森林所有者は 747 人で、そのうち 5 反以上の所有者 586 人が組合に加入している。5 反以下の所有者は、員外利用で組合員同様組合を利用している。追補責任組合当時組合に加入しなかつた大面積所有者は、新組合への移行と同時に全部加入した。

役員は理事 11 名で、各大字から選ばれた村の指導的地位にある人である。そして幾度か重任されたものが多い。役員に欠員を生じた場合は、欠員となつた地区から補充選出される。組合と組合員の連絡のために、各部落から選出された実行要員がおかれている。

現在組合長は施業森林組合の第 2 代組合長として昭和 4 年選出され、その後森林組合長として歴任し、村長、共有林組合長、郡開発協会副会長を兼任し、地方自治および地方産業発展のため奮闘している。

村における森林組合の地位は村役場の林務関係の仕事を森林組合で行ない、森林組合職員を町村嘱託にしている。町有林 400 町歩の維持監理は、組合に実質上受託経営をさせている。また組合情報、組合便りの発行、技術講習会、部落座談会、青年学校の林業指導、先進林業視察等組合員のためばかりでなく一般村民の啓もうを行なっている。

戦後組合の苦境をのりこえて、『伐る林業から育てる林業へ』1,000 町歩造林の夢を実現させて組合の基礎をつくりあげたのは、組合長以下の役職員の人々の努力にあつたわけである。それは林野行政との深いつながりのもとに推進されてきたわけであるが、このことは轟氏が年来主張するような『森林組合は経済団体としての方向よりも公益団体として発展さすべきだ』という方針のもとに続けられた活動が森林所有者を動かし所期以上の成果をあげ得たのであろう。当組合であつかわれた行政関連事務の調査表をあげるとつぎのようである。

表 10. 昭 和 31 年 度 林 務 行 政

月 日	関 係 行 政 庁	件 名
1. 4	吾妻地方事務所	31 年度 林業用種苗所要量調
1. 5	吾妻地方事務所長 県林務部長	造林に関するアンケート調査 部落有林野の調査
1. 9	吾妻地方事務所長	群馬県薪炭林施業改善競技会実施
1. 12	中之条税務所長	森林伐採調査依頼の件
1. 17	県林務部林産課	簡易鉄線貸付期間の更新
1. 18	吾妻地方事務所長	昭和 30 年度民有林造林補助金概算交付金の返納
1. 20	〃	天然下種補整事業量
1. 21	〃	林業技術普及懇談会講習会開催
〃	〃	森林火災国営保険損害填補要領一部改正
1. 23	林政課長	営林指導モデル農家創設の為技術者派遣申請
〃	原町長	31 年度坂上地区町有林施業計画の件
1. 24	林業経営指導員	実施計画運営事務打合せ
1. 27	吾妻地方事務所	林業講演会開催
〃	吾妻地方事務所長	組合系統金融の資金需要計画
〃	〃	森林組合技術員会議開催
〃	〃	補助金等予算適正化に関する法律と森林区実施計画実行費の運用
〃	県林務部長	31 年度森林区実施計画の公表
2. 1	吾妻地方事務所長	森林病虫害等防除に関する法令の改良
〃	〃	補助金等予算適正化に関する法律と森林区実施計画実行費の運用
〃	林業課長	昭和 31 年度造林歴の配布
〃	吾妻地方事務所長	森林組合の受託森林管理
〃	〃	31 年度森林区実施計画の公表
2. 2	林業課長	群馬県造林品評会県審査
〃	吾妻地方事務所長	国有林野部分林造林補助
2. 6	林業課長	参考図書の斡旋
2. 9	県林産課	簡易鉄線返還
2. 21	吾妻地方事務所長	林業通信の配布
2. 24	林業経営指導員	伐採申請書提出
2. 25	〃	〃
2. 22	吾妻町長	林業関係予算に関する打合せ会議
2. 23	〃	土地所有者別種目別調査
2. 28	吾妻地方事務所長	30 年度民有林造林補助金交付
3. 1	〃	林業新知識表紙の申込

事務取扱概況調査 (坂上森林組合調)

処 理 状 況	所要日数	備 考
31 年度要樹苗量を調査の上 1 月 5 日に報告した。	1.0	
調査表作成 1 月 9 日提出。	0.6	
該当なき旨を報告 1 月 10 日	0.5	
競技会参加予定地を実査の上候補地 5 件を申請した。	2.0	
30 年度伐採許可届出受付台帳により作成 1 月 26 日報告。	1.0	
契約更新のため前橋市へ出張した。	1.0	
30 年度不実行造林 51 件調査の上概算補助交付金 65,722 円還付した。	2.0	
該当なし報告 1 月 26 日	0.2	
役員, 参与員その他通知 1 月 21 日開催。	0.2, 2.4	3 人, 0.8
改正印刷組合員に配布。	0.8	
申請書提出		
新, 補植, 下刈, 手入等現地調査の上提出。	1.0	書 類
実施計画打合せのため技術員 2 名原町へ出張した。	2.0	現地調査 2 名
役員, 参与員通知書発送 1 月 28 日	2.0	
該当なし。	0.3	
林業課主催郡下森林組合技術員定例会議技術員 1 名出張。	1.0	
通牒收受		
実施計画公表印刷掲示及該当者宛発送 2 月 1 日	1.0	1 月分
改正条項印刷組合員に配布。	0.6	計 192 日
通牒收受		
役員宛発送	0.2	
受託管理状況を報告。	1.0	
森林計画複写の上地区内 10 ケ所掲示板に公表並に連絡員 25 名に通知回覧に供した。	2.0	
瀬川造林課長以下 4 名来組。	0.5	
国有林部分林造林補助の件連絡員通牒を發した。	1.0	
技術員県林産課へ出張。	1.0	
地区内主なる機関に配布した。	0.3	
	1.0	
	1.0	
林業関係予算書作成	1.0, 1.0	技術員 2 名
調査書作成提出 3 月 5 日	0.4	
30 年度造林補助交付指令を受け交付準備に着手交付修了迄 10 日間を要した。	10.0	2 月分
15 部申込 3 月 2 日	0.2	計 21.2 日

月 日	関 係 行 政 庁	件 名
3. 2	吾妻地方事務所長	森林組合技術員会議
3. 7	林業課長	森林火災防除打合せ
3. 9	吾妻地方事務所	31年度小規模林道開設の希望路線
〃	吾妻地方事務所長	30年度以降発生災害に対する災害関連事業
〃	〃	群馬県森林病虫害等防除補助規定制定
3. 10	林業課長	薪炭林改善コンクール申込
3. 14	吾妻地方事務所	林業技術普及について
3. 19	吾妻地方事務所長	「山火事写真」懸賞募集
〃	〃	32年度造林実績内容調
3. 23	林業経営指導員	林業表式調査
3. 29	〃	立木伐採許可
3. 30	吾妻地方事務所長	31年度森林火災国営保険事務実施に伴う保険料目標額
3. 31	地方事務所	造林申請書提出
〃	吾妻地方事務所長	分収林事業内容の照会
〃	〃	群馬県造林品評会入選通知
〃	〃	林業用苗木の養成上必要な諸事項説明会
4. 2	〃	森林組合技術員会議
4. 10	吾妻町長	保安林施設地区指定に関する一部依頼
4. 11	林業経営指導員	実行費打合会
4. 17	林 業 課	林業視察の日程
〃	〃	森林火災防除事業巡視手続
4. 20	吾 妻 町	公有林調査
	吾妻地方事務所長	ラジオ放送林業講座開講
4. 25	林業経営指導員	30年度森林区実施計画実行に必要な調査完了届
4. 24	吾妻町長	林業銘鑑資料作成についての依頼
4. 25	地方事務所長	30年度造林実績内容調
4. 26	林業課長	実用新案温湯木ロウ溶融器の斡旋依頼
4. 28	吾妻地方事務所長	31年度造林事業計画量
4. 30	県林政課	林業講座開講
5. 1	地方事務所長	森林組合決算時試算表の提出依頼
5. 2	吾妻地方事務所長	31年度バードウィーク用ポスターの配布
5. 4	〃	林野火災防止
5. 7	〃	乾椎茸品評会開催
5. 10	〃	森林計画実行費書類発出

処 理 状 況	所要日数	備 考
泉技師地方事務所へ出張。	1.0	
中島技師打合せのため来組。	0.5	
計画書作成提出 3月26日 林道開設申請の件前橋市へ出張。 通牒を受く。	0.8, 1.0	
〃		
2件申込 3月10日	0.2	
中之条町へ出張(泉技師) 山田技師と打合。	1.0	
3月26日 報告	0.5	
〃	0.5	
立木伐採許可書 53件・届出書 15件を申請人に連絡手交した。	2.0	
泉技師出張	1.0	
4月5日 報告	0.2	
入選者へ通知発送 4月2日	0.1	
文書印刷養成者 42名に通知 説明会開催 4月6日	0.5, 1.0	3月分 計 10.5日
定例会議中之条町へ技術員1名出張す。	1.0	
泉書記吾妻町役場へ出張。	1.0	
巡視員に交付した。		
技術員2名立木調査に従事した。	2.0	
テキスト取まとめ依頼書役員参与宛発送す。	0.5	
調査書作成提出 4月26日	1.0	
現地調査 5月1日	1.0	
31年度経営主体別造林事業負担額調査報告した。	1.0	
参与員宛依頼書発送 4月30日	0.5	
調査報告す 5月1日	1.5	
金井普及係長, 矢代技師来組講座に協力した。	1.0	4月分 計 10.3日
3・4月分試算表作成提出した。5月7日	1.0	
掲示板係に配布依頼した。	0.5	
参与員宛印刷の上発送 5月7日	0.2	
椎茸栽培者に通知す。	0.3	
泉技師地方事務所へ出張。	1.0	

月 日	関 係 行 政 庁	件 名
5. 12	吾妻地方事務所長	森林火災共済事業
〃	中之条事務所長	法人税の確定申告
5. 19	吾妻地方事務所長	林地肥培調査依頼
5. 20	〃	森林組合技術員の実態調査
5. 26	〃	養苗事業調査
〃	〃	薪炭林施業改善競技会の審査結果通知
5. 30	〃	国営森林火災法規配布
6. 1	吾 妻 町	林業関係予算書作成
6. 5	吾妻地方事務所長	林業技術員（仮称）の配置
〃	林業課長	「パンフレット」山火事とその予防の手引配布
〃	地方事務所	養苗事業調査提出
〃	〃	32 年度一般林道開設の希望路線の報告
6. 8	吾妻町長	町民税特別徴収義務者の指定
6. 11	吾妻地方事務所長	31 年度農林漁業資金の取扱
〃	〃	森林法第 16 条第 7 項に基く新たに許可すべき森林の伐採立木材積の公表
6. 12	〃	30 年度薪炭林改良事業実査報告
6. 15	林務部林政課	再建整備実績報告書最終年度分提出
6. 20	吾妻地方事務所長	ひば材の日本農林規格の改正
〃	〃	造林補助規定改正に伴う協議会開催
6. 22	林業課長	林業新知識の配布及び配布者調
6. 25	〃	自家用林の標板の設置
〃	吾妻地方事務所長	31 年度郡林業技術者及び指導計図表の送付
6. 27	群馬県知事	30. 31 年度再建整備実績報告書
6. 28	吾妻地方事務所長	31 年度森林区実施計画実行費の運用について
〃	林 業 課	林業新知識の送付
6. 30	林 野 庁	林業技術者普及推進地区打合のため
7. 1	吾妻町長	31 年度町県民税特別徴収税額の通知書
7. 2	吾妻地方事務所長	森林組合長会議開催
〃	林 野 庁	林業技術普及基礎資料調査書作成
〃	地方事務所長	NHK 林業講座テキスト代金納入方依頼
〃	〃	林業技術者普及実験地区指定
〃	〃	普及指導係の設置
〃	〃	31 年度民有林造林事業竣功検査
〃	〃	竹皮の集荷宣伝

処 理 状 況	所要日数	備 考
通知を受く。		
書類作成の上確定申告書を提出した。	1.0	
電話にて回答。		
調査書作成 5月24日提出。	0.8	
組合委託苗圃42カ所調査の上報告した。	2.7	2人で 1.5日
入賞者に通知した 5月28日	0.5	
文書收受		5月分 計 8日
泉技師吾妻町役場へ出張。	1.0	
通知收受		
巡視員に配布 6月9日	0.2	
技術員1名地方事務所へ出張。	1.0	
1線申請す 6月11日	0.8	
文書收受		
取扱要領印刷の上地区内に回覧に供して普及に努む。	1.0	
公表印刷の上地区内各掲示板に公示すると共に連絡員に徹底を依頼した。	1.0	
該当53件報告書作成 6月12日提出	0.8	
書類整備の上提出 6月27日	1.2	
文書收受		
技術員1名地方事務所へ出張。	1.0	
購読者45名報告 6月29日	0.3	
標板設置方を連絡員を通じて森林所有者に通知した。	1.0	
文書收受		
報告書3部作成提出 6月27日	1.0	
文書收受		
45部購読者に発送す。6月30日	0.5	
林野庁、林政課、地方事務所一行18名来組。	2.0	6月分 計 13日
文書收受		
組合長地方事務所へ出張。	1.0	
資料作成報告した。	〃	
テキスト代徴収の上納付した。	〃	
基礎調査 7月4日	〃	
文書收受		
竣功検査日割通知		
連絡員を通じ宣伝	0.5	

月 日	関 係 行 政 庁	件 名
7. 5	地方事務所	31 年度森林区事業計画打合
7. 6	林務部長	31 年度森林区実施計画実行費の運用
7. 11	統計調査中之条出張所長	31 年度林業表式調査の実施
7. 12	地方事務所長	国営森林火災保険申込
7. 14	〃	31 年度伐採調整資金需要状況調査
〃	〃	31 年度における農林漁業資金借受希望調査
7. 18	吾妻地方事務所長	森林火災国営保険の会計検査実施
〃	〃	NHK 林業講座テキスト購入者調
7. 23	吾妻町	町有林立木調査
7. 18	吾妻地方事務所長	31 年度伐採調整資金の取扱
7. 26	〃	31 年秋季造林補助量
〃	〃	群馬県林業関係災害調査報告取扱要領制定
7. 30	吾妻町	町有林立木調査
8. 4	吾妻地方事務所長	林道維持管理競技会開催
8. 6	〃	30 年度造林補助事業の検定
8. 9	〃	31 年度造林競技会開催
8. 11	〃	なめこ栽培補助申請書提出
〃	〃	32 年度水源造林造成地調査
8. 17	〃	群馬県展示施設指定
8. 18	林野庁	林業技術普及推進地区基礎資料調査
8. 19		
8. 20	吾妻地方事務所長	全国山林苗畑品評会開催
8. 21		
より 8. 27	地方事務所	造林検査立会
8. 21	吾妻地方事務所長	伐採調整資金事務の簡素化
〃	〃	31 年度造林競技会開催
8. 29	県林政課	推進地区現地調査
8. 30		
8. 30	林業課	自家用林標板代金納入方依頼
8. 31	吾妻地方事務所長	植栽樹手入運動の推進
〃	吾妻町長	森林伐採許可申請及届出者調
9. 2	吾妻地方事務所	造林検査
9. 5		
9. 3	吾妻地方事務所長	群馬県展示林施設指定及解除について告示日の変更
〃	〃	関東財務局の事務監査報告
9. 8	労働基準監督署長	労働基準法施行規則第 58 条にもとづく適用事業報告
9. 12	吾妻町長	保安林解除
9. 13	林業課長	林道功労者表彰の件につき

処 理 状 況	所要日数	備 考
技術員1名 書記1名地方事務所へ。	2.0	
文書收受		
7月12日報告	0.5	
保険加入申込 7月16日		
該当なし。		
参与員を通じ調査依頼 7月17日	0.5	
関係書類の整備	1.0	
7月19日報告	〃	
技術員2名現地へ。	2.0	
該当なし。		
連絡員を通じ調査方依頼した。7月30日	0.5	
文書收受		
技術員2名現地へ。	2.0	7月分 計14日
文書收受		
造林検査実施の件連絡員を通じて造林者に通知した。	1.0	
通知書印刷連絡員に送付	0.5	
該当なし。		
技術員2名 須賀尾, 本宿地区実査す。	2.0	2名で1日
現地案内	3.0	技術員1 1名3日間
技術員2名 2班にわかれ現地案内をした。	7.0	造林補助申請 受理内業共30 余日を要した
文書收受		
技術員2名2班にわかれ造林地審査に立会った。	2.0	技術員2名
林政課井上技師来組 技師現地案内す。	2.0	
代金納入す。		
地区内組合員に通達す。9月3日	0.5	
申請台帳により調査報告す。9月3日	0.5	8月分 計18.5
造林検査に立会う。	8.0	技術員2名 で4日
文書收受		
書類整備 9月4日～5日	2.0	
適用事業報告書提出	6.5	
該当者に通知した。	0.5	
地方事務所林業課長来組本人を引見した。		

月 日	関 係 行 政 庁	件 名
9. 17	中之条営林署長	民間類似産業における賃金その他の労働条件調査
9. 17 19	林 野 庁	推進地区現地調査
9. 20	吾妻地方事務所長	伐調資金事務の簡素化
9. 21	〃	苗畑における育苗の指導
9. 22	〃	栗果実購入斡旋についての依頼
9. 26	〃	樹苗需給措置申請書提出
〃	〃	31 年度非補助造林
10. 3	林 業 課 長	31 年度林道維持管理競技会参加申込書提出
10. 10	吾妻地方事務所長	森林火災国営保険啓蒙普及宣伝用鉛筆配布
10. 15 16	関東財務局	造林補助事業に関する事業費監査
10. 19	吾 妻 町	町有林立木調査
10. 23	吾妻地方事務所長	造林品評会開催
〃	〃	県営産稚苗の払下
10. 24	群馬銀行原町支店	森林火災保険料払込
11. 6	吾妻地方事務所長	森林組合技術員会議開催
11. 12	〃	32 年度造林事業計画
11. 19	〃	適地適木調査事業報告書配布
11. 19 21	吾 妻 町	立木調査の件
11. 26	吾妻地方事務所長	スギ苗木の雪腐れシン枯れ防止
11. 28	〃	簡易索道講習会開催
〃	〃	造林競技会等審査
〃	〃	森林組合の受託森林管理
11. 30	林 業 課 長	造林補助関係事務連絡
12. 3	吾妻地方事務所長	木材業者、製材業者の登録に関する条例説明会開催
12. 4	林 務 部 長	32 年度森林区実施計画案の公表
〃	林 野 庁	推進地区座談会開催
12. 7	吾妻地方事務所長	31 年度造林補助金申請事務取扱手数料の料率承認
12. 11	〃	31 年度母樹林損失補償金請求
12. 15	〃	31 年度民有林造林補助金交付
〃	〃	第 5 回新炭林施業改善競技会開催
〃	〃	森林組合技術員会議開催
〃	林業普及員	森林区実施計画打合会議
〃	地方事務所長	木材業者、製材業者の登録に関する条例の施行
〃	〃	門松とクリスマスツリーの自粛運動の展開

処 理 状 況	所要日数	備 考
文書收受		
3日間現地案内	3.0	
文書收受		
委託生産 21名指導講習 9月26日	1.0	
連絡員を通じ組合員に照会方依頼した。9月28日	0.5	
9月29日提出す。	1.0	
9月28日提出す。	0.5	9月分 計 17日
本年度は該当なき旨を電話にて連絡。		
造林者に配布した。	1.0	
矢部事務官外1名造林係長外4名来組。	1.0, 1.0	資料提出及 説明
町有林立木調査に従事す。	4.0	2人で2日
現地調査	1.0	
稚苗払下申請書を提出した。	0.5	
群馬銀行原町支店へ。	1.0	10月分 計 9.5日
地方事務所へ定例会議。	〃	
事業計画取纏方連絡員を通じて依頼した。	〃	
文書收受		
町有林立木調査に従事	6.0	技術員2名 3日間
地区内委託者に文書印刷発送す。11月29日	1.0	
文書收受		
10月30日報告	0.5	
管理状況報告	〃	
補助金受領者に所要事項を印刷通知した。	1.0	11月分 計 11日
地方事務技術員出張	〃	
地区内掲示板に公示と共に連絡員を通じて一般に布達した。	〃	
三好班長外1, 林政課金井係長外5名来組現地座談会を開催した。	2.0	
文書收受		
請求書3件取まとめ発送 12月12日	1.0	
20日交付指令を受け造林者に通知すると共に交付開始。	5.0	
参加申込方連絡員を通じて森林所有者に通知した。	1.0	
定例会議, 技術員1名出席 12月20日	1.0	
長野原町へ技術員2名出張す。	2.0	
12月6日説明会に出席。	1.0	
参与員を通じ組合に布達方依頼した。	0.5	

月 日	関 係 行 政 庁	件 名
12. 17	地方事務所長	31 年度森林火災防除事業量決定
〃	〃	森林火災国営保険普及宣伝用カレンダーの配布
〃	〃	椎茸なめこ栽培乾燥技術講習会実施予定
〃	〃	31 年度造林地森林火災保険加入基準
12. 19	〃	31 年度林業新知識代金払込み
12. 21	林業課長	31 年度造林補助申請事務手数料の取扱
〃	〃	森林組合系統機関の造林補助金事務取扱要領
12. 22	地方事務所長	天然下種補整事業量
12. 27	林業課長	32 年度林業用種苗要量調
12. 10 28	群馬県知事	32 年度造林計画取まとめの件

(注) 本調査は直接組業務および系統機関の要務を除き行政に関する事項のみ調査記入した。

行政事務電話連絡事項

月 日	通 話 先	用 件	通話数	通話料
1. 10	地方事務所	保安林整備の件	2	20
〃	〃	〃	1	10
1. 14	〃	造林補助に関する件	2	20
1. 18	吾妻町役場	伐採届について	1	10
1. 19	〃	町有林事業計画の件	2	20
2. 1	県 林 庁	簡易鉄線の件	1	25
2. 1	地方事務所	国有林部分林の件	2	20
2. 6	〃	受託森林管理の件	2	20
2. 10	〃	林道について	3	30
2. 15	吾妻町役場	伐採申請の件	1	10
2. 16	地方事務所	精英樹の件	1	10
2. 20	吾妻町役場	町有林事業計画報告	4	40
2. 23	〃	森林計画の件	1	10
2. 24	〃	伐採申請について	1	10
〃	県 林 政 課	再建整備の件	2	50
2. 29	吾妻町役場	実行費に関する件	2	20
3. 5	県 林 産 課	林道の件	3	75
〃	吾妻町役場	町有林管理について	2	20
3. 6	地方事務所	林業新知識について	1	10
3. 12	〃	林業申請について	2	20
3. 17	〃	薪炭林コントロール申込の件	1	10
3. 31	〃	造林申請の件	2	20
4. 3	〃	〃	2	20
4. 12	〃	特用樹に関する報告	2	20
4. 23	〃	郡植樹祭打合せ	1	10
5. 8	〃	しいたけ種子の件	1	10
5. 17	県 林 政 課	再建整備に関する打合せ	1	25
5. 21	吾妻町役場	総会に関する件	2	20

処 理 状 況	所要日数	備 考
32 年度へ。		
12 月 19 日配布	0.3	
講習会開催希望の有無を連絡員を通じて一般に申込を求めた。	1.0	
〃		
地方事務所へ払込 12 月 20 日		
文書収受		
文書収受		
文書収受		
32 年度山行苗所要量調査取まとめの上 12 月 28 日報告した。	2.0	
連絡員を煩わし明年度造林計画取まとめのため 1 週間を要した。	7.0	12 月分 計 27 日

毎月平均 15 日間行政事務に従事したわけである。

月 日	通 話 先	用 件	通話数	通話料
5. 22	地 方 事 務 所	定款変更の件	1	10
5. 30	〃	養苗関係報告	1	10
6. 2	町 役 場	林業振興費の件	1	10
6. 9	地 方 事 務 所	林業申請について	2	20
6. 23	〃	林業新知識部数の件	3	30
7. 13	〃	自家用林標板の件	1	30
7. 20	〃	森林火災保険料の件	1	10
7. 30	〃	伐調資金事務問合	1	10
7. 31	〃	〃	2	20
8. 6	〃	造林補助申請について	1	10
8. 19	〃	林業技術普及推進の件	1	10
8. 20	〃	〃	1	10
9. 1	〃	造林補助申請の件	2	20
9. 5	県 庁	林業推進地区に関する報告	1	25
9. 7	地 方 事 務 所	事務監査の件	1	10
9. 10	〃	展示林の件	1	10
9. 27	〃	苗木需給調査の件	1	10
10. 1	〃	造林補助の件	1	10
10. 2	〃	32 年度造林計画の件	2	20
10. 4	県 林 政 課	林野庁指導推進地区の件	2	50
10. 10	地 方 事 務 所	造林申請の件	2	20
10. 15	〃	〃	1	10
10. 17	〃	造林補助金の件	2	20
10. 23	〃	森林火災補助金の件	2	20
10. 30	〃	林業用種苗の件	1	10
11. 22	〃	林道の件	2	20
11. 30	〃	造林計画の件	3	30
12. 10	〃	〃	1	10
12. 11	町 役 場	町有林調査報告	1	10

## 第 2 部

### V 森林組合の発展

#### V-1 藩政時代および明治初期の林政<sup>12) 31)</sup>

藩政時代には、きわめて厳格な林政がしかれていた事例が多い。幕府直轄または藩有の山林は勘定奉行、山奉行、監査役等を置きその保護管理にあたらせていた。

保護吏は山廻り、山守、林役、山番などと称して官山および民有林の犯則に関することを巡視していた。これらの保護吏には藩吏として藩庁または郡に属するもの、あるいは村方から設置されたものがあり地方によつて一様ではなかつた。村山、私有林はもちろん藩有林についても、その所在の町村が保護にあたり、もし盗伐、火災その他の犯則があれば村方一同の責任となつた。藩林はその保護と関連して薪炭林、枯枝その他副産物は地付村民に無料または廉価に払い下げられた。留山、囲山制度によつて針葉樹は村民の伐採を禁じられていた。

最も支配的であつた入会山は村民の共同管理に属していたが、入会地の用益が集約化し、その生産力が農民全体の需要を満たすのに不十分になつてくると農民各個の用益をなるべく公平均等にし、または用益方法に一定の規約をつくつて制限を行なつた。私有林においても留木およびその他の貴重材はみだりに伐採は禁じられ、多くは官簿に登録されて伐採には許可を要した。風、火災、凶年のときは用材を無料で払い下げをうけた。要するに旧藩時の森林制度は地元と密接な関係があり、地元村によつて保護されてきた。

森林法草案参考書<sup>16)</sup>中の、民有森林にたいする参考資料としてあげられているものを摘記してみよう。

##### 福島県旧平藩

1. 私有の山林を無届に伐木せし者は叱り。
1. 民有と雖も自由に供せざる分は出願せしめ許可の上相当代価の 10 分 1 を収入す。

##### 京都府旧宮津藩

非常用材へ供するため民林も松、杉、檜、樟、栗の種類は正木と称し私檀に伐木することを禁ず。但し所有者伐木せんと欲するときは官に於て点検の上許否す。

##### 旧鳥取藩

民林の立木を伐採するときと雖も所有者より郡奉行に出願許可を得て伐採するを例とす。但し山奉行をして実地を点検せしむという、また民林たりとも官用の時郡吏謀議を遂げ、適宜の用材を課せしむる例あり。故に良木は人民所有の者と雖も無断伐採するを許さず、尤も官用に供すれば其報償を給与するといふ。

##### 山口県旧山口藩

1. 民林の樹木たりとも左に掲ぐる寸尺以上のものは藩府需用の外一切伐採を禁ず。
1. 長 3 間末口 6 寸
1. 長 2 間半末口 7 寸
1. 長 2 間 1 尺末口 1 尺

1. 長9尺以上1尋以上にして巾1尺厚5寸の板料となるもの

1. 竹木の採伐を許すは所有者自用の分に限り抜切するを許すと雖も全山を伐採し及び他人の売却のため伐取するは一切之を禁ず。

明治5年地所売買の禁制がとかれ、官民有区分が行なわれた。

農耕地が個人所有となるとともに、村山の内部にあつた焼畑、個人植栽地はもとより、村山そのものが分割されて私有化した。さらに明治21年の町村制の公布とともに、村有地が記名共有地に移行したものと私有地に分割されたものがあつた。このように山林の私有化が進み、一方において木材需要の増加があつて自給以外に商品化が著しくなるにいたつて、私有林、入会山が乱伐されるようになった。

また森林法草案参考書中における各府県将来意見の一部を摘記すると、

神奈川県

民有山林を伐採せんと欲するときは所有者に於て先ず官に請い伐木の方法及年度の適否等点検を受け免許を得て後着手する。

官林立木伐採後植継ぐべきは勿論民林も亦伐木するときは3カ年間に必ず植継ぐを法とす。栽植する木種は所有者の意に放任するものとす。

福島県

前条届あるときは郡長は実査を遂げ山上或は山腹の上地を保存し又は河水の上地を蚕食するを予防し又は衆庶の健康を保護する等に於て其山林を存するの緊要なることを証認するときは伐採を差止め置き其景状を県令に具状し指揮を講ずべし。

人民私有の山林と雖も伐採期限を定めざれば濫伐の弊を生じ後來如何なる災害を醸生するかを計る可からず、故に彼は自由に運搬しうべき地方を区画し建築用材、薪炭用材等の消滅する数量を調査し現本と比較し永久欠乏せざるの目的を定め何木は何年、何木は何年を経ざれば伐採すべからざるの制限を設け戸長役場に山林台帳を調製し各持主より伐採届出あるときは之に照合し満期の分は戸長之に連署捺印し郡役場へ差出すべし。

森林の保護、乱伐の防止については、明治以後といえども決して座視されていたわけではなかつた。

明治29年に提出された森林法案の提出理由は、『廢藩置縣の挙と共にその旧制一朝地を払い、爾來20有餘年間官民共に注意を森林におかざりしにあらざれども如何せん森林の制度未だ完備せざりしを以て其民林に在ては濫伐、過伐の弊を生じたるは勿論、甚しきは官林御料林と雖も往々盜伐、放火の害を免る能はず、従つて荒廢日に加わり水害年に増し勢底止する所を知らず……』と、このような事態にたいして林政の弛緩と『法制を立てて監督を周到にし濫伐を是正』する必要をのべている。

このように森林にたいする政府の関心は高まり、規則を設け法律を設定するにいたつたが、森林組合の成立はつぎのようであつた。

## V-2 森林組合の沿革

森林組合組成について、明治林業史要<sup>14)</sup>は次のようにのべている。

『昭和21、2年の交より各府県において民林の荒廢救済に注目し其の第一著として先ず林業組合を設立せるもの多し即ち21年1月山口県における民林保護組合を定めたが如き24年1月兵庫県宍粟郡に於ける山林保護組合を創立したるが如き是なり其他広島県安芸郡刈島村の民有森林組合及び奈良県宇陀郡山林組合の設置等あり該組合は地方庁が農商務省の認可を経たる林業組合規則に依り認可を得て組織せる

ものにして府県に依り規則の内容に異同あれども其の目的は森林の濫伐を防ぎ保護繁殖を計り以て林業の利益を増進せんとするにあり……当時において組合組織を施行せし地方は鳥取、富山、埼玉、広島、新潟、山口、福岡、長崎、静岡等の諸県なりとす。』

また本多博士もその著、増訂林政学<sup>9)</sup>で『我国に於ても已に各地方に山林規約、山林申合せ規約等を設けて山林組合を設けしもの少からず、然れども大抵多くは森林の保護を主とし兼ねて殖林の奨励をなすに過ぎず』として、その一例として周防国佐渡郡北部における山林組合の規約をあげられている。

佐渡郡北農区山林会結了書 (山林保護方法規約)

第 1 条 山林の濫伐を防濁し栽植培養等を重んじ鴻益を遠大に図らん為め本郡北農区人民同心戮力明治 18 年 9 月より互に此規約を履行すべきものとす。

第 2 条 山林保護の爲め世話掛を置く其事務は勸業委員及組総代人に委託するものとす但本文の外地方の便宜に因り毎村若干名の世話掛を増加するも妨げなし。

第 3 条 山林は伐採後栽植天然生の別なく少くも左に定めたる年限を経ざれば伐採させざるものとす。  
△松 15 年、△杉 18 年、△檜 20 年、△雑木 10 年。

第 4 条 当今現在及以往栽培せる山林を伐採或は売却せんとするときは其過年数を 3 条に照し木種年数を詳記し世話掛の承諾を得戸長の承認を受くべし但し手入のみに止まるものは此限りにあらず。

第 5 条 山林を伐採せんとするときは凡そ 1 反歩に付き 3 本以上の上等木を種木として存置すべし。

第 6 条 従来種木と認むるもの及び以往存置したる種木或は社寺跡地等に存在せる良木を伐採せんとする時は世話掛の承諾を要し戸長役場を経、戸長の認可を受くべし但境界木を伐採せんとする時は甲乙所有者連署の上本文に準拠すべし。

第 7 条 毎村山林帳簿を勸業委員の許に備へ置き明治 18 年 9 月以降第 5 条により存置し得る種木を記入し第 6 条の手続を経ざれば伐採せざるものとす但不得已の場合においては第 9 条の手続を経伐採することを得ると雖も大小に注意し広く各地の要用を図り無益の用に供せざるものとす。

第 8 条 伐採跡地へ苗木を植ゆるか若しくは天然生の樹木を育成し其培養を忽にすべからず。

第 9 条 山林の伐採は勉めて第 3 条の期限に拠るべしと雖も不得止場合に於ては其事故を詳記し世話掛を経戸長の承認を受け伐採することを得但本条の場合に於ても第 5 条に拠り必ず種木を存置すべし。

第 10 条 共有山林も前条々に準拠保護すべきものとす

第 11 条 前条々に違背するものあるときは戸長の説諭を乞い尚承服せざる者ある時は郡長の説諭を仰ぐべきものとす。

右本郡北農区連合山林会話明治 18 年 1 月 25 日より同 26 日まで島地村に於て開設結了候所相違無之因て後日確認を表するため記名調印候也。

つぎに、広島県山県郡志路原村外三箇村民林取申合規則には、以上の規約中に存する条項の外、

伐採は総て輪伐法を用うるものとす尤も僅々たる林地は此限界とす (第 5 条)

共有山の洗伐或は下草刈取及び伐採年度に至り伐採せんとするときは組合協議の上日数を定め従事するものとす (第 6 条)

一已所有山萌芽せざる木種 1 本を伐採すれば 2 本以上の苗木を填植するものとす (第 7 条)

世話掛は火災あるときは村内へ急報し火防人を指揮し若し蔓延の恐れあるものは隣村へ通報助手を請求するものとす (第 10 条)

組合林の内他村より(1里未満此限外とす)所有するものは代理人を置き本則を遂行せしむべし(第13条)

世話掛月手当として米金を給せず取締上に付き日子を費すときは1日米2升を組合より支給するものとす(第15条)

等の条項を規定している。

以上の内容を見ると、山林の乱伐の防止、栽植、培養をすることを目的としたもので伐期を定め、伐採の際は種木を残しておくとか、伐採跡地の植栽培養を規定している。広島県山県郡志路原村3箇村民林申合規則の場合も輪伐法による伐採、火災の取締りを規定している。それには区内人民同志協力して共有林私有林をとわず、規約を適用しようとするもので、その組織および手続をみると、山林保護のための世話掛りをおき事務は勸業委員および組総代人に委託することとし、毎村山林帳簿を勸業委員のもとに備えておき、伐採に際しては世話掛りの承諾を得、戸長役場を経て戸長の承認を受けること、規約に定めた森林保護に違背したときは戸長の説諭を仰ぐことをきめているなど、山林組合の組織は戸長制度をよりどころとしたところの補助機関であつた。

これらの組合は地方によつて多少の変化はみられるが、いずれも森林の保護培養を共通の目的としていた。埼玉県寺尾村<sup>9)</sup>にみられる規約をみると、県森林組規約に基づいて地区内の村総代の連署によつて申請され明治20年3月結成された。委員1名取締り5名を公選し、議員15名の選挙によつて議事はその過半数をもつて決定することになつている。しかし取扱いの上では私有林共有林の区別はないが、総代の連署によつて設立された点や県の森林組規則にもとづいてつくられ、実効をあげることなく数年後に解散している点を考えると、森林組合の自発的要求にもとづくのではなくて、むしろその設立は行政的措置によつて勸奨せられたもので、国家府県行政の委任事務を行なう戸長役場に代わつて、またはその補助として、入会山の解体にともなつておこつてきた私有林、記名共有林に対する行政指導機関の役割を果たさんとするものであつた。

寺尾村森林組規約 (明治20年5月)

## 第1章 総則

第1条 当組合は本県森林組規約に基き秩父郡寺尾村蒔田村田村郷を1地区と定め、其区内森林所有者の盟約を以て成立す。

第3条 当組合は委員1名取締人5名を置くものとす

第6条 当組合の費用は組合員の負担たるべし

## 第2章 目的及方法

第7条 当組合の目的は森林の保護栽培を図り務めて濫伐の弊を矯め、盗伐野火等の憂いを予防するにあり。

第8条 用材林は20カ年以上薪炭林は10年以上に至らざれば伐採することを得ず但し事情不得止場合に至り組合員2名以上の保証を以て届け出ずる場合に於てはこの限りにあらず。

第11条 凡そ森林を伐採せんとする時は必ず事務所に届出認可を受くべし

第12条 共有林或は己人の所有と雖も耆筆数町歩に渉る等のものは輪伐法を行うべし

第15条 森林所有者死亡或は代換り其他売買譲渡質入等にて所有者変換したる時は其持部内取締人の連署を持つて事務所へ届出ずべし

第 3 章 役員選挙及組合員心得

第 16 条 委員は山林 1 町歩以上を所持し当組合に本籍居住を定むる満 25 才以上の男子に限る

第 17 条 委員及取締人は組合員一同の公選によるべし

第 21 条 組合員は組合森林又は其近傍に野火の起るを認めたる時は取締人及び近傍の組合員へ通告し相共に現場に駆けつけ消防するものとす

第 5 章 費用支出及徴集

第 26 条 当組合員の負担すべき費用は右の如し

第 1 項 事務所借家料

第 2 項 備品費

第 3 項 消耗費

第 4 項 郵便税

第 5 項 役員給料及旅費

第 6 項 会議費

第 7 項 雑費

第 30 条 委員は年俸金 6 円以上 18 円以内取締人は年俸金 1 円以上 5 円以内として其金額は組合会議員の評決による。

第 7 章 会議

第 32 条 会議は組合員を以て組織し森林栽培保護及 1 週年度の経費支出の予算並に賦課徴集方法又は規約に関することを議定す

第 33 条 通常会は毎年 1 回 3 月に於て開く其開期は 4 日以内とす

但し時宜により臨時会を開くことを得

第 8 章 加入及退去者処分

第 42 条 当組合に加入せんとする者は事務所に申出証標の付与を乞うべし

明治 29 年の森林法草案における林業組合の規定は森林の保護取締りを強化する法律の公布に関して、これを遵法させるための森林所有者の実践的な指導組織としての意図が政府にあつたことがうかがわれる。組合設立の建前は森林所有者の過半数の同意を要することになつており、この点森林所有者による任意設立という筋をたてているが、知事の必要とみとめる場合には地方森林会の諮問によつて設立を強制され、設立後は区域内の所有者に当然加入の義務があつた。そしてこのことは、前にのべたように、当時地方的に結成されていた森林組合ないし山林保護組合の法制化の政府の提案であつたことが理解される。しかし明治 29 年森林法案は成立せず、30 年における森林法からは林業組合の規定は除外された。除外の理由は公法的性格をもつた森林法から任意的な性格をもつた林業組合を除いたのであるが、林業組合の必要をみとめて、政府の認可にもとづく各府県限りの組合規則を積極的にみとめていることはさききのべたとおりである。

明治 40 年の森林法で、はじめて森林組合の条項が規定された。この法律は明治 30 年の森林法にくらべると、林業の発達を促進するという積極的な意図をうちだしており、組合規定の内容をみても、この構想がうかがえる。

すでにみたように、この森林法改正は公有林に対する営林監督の強化、林産物運搬のための土地の使用

収用を規定しているが、森林組合規定は産業助長的要素を多分に含んでいる。すなわち組織の目的によつて造林、施業、土工、保護の4種を規定している。また公益を目的とする場合には強制設立を認め、組合組織によつて自治的な統制機能を期待するものであつた。

農商務省公示の模範定款によると、『共有森林の各共有者が共同して主伐収益其他一切の施業をなすものの例』として施業森林組合の定款をあげている。この組合例は部落の共有する山林について適用された。明治8年改租のとき、実質的には部落の共有であつても之を部落有とせず土地台帳面に何某何名所有と記入した記名共有林がある。これは第9条によつては地方長官が積極的な監督を加えることができないものであつて、これについて組合組織を利用して監督せんとしたものである。

施業組合設立の目的は荒廃せる部落有林野そのものの回復を意図し、したがつて区域によらず団地をもつて地区としている。実際的にもこの場合に限られたのである。組合の自治的機能を利用して行政的な補助機関として機能している。

野守氏<sup>30)</sup>は『森林組合とは一地区内の森林所有者が相共同して一定の方法により森林の保護利用を図らんがため一部の統制をもつて結合する組合なり。抑森林はこれを合理的に施業せんとせば常に少からざる固定資本を要し而も資金の回収は極めて遅々たるものなれば割拠的に小面積の森林を所有せる薄資者ありては能くその経営を全うする所にあらず換言すれば林業を合理的に経営せんとするには大面積の地を以て最も之に適するものと謂はざるべからず。……』として森林の大面積経営の合理性、共同経営の利点をのべている。しかも森林組合の機能はこの目的を達成するにあつてこの点が産業組合のように組合員の需要を充たすことを目的とする組合と根本的に異なることを述べている。p. 300に『産業組合の目的は組合員の需要を充実するにあるを以て其結果として組合員に対し信用及作業資料を供給し生産物販売の便を計り組合員の経済的地位を改良する等専ら組合員そのものの利益を図るを目的とし組合員各自に属する土地の使用については其自由を放任せりと雖も森林組合は組合員その人に関係なく主として共同的に一定方法により森林の保護経営を為すを目的と為すを以て組合地区内にある組合員の森林は全然之を組合に提供し組合の事業として之を経営するにあり故に組合地区内の森林の所有者は組合設立の時より当然其使用権を制限せられるものにして此点に関して産業組合に対比し著しき径庭あり。』とのべているとおりである。要は産業組合では組合員の利益向上を目的として組合員自身がはかろうとするのに対し森林組合は各自の所有をこえた広地域の森林の合理的な経営が目的であつて、その結果として組合員の意思は制限せられるものであることを述べている。前者の目標が私経済的結合であるのに対して後者は土地経済の立場にたつ。このような観点は島田博士の場合も同様である。

島田博士は森林組合今後の発展等として、(森林組合論 p. 20)『本来森林組合の対象は少くとも直接には林業者にあるのではなくて森林自体にある。……時には森林自体のために個人の恣意を抑制し犠牲を強いる場合もあり得ねばならぬ。』として、『元来私有林面積の66%は20町歩以下の所有者の所有に属する山林であり、所有者からいえば75%が1町歩未満の所有規模であるという零細林業が首位をしめる本邦林業では組合組織による自主的統制にまたざれば統制の末梢的伝達は到底期し得ない』として統制機能への転化の方向を示されている。

このように森林組合の歴史的展開においては、経済人としての私経済目的よりも土地政策的見地から設立を勧奨せられ、林業の特質として小所有分離の乱伐経営よりも大規模経営の原則にもとづく統制が合理的なりとする理想論をもつて森林組合を規定し、指導方針として採用された。

すなわち、私経済的流通機能よりも組合の自治機能を利用して林野行政を具体的に処理していく補助機関として発展し、意義づけられていったのである。

明治 40 年の森林法改正に伴う森林組合の設立<sup>14)</sup><sup>15)</sup>は、順調に進まなかつた。設立奨励のための設立補助金および低利資金の貸付を行なつた。すなわち治水事業費の一部として森林法第 62 条第 1 号の目的を有する森林組合の設定を奨励するため、1 町歩に対し 50 銭以内の補助金を交付することとした。大正 2 年から 4 年度の 3 箇年間に交付した組合数 28、施業面積 14,000 町歩でその奨励金の支出額は 6,000 円であつた。また組合の事業実行に必要な資金供給に低利資金融通を行なつた。その他各府県においても森林組合設立の奨励を十分に徹底せしむるため組合の事業として、植樹した場合は植栽面積に応じて補助金を交付し、あるいは無償で樹苗を下付し、あるいは組合地域内で荒廃した保安林の復旧に必要な地盤保護植樹、地盤保護工事の施行を命ぜられた場合にその植栽面積または地盤工事経費に応じて補助金を与えた。

かくして森林組合設立は政府の補助政策によつて増加の道をたどつて、昭和 14 年末には 2,663 組合となつた。

組合の設立地区は部落有林野を区域とする団地的結合と各個別的森林所有者の地域的結合との 2 つに分けられるが、補助金の交付受領については部落よりもむしろ行政村の立場において設立を推進された場合が多く、組合の地域は部落から連合部落および 1 町村全域に拡大する傾向をもつていた。この点を年度別にあげると次のようになる。

表 11. 年度別森林組合平均地区面積

年 度	平均地区面積
大 正 5 年	473 町
昭 和 元 年	661
11 年	803

備考 森林組合論 (島田) p. 18 より

### V-3 栄中央土工保護森林組合の発展<sup>1)</sup>

栄森林組合についてはまえに概況を説明したが、これが土工組合として発展してきた端ちよについては、地域経済の発展策として林道開発が行政村の立場から取りあげられたことにあるのであつて、村政担当者がこれをとりあげて、これを契機に、森林組合が結成され成長をとげた姿をのべてみよう。

大正 15 年、林業共同施設奨励規則によつて森林組合の新設する林道に補助金が交付されることになつた。これが佐野林道建設の契機となり、組合設立の端ちよとなつたのである。

当時の村内の事情や林道開発に対する村の意向を、昭和 4 年当時の御料局に対する陳情書からひろつてみよう。

『片房沢御料林所在地たる栄村は実に山間僻陋地にして人口僅かに 3,500、戸数 560 戸に過ぎず、其の村地域 2,800 町歩、時価 58,000 円に満たざる一寒村にして現時村民等は如何にしてか此窮境を脱出し、苦患を免れんと焦慮の結果山村における唯一の好適事業にして最大困難を伴う本林道を開発し以て林産物の搬出に一大改善を加え生産量を増加せしめて一村の開発を図らんとするものである。』と建設の目的を述べている。林道開設には御料林の補助を請願している。本村と御料林との共存関係については、つぎのようにのべている。本年 3 月における御料林の失火に際し村民が直ちに出動したように常に保護の任に

あたっている。組合員所有の山林 900 町歩にたいして御料林は 1,850 町歩で一人の所有地ならば当然組合に加盟し一組合員として共同作業すべきであるとし、また林道開設前後の林価の騰貴をみると年々の生産価額の差額は 2 万円にのぼり 4~5 年で補助額の回収ができるとし組合員は路線の一部しか利用できないが御料林は最奥地にあるので全線の利用ができ、しかも組合員以外のものも林道事業には労役の義務に服する計画である。このような理由をあげて相当額の補助金の交付を申請している。林道利用地域の生産量は昭和 3 年当時、表 12 のとおりでであつて運賃率の高価のために 4 寸以下の小材、不良材は遺棄せられたが開発後は運賃 1/3 となり、木材 25,000 石、木炭 50,000 俵に増加するとのべている。

表 12. 林産物生産量 (昭和 3 年度現在)

種 別	発 駅	内 船 駅	大 宮 駅	十 島 駅	計
加工木材		5,000石	2,000	1,000	8,000
木炭		20,000俵	10,000	5,000	35,000

この地方が造林の先進地であり、伐期に達した美林が成立しているにもかかわらず搬路に乏しく、今なお馬背によらなければならない実情にあつた。林道開発を本村経済の発展におき、御料林の開発とともに林産加工による農村工業化への方角をもつて振興策として、沿道地域のみでなく全村的一致をもつて進められていることは注目されることである。

事業計画を見ると幅員 5 間、延長 8,973 間で、昭和 4 年から 8 箇年計画としている。

表 13. 林道工事費用分担予定

科 目	金 額	備 考
御 下 賜 金	66,000	片房沢御料林 1,850 町に対する補助金
国庫補助金	28,000	林道開発費の 1/5 補助
県費補助金	23,000	“ 1/6 “
村 費	3,000	栄村費補助金
組合員負担金	20,000	組合員 780 町歩に対する負担金
計	140,000	

かくて組合の設立については『今般森林産物搬出の施設及び危害防止の目的をもつて栄中央土工保護組合を設立したく』として昭和 3 年 7 月森林組合設立許可申請書を知事あて提出している。これには設立同意書、設立同意書名簿および森林面積表組合地区内図面、定款をそえている。設立発起人は栗原一朗、山本忠孝、若林文一であつた。

林道開発に関する推進は行政村当局において立案され、実行にうつされていつた。森林組合の組織は林道関係部落の森林所有者が組合員になつているが、実際には関係部落民の全員の利害に関係することであり組合役員は村当局者が兼務して事業を推進しており、森林組合は行政村の補助機能的な存在であつた。

定款の一部変更はたびたび行なつているが、道路の設計変更により関係部落を追加し、『森林の保護』をより一般的な『施業』に改めたが、これは補助金交付の便宜で事業の内容よりも字句の変更にとどまつた。

この組合の設立は林道開設のための組織であつたから、工事を実行していく上での業務があつたわけである。また補助金申請や資金の導入の問題があつた。

その支出収入の内訳をみると、表 14・15 のとおりである。

表 14. 工事費年度別支出額

	事務費	俸給および報酬	会議費	測 量	工 事 費	雑 費	計	備考
昭和 3 年	422	45	73	1,774	—	—	2,314 <sup>円</sup>	
4	1,985	740	313	150	20,723	2,769	26,230	
5	1,191	360	209	—	26,592	—	28,352	
6	1,208	480	225	—	22,786	929	25,628	
7	1,319	—	197	—	23,885	—	25,401	
8	1,412	—	97	—	20,176	—	21,685	

表 15. 工事費年度別収入額

	区村費	県 費	御料林補助	村内組合員負担	村外組合員負担	雑 費 (林道使用料)	計	備 考
昭和 3 年	600	—	—	1,060	410	—	11,070	借入金 200
4	500	6,000	7,028	—	—	140	13,668	30,000
5	500	6,030	7,826	—	1,479	—	15,835	—
6	—	4,760	11,862	960	—	4,457	22,039	—
7	—	4,700	9,893	796	—	—	15,389	6,700
8	—	4,190	8,422	5,411	—	351	18,374	5,000

昭和 7 年度事業報告によると、工事はすこぶる良好なる成績をおさめたるも、打ち続く財界不況は金融機関の破たん、鹵価の暴落、補助金の減額、組合負担能力の減殺にほう着したが、幸いにも所期の目的を達成したといっている。昭和 8 年をもつて幹線の林道は一応完成した。

森林組合はここで所期の任務を果たしたが、残された問題は林道利用料の徴収であつた。林道利用による運搬事業については組合の直営として行なうことには賛否両論があり、結局有志の間で組合事業とは別個に開始された。

表 16. 自動車運輸事業収支報告

収 入		支 出	
運 賃	10,863	会 議 費	0
雑 費	101	事 務 費	268
		貨物自動車費	4,134
		自動車購入費	2,774
		雑 費	0
計	10,964		7,176

昭和 10 年 9 月の臨時総代会における貨物自動車運輸事業実績報告は次のようにのべている。

『本事業実施にあたり之が直営の可否にあたり本会に計りたるも本事業につき経験なきを以て疑懼して決定せざりしも、林道沿線より伐採されたる材木は 25,000 石と算せられ、この搬出の方法を講ずるは一日も忽にするを許さず且本林道開設の目的にも添はざるをもつて止むを得ず私債を起して本事業を

断行したり。』昭和 9 年 10 月から 10 年 8 月の収支の状況は、表 16 のとおりである。

この事業は 6,400 円の借入金をもつて始められたが、この期間中に借入金および支払利子 4,050 円を返還している。

このあと総代会において収支実績を承認し『従来本件について直営か請負かで異見があつたが、これは自動車事業を知悉しなかつたからで別段の好成績によつて組合において直営のほかなきこと』に全員賛成している。この事業はその後さらに鉄道運送業をもあわせて兼営する。かくて森林組合は新たな事業を追

加した。

このような経過をたどるうちに山村経済更生時代にいたつて、森林組合もその役割の一端を負わされることになった。

本村の経済更生の3大要件としてあげているものはつぎのようである。

- 1) 山岳地帯を開拓して原生利用の途を講ずる
- 2) 負債 60 万円の償還計画をたてること。
- 3) 耕地を最大限に拡張して食糧自給に達すること。

更生計画の内容の主なものをあげると次表のようになる。

表 17. 経 済 更 生 計 画

実行主体	計 画	内 容	経 費
農事実行組合	共同収益椎茸原木林	1 部落 5 町歩 7 カ所, 35 町歩	12,000円
	椎茸乾燥場	7 カ所分	2,000
負債整理組合	負債償還畑	三極栽培 1 部落 2 町歩 7 カ所	6,000
農事実行組合	粟増産指導畑	1 部落 1 町歩	3,000
栄 村	青年道場		3,000
	農 作 道	5 カ所	7,000
産 業 組 合	組 合 倉 庫	90 坪	6,000
	共 同 作 業 場		4,800
栄 村	製材製函工場		12,000
農事実行組合	堆厩肥舎新設		1,000
	筍増産指導畑		5,000

森林組合として実施すべき事業としてつぎの事項をあげている。

- 1) 佐野林道の維持
- 2) 伐採・製材・製函事業
- 3) 幹線林道からの木馬道の開設
- 4) 林産物運搬事業の経営
- 5) 森林火災予防
- 6) 無償苗木の配布, 植林事業

製材・製函事業は補助金を受けて村の事業として工場を建設することであつた。昭和 11 年補助金 5,000 円をもつて建設された。組合員にたいする負担はなかつた。完成後は組合自らが直営するよりも山村経済の立場から製材工場をつくつて林産事業を發展させることに設立の目的があつたから、業者に貸与され運営されている。その後昭和 13 年には農村経済更生特別助成金 3,000 円, 農村工業奨励金 3,000 円が交付されて補助金受領組合として経過した。

かくて農村更生時代における組合の運営をみると組合員との直接的結びつきよりも村政との結びつきが強く、組合の名前において実施されている事業はその実際は村の当局者が事業の計画運営に参加し、組合は村役場の下部機関といった具合であつた。

昭和 14 年森林法の改正にもとづく改組の際、昭和 16 年 10 月、このために臨時総会が開かれた。それは、

- 1) 第 1 回出資払込の件
- 2) 改組経過報告
- 3) 森林組合連合会加入の件

を内容とするものであつた。

昭和 17 年 3 月の総会記録には次のように報告されている。

組合員から組合へ届出ならびに禁止に関する事項として

届出

- 1) 組合員の持分を譲り受けたとき
- 2) 住所変更のとき
- 3) 地区内森林の廃止、成立のとき
- 4) 森林地番分合所有権の得喪、抵当権質権の設定移転消滅の場合
- 5) 森林または共有の持分を地区外の者に譲渡するとき
- 6) 組合に加入せんとするとき
- 7) 出資口数増加のとき

承認事項

- 8) 共有林の持分を譲渡または抵当権質権を設定せんとするとき
- 9) 不可抗力により森林面積の減少により出資口数を減少請求するとき

禁止事項

- 1) 立木および素材の販売は森林組合が行なうことになり、組合員の直接販売はできない
- 2) 立木伐採計画の指定を受けた者は指定期間内に指定どおり伐採造林をしなければならない
- 3) もし命令に従わなければ知事が伐採を停止またはその者に代わり伐採造林をする
- 4) 木材は森林組合を経て地方木材会社に売り渡すこと
- 5) 薪炭材その他林産物は一切森林組合を経なければ販売できない
- 6) 組合員の譲渡売買は必ず組合に届け出て承認を受けること、もし組合が買受けたときは他人に優先する
- 7) 原則として伐採搬出加工も一切組合が直営で行なう、ただし製材については制限事項がある

木材統制法の公布によつて木材統制機構の一機関として森林組合組織が利用されることになつた。このようにして組合は経済事業にも活動するようになった。さきにのべた運送事業については企業整備令により 18 年 4 月自動車運送事業は山梨県貨物自動車会社に統合され、鉄道運送についても日通に業務を委譲している。こうして木材供出については素材生産、製材事業を直営して統制に協力した。

終戦後は経済情勢の変化にともなつて製材事業を中止した。昭和 22 年の通常総会において『経営面よりみて国营県営等の団体経営よりも個人的自由経営の方が遙かに能率が昂上する点より見て、製材事業は組合経営を一時的に打切り第三者に移転する方が得策ではないかと思う。組合としては本来の目的たる育苗造林事業、林道の管理に邁進する方が此際賢明な処置なりと役員会において決定した。ここに本議案を提出する。』として中止に賛成している。そこで柴木材株式会社が設立され、御料林材の払下げを受けて操業したが、前にも述べたように原木の不円滑から製材事業は失敗に終わり昭和 27 年 11 月には組合役員会において製材工場引取りの件が議せられた。

すなわち、『製材工場は昭和 22 年 9 月に栄木材会社に貸与して丁度 5 年 2 カ月になる。組合としては御料林材の払下げが不能になつたので貸与したが、すでに契約期間も過ぎたし栄木材株式会社としても工場操業の考えはなく、その残業も一応完了した。資金面の見透しもあるのでこれを引取り、組合で運営したい。引取後は最小限度の規模で堅実な運営をなしたい。』として賛成している。

戦時中における組合の活動は木材統制を通じて戦力に協力することであつた。それは林力の破壊をまかえりみずに立木の供出に奔走し、地木社の下部機構として木材生産や製材事業に活動する結果となつた。このような事態は終戦とともに当然森林所有者の反感を買い、立木供出はもとより林産事業の活動も停止し睡眠状態にはいつた組合が多かつた。ことに林産部門では木材価格の高騰によつて一時活発化したが、業者の復活とともにしだいに脱落していつたものが少なくなかつた。立木入手の減退は乱伐によつて林力が衰えた点もあつたが、供出価格の補償をしなかつたことから組合から業者への販売が増し、むしろ組合の取扱い量が減少する結果となつた。栄組合の場合は、別に木材会社を組織した。

一般の組合は林産事業を中止して造林事業または指導事業へきりかえる傾向が生まれた。このような造林事業進出への契機はまた政府の指導によるところが多かつたことも事実である。

このとき、森林法の改正がそ上へのぼるようになった。森林法改正についての契機やその過程は後に述べるが、昭和 26 年の森林法の改正によつて協同組合としての森林組合制度が誕生することになつたのである。

## VI 昭和 26 年森林組合制度の成立

### VI-1 農業協同組合の歴史的発展

#### 産業組合の発展<sup>1) 15) 34)</sup>

森林組合の歴史的成立に関連して農業における協同組合の発達はどんな過程をたどつたか、時代の背景のもとに述べる。

協同組合立法としては、明治 24 年信用組合法案が第 2 議会に提出された。同法案は未成立に終わり次に明治 30 年産業組合法案が 1889 年発布のドイツ法産業および経済組合法を母法として立案された。これは貴族院において『従来の組合は勝手に作りつつあるものなるに持分 10 円以下に下るを得ずとなすが如き法律を作らば却つて難儀となるべくむしろ共同事業の発達を阻害せざるや又本案は細民を救うことよりも商業の発達で大いに妨碍することとなるべし、商業界においては頗る熟考を要すべし、且物価の騰貴は一般経済上より来ることなれば組合の力をもつて、之を妨止するを得ず又組合の存在に依り殖産興業の実をあぐるものにあらず』として否決せられ、明治 33 年にいたつて成立した。ここに始めて協同組合に対して法律の基礎があたえられたのである。しかしながらその先駆的形態としては、すでに明治初年から蚕糸業の発達とともに生糸加工販売組合が結成されており、これらは日本蚕糸業の近代化に応じた自然発生的な協同組合であるといわれている。

同法は既存の組合の保護よりも、設立奨励に中心がおかれていた。当時の経済的背景は日清戦争を契機とする飛躍的な資本主義発達途上にあり、信用事業の外に購買販売生産等の広い分野における協同事業を対象としたものであつた。したがつてこの時代には産業組合法のみならず、明治 30 年蚕種検査法、種馬検査法、重要輸出品業組合法、生糸直輸出奨励法が制定され、32 年耕地整理法、肥料取締法、府県農事試験国庫補助農会法が、また 33 年には畜牛馬組合法、重要物産同業組合法が制定された。これは明治政

府の国力増強策が一方には資本主義的生産の導入を、他方には農村の経済力培養を必要としたからであつた。このことは封建国家から近代国家への成立過程において封建時代の経済的基礎であつたところの農業を近代国家の経済財政の支柱としなければならなかつたからである。かくて産業組合の制定は商人とくに高利貸というような前資本主義的勢力からの保護および資本制生産の確立に照応しての小生産者保護政策の一環としてその意義がはあくされるのである。なぜならば、当時日本資本主義の後進的諸条件は必ずしも農業方法の画期的発展には進み得なかつたからである。

日露戦争後の国内経済の発展に伴つて農業保護政策はさらに強化され、産業組合の普及発達が奨励された。明治 42 年にいたつて産業組合法の改正によつて、産業組合連合会産業組合中央会がみとめられ明治 43 年以降各地に連合会の設立が相次いでおこり、私設機関であつた大日本産業組合中央会はこの法律改正によつて、同年産業組合中央会に組織変更された。これはすでにでき上つていた中央会が全国的な系統組織として、すなわち産業組合を下級組織としてもつものとして設立されたわけである。このことはイギリスのロッチデール (Rochdale) 式消費組合がしだいに全国的連合会に成長したこと、ドイツにおいても産業組合の系統は 3 つに分れてそれぞれが中央会をもつていたが、日本の場合には一本にまとめられて信用事業を主として、後には購買事業もできるような中央集権的な形を持つていたつた。

ところが欧州大戦に引き続いて襲つてきた世界恐慌 (1929 年) は産業組合機構に統制機関としての色彩が強められ農村救済事業の一翼になつた結果になつた。特に昭和 6、7 年の農業恐慌には、経済更生運動の中心的役割を果たす意味で産業組合拡充 5 箇年計画が実施されて変ぼうをとげた。その目標とするところは、

- (1) 組合未設置農村に全部設置すること。
- (2) 農業者全部を組合員とすること。
- (3) 農村産業組合は 4 種 (信用・販売・購買・利用) の事業を必ず営むこと。
- (4) 貯金は倍加して 21 億円にすること。
- (5) 貸付金は 19 億円にするとともに組合員の負債整理、組合固定貸付整理を行なうこと。
- (6) 販売事業は米について管外移出米の 5 割 7 分 1,800 万俵を取り扱い、小麦については区域内生産の 3 割 4 分を取り扱い、生糸は輸出額の 2 割、11 万俵を取り扱うこと。
- (7) 購買事業は金肥の組合において統制せられる可能額 320 万トンの 6 割を取り扱うこと。
- (8) 農業倉庫は販売米の 3 分の 1 たる 1,100 万石の収容力に達せしめること。
- (9) 内部組織を整備し部落活動を盛んにすること。
- (10) 既設の地方的全国的連合機関を充実して全国的統制に進むこととともに全国農産物販売連合会、全国農業倉庫相互火災保険組合、産業組合中央機関連絡委員会を設置すること。
- (11) 役職員組合ならび一般の教育活動を盛んにするとともに青年婦人児童の組織活動を促進すること。

このような広はん内容をもつた拡充 5 箇年計画はもちろん産業組合自体の拡充計画として立案されたが内容的には農村経済計画の線に沿つたものであり、産業組合はその中心機関として農業政策の前面に押し出された。

昭和 12 年日支事変のぼつ発に伴つて国内の戦時体制が強化されて産業組合は戦時統制の一機関となり昭和 18 年に農業団体法が制定せられ農会・養蚕組合等と合体されて農業会が生まれ、終戦をむかえた。そして農業会はつぎに述べるような発展をとげて農業協同組合に道をゆづつたのである。

農業協同組合法の成立の背景<sup>21) 37)</sup>

昭和 20 年 12 月 9 日に発せられた『農民解放指令』をみると、日本農業のもつ病源をつぎのようにとりあげている。

- 1) 農村の過剰人口と零細経営
- 2) 高率物納小作料
- 3) 高率の農村負債の重圧
- 4) 農村金融の高利率，農業課税の重圧
- 5) 農民の利害を無視した農民および農業に対する政府の権力統制

農業農村の内包している問題をこのように抽出して『以上のような病源を切りとつてしまわないかぎり農民解放は進まないであろう』とのべている。『耕作農民に対しその労働成果を享受する均等の機会を保障するため』の対策として農地改革案の提出を求められた。これが諸改革の出発点になっている。

農地改革によつて、小作農を自作農として独立させた。資本と小農の関係が、直接的に対立することになった。零細農業経営のもとで、自家労賃の切り下げが依然として維持される。そこに経営の合理化と流通過程の合理化が解決されなければならないという問題が、前面に押し出されてきた。すなわち、農業生産力の増進とあわせて農民の社会的経済地位の向上をはかることであつた。そしてこの解決はあたえられるものでなくて、農民自身が自主的に求めるべきものとして要請された。このような理念のもとで、農業協同組合法は昭和 22 年 11 月に制定された。

さきにもべたように、農業会は昭和 18 年に団体統合の要望と戦争の要請にこたえ農業団体会法（昭和 18 年法律第 46 号）の制定に基づいて農会、産業組合、畜産組合、養蚕業組合、茶業組合が統合されたものであつて、戦時中の農業政策の新しい手として国家目的遂行に重要な役割を果たしたのであつた。ところが戦後の民主化の要請に応じて、農業会の改組が日程にのぼつた。

『農地改革についての覚書』が発せられて、政府は『非農民的利害に支配されず、且日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同組合の醸成並に奨励計画』の提出を占領軍から要請された。そこでとりあえず、農業団体会法の一部改正（昭和 20 年 12 月 24 日）を行なつた。その要点を抽出すると次のようである。

- (1) 農業会の行政補助機能的な性格を改め、真に自主的活動を行なうことをその目的とした。
- (2) 会長中心主義に基づく役員制度を廃止して、一般の法人と同様に、それぞれ団体の代表権を有する数名の理事をおくこととした。
- (3) 理事の選任については、従来の行政庁の任命または認可制度によるいわゆる官選方法を改め、市町村農業会の理事は、会員の直接選挙によることとし、都道府県農業会および全国農業会の理事は、総会において選任することとした。
- (4) 中央団体たる全国農業会は、国家総動員法に基づく勅令たる全国農業会令（昭和 20 年勅令 525 号）により設立されていたが、これを直接農業団体会法に基づく団体に改めた。
- (5) 農業会の統制規定に対する服従命令および役員解任処分等の行政庁の権限を廃止し、行政庁は法令違反、公益侵害等の場合に限り、役員改選を命令することができるものとし、その他行政庁の権限を極力縮小した。

以上のごとく、農業団体会法の改正により、農業会は、従来の統制団体的色彩を極力払しょくし、一応自

主的団体としての法的基礎を与えられた。

農業協同組合法が制定されるまでには 2 年を費しているが、これは伝統的な協同組合の原則に基づいた理想的な形態をそなえたものであつた。そこに到達するまでには第 1 次案から第 7 次案にいたる経過をたどつたのである。そしてその成果は次に示す農林大臣の国会における説明にあらわれている。

『農村の民主化と農業生産力の発展を期しますために農業団体制度を根本的に刷新し、農民の自主的協同組織の確立、助長を図りますことは、農地改革と並んで農業及び農村に対する基本政策と致すものであります。

農地改革は申すまでもなく我国農業をして低位な生産の段階に止まらしめ、その近代化への道を阻げていた土地制度を根本的に改革し、農地の所有、分配、利用の関係を合理化することによつて農業の近代化その社会的生産力の発展の道を開こうとするものでありまして、着実に進行をみている次第であります。

然しながら、この農地改革の実施をもつて直ちに農業の近代化を来し農村の民主化なれりとするは未だ早計であると思ひます。このためには、耕作する農民の利益が民主的に正当に代表されると共に、農業経営の実際におきまして、我国農業の零細経営からくる不利益を補い、協同の力によつて、経営の合理化、生産性の向上を図つて参ることが緊要であります。

.....

協同組合は農業経営のあらゆる分野につきまして、刷新改善を図り資材等窮屈な事情にありますけれども、新たな農民の勢と努力によつて、新生産を開いて行かなければならないと信ずるものであります。』

農業協同組合が独立して発展してゆくためには色々な未成熟な条件を是正してゆく必要があつた。この点について衆議院の付帯決議を引き出してみると、

- 1) 金融の自主的確立に関して十分な措置を講ずること。
- 2) 技術員制度を確立し、あわせて研究機関を設立すること。
- 3) 森林組合漁業組合等農山漁村に対する協同組合組織の確立に関しすみやかに法的措置を講ずること。
- 4) 公職追放該当者たりし者は農業協同組合の役員に就任しないよう措置すること。
- 5) 政府は農業協同組合の設立育成に関し、積極的な援助を行なうこと。

農業法が制定されるまでの経過なり問題点は以上のようなものである。森林組合制度の改正は 4 年後に森林法の改正とともに行なわれたのであるが、それはこのような情勢のあとをうけてどんな道筋をたどつたかをのべたい。

#### VI-2 森林組合制度改正の背景<sup>22)</sup>

森林組合制度の改正については、昭和 22 年に農協法改正のあと 4 年後に行なわれた。これには占領軍の示唆がたつと作用した。昭和 25 年 2 月に発せられた勧告の内容は、つぎの諸点に要約される。

- 1) 森林計画の編成およびその遂行は国の責任でおこなうこと。
- 2) 森林計画の対象範囲は国有林を含めた全森林とすること。
- 3) 森林計画の確実な実行のために森林区ごとに林業経営指導員を配置すること。
- 4) 経済行為を行なう森林所有者の団体は加入脱退自由な協同組合制度によつておこなうべきこと。
- 5) ただし強制加入制度の森林組合は経済事業をおこなうべきでないこと。

すなわち森林組合が行なつていた施業案編成制度を国の責任において編成される森林計画制度に切り換

えるとともに、森林組合の組織および事業内容の根本的な改正を示唆されたのであつた。

森林組合の協同組織に関して同書簡は『森林組合が経済行為をなしうる規定を森林法から削除』、『協同組合主義の原則にもとづく個々の森林所有者の団体が経済行為をなし、その連合会を設けうる規定をつくるべき』ことを述べている。

この勧告にもとづいて政府が改正原案の作成に本格的に着手したのであるが、法律化されるまでの論議の経過を要約すると次のようである<sup>25)</sup>。

- 1) 旧組合をそのまま維持存続せしめることが現状において最も妥当であるとする説。
- 2) 旧組合事業中の経済事業を排除して純粋な土地組合的なものとしての森林組合制度とし、経済事業については別途に協同組合を設けることを妥当とする説。
- 3) 森林所有者の協同組織としての森林組合制度一本建とすべしとする説。
- 4) 農業協同組合と合体しうる道をひらいて農林業協同組合、森林協同組合のいずれかの協同組合を任意にとりうるようにすべしとする説。

第1説は森林組合の現状は必ずしも満足すべきものではないが、一たんこれを解体して再出発をする場合には従来のような組織網を再現することがおぼつかないので、これまでの組合組織をそのまま維持しようというものであつた。しかし現状維持はG・H・Qの勧告と合致せずこれを押し通すことは不可能であつた。これに対して第2の説は勧告にもとづいた意見であり、1つは森林計画にたいする意見具申ないし連絡機関的な非事業団体であり、1つは経済協同組合である。この二本建にすべしということであつた。しかしながらせまい同一地域に2つの団体を存在せしめる考え方はあまり形式的で弱体化を意味するとして第2の説は主張されず第3の説が採用されたのである。しかし第4のように農業団体との調整を考えた意見もあり、また第5説のように森林所有者のみならず木材業者、林業労働者を含めた林材統合の林業協同組合制度が考えられたがこれは森林所有者団体の反対があり日の目を見ずに終わった。

論議の過程では、農業界につき<sup>27)</sup>のような反対決議の事情もあつた。

農業協同組合と経済基盤が同一であり、事業内容の類似した2つの協同組合が併存することは経済不振にあえいでいた農協にとつては両者の対立抗争によつて共倒れとなる可能性ありとして、全国農業組合代表者会議では森林協同組合の設立に反対し、むしろ農業協同組合法を改正して農民の範囲を拡大し、事業の範囲を拡大すべしというつぎのような決議がなされた。

農林業の実体にかんがみ森林協同組合法のごとき法律を制定しないこと。

(理由)

農業と林業が分化していない実状よりして農山村において農業と森林業との協同組合組織を別個につくることは農山村経済の維持発展を阻害するものであるから、むしろ農業協同組合法を改正し、これに森林経営者ならびに森林労務者を加入せしめて有機的運営をはかるべきである。

この決議に対して政府から『林業の特殊性に鑑み森林協同組合は一応必要とみとめられるが、なを検討致したい。』という回答がなされた。

以上のような各説があつたが、結局現行の森林法の内容に決定された。

改正後の状況を村子氏の言葉からひろつてみよう。

『旧組合はこのたびの森林法の改正により、その目的も、事業の内容も根本的に変つたところの民主的な新しい組合に発展的改組をしたのであります。私達も組合移行に際しては、此の機を逸してはと足を棒

にして各部落を訪ね、いくどか地元民の説得につとめる等指導に万全を期したのでありますが、従前の組合と組合員の間にあまりにも大きな溝が生じておつたために、組合の不要論さえ続出する状況にありました。幸いに諸機関の協力を得て、ほとんどの組合は難なく移行されたのであります。しかし定款変更によつてそのまま旧組合が新しい組合に移行できることとなつたために組合はただ看板の塗り替えといった感じで、その内容についても正しく理解されているかどうか、甚だむづかしい点があります。』

市町村という行政区域を単位として設立されていた旧組合の改正後の組合のあしどりはつぎのようである。

旧組合の設立状況は 26 年 12 月現在で総数 5,828 組合であつたが、新法施行によつて定款を変更し新組合に移行したものは組織変更の法定期間である昭和 27 年 3 月 31 日現在で 4,366、新規設立を加えると昭和 28 年 10 月 31 日現在では総数 5,264 の森林組合が設立された。すなわち新組合の移行は非常にスムーズに行なわれたわけである。

この辺の事情は、またつぎのような座談会<sup>11)</sup>によつて察知できる。

大島『森林組合が森林法の改正で本質的にかわり、その移行がスムーズにいつたことは結構ですが、半面そこに問題が残っているのじゃないかといつたことも耳にするのです。それで本当にスムーズに移つたものと考えていいですか。』

植田『スムーズに移行したことは事実だが、問題はその本質にある。従来の組合は他力的な考え方で進んでいた。改正後の組合はそれが許されない。経済団体として自立せねばならん。従来の組合がスムーズに移行したといわれるだけに、そこに頭の切り換えがはつきりできなかつたというウラミは残つていると思う。数からいえば、ともかく 5,000 の新しい組合ができた。それが全部経済機能をもっているか? という問題だと思う。そこに大きな悩みがあるわけだ。』

小林『本当は森林所有者が組合の必要性を自覚して盛り上げて来ることが理想ですね。それを形の上だけで無理に作つただけに、考え方によつてはいつまでも無理がたたつてゆくということが考えられる。』

国会の審議の過程で問題になつた点についてはさきふれたが、それは要約すればつぎの諸点であつた<sup>4)28)</sup>。

(1) 協同組合として自然の成立にまかせておけば、全国的には 1 府県に 2~3 しか設立されないような事態が生れるのではないか。

(2) 睡眠組合の多い現在、政府の補助で専従職員をおこななければ組合が弱体化するおそれがあるのではないか。

(3) 融資、技術員設置、林道等の諸点について政府が格段の補助をしなければ折角の組織網が破れてしまうのではないか。

そこでとられた政府の措置は、当時の組合をできるだけそのまま新組合に移行することであつた。すなわち政府の指導方針はつぎのようである。

### VI-3 新組合設立の指導方針

新森林法の施行にともなつて新組合成立のためにどんな指導方針、手続がとられたか。それについてまず昭和 26 年 8 月に出された通達『森林法等の施行に伴う森林組合及び森林組合連合会の指導監督に関する件』の内容を検討してみよう。その前文において旧組合は『施業案の編成及びその実施乃至は施業の調整』を主たる目的とした森林所有者の強制加入の団体であつたが、こんど新たに指導事業経済事業を中心

とした協同組合組織の民主的団体として発足することになったこと、それは性格、組織ともに旧組合と根本的に相違していることをのべている。しかしここでとられた実践的な措置はつぎのようであった。

新組合の成立にたいしては組織の変更の手続をとった。すなわち模範定款例により新定款案、事業計画変更案を作成して、旧法によつて召集した組織変更特別総会における議決によつたのである。その結果(1) 大多数の旧組合をそのまま新組合に移行させたこと。(2) 町村単位の組織に拡充したこと。(3) 地区の変更をみとめなかつたこと。(4) 旧組合員はそのまま新組合員となるよう指導したこと。(5) 不在森林所有者を除外しないよう指導したこと。このような結果にたいして新組合への移行は形式的な看板の塗りかえにおわつて協同組合への実質的な改革がなされなかつた、という批判があつた。組合事業の運営については、組合員の経済的向上をはかるための経済事業や指導事業は協同組合にとつて本来的なものであるが、早急には達成できず、従来からの行政指導に関連する諸業務がとりあげられ、その補助金の一部や手数料が財政上のおもな財源をなしている状態であつた。

すなわちそれは、(1) 森林計画の周知徹底のための連絡事務、(2) 森林計画に対する森林所有者の意見具申事務、(3) 官庁その他に対する手続その他の代理あつ旋事業等、(4) 造林、林道開設のための農林漁業資金の融資、(5) 伐採調整資金の取り扱い等森林計画実施のための金融関係事務、である。

このようにして協同組合としての外観をとりながら、森林所有者自身の自覚にもとづいて再編されず、のちにのべるような旧組織と協同組合との間に介在する本質的矛盾については組合員の間で検討の機会があたえられなかつたのである。

## Ⅶ 森林組合の現況<sup>30)</sup>

### まえがき

全国の森林組合数は5,000に近い。山村には必ずその姿がみられる。その実態をみると、一つ一つが変化のある姿をしている。かんたんに森林組合の実態を一色に塗りつぶしては理解できないものがある。昭和26年改組されて以来の組合のあしどりを、さまざまな実態を統計によつて分析し、そこに存在する問題点、将来の方向を、はあくできるようにつとめた。

使用した統計は林野庁が昭和28年7月以降4回にわたつて全国の単位森林組合について一せい調査を行ない、その結果をとりまとめた「森林組合統計」から引用したものでつぎの方法によつた。

(イ) 特に記載しないかぎり施設組合だけを対象にした。

(ロ) 調査時点は、組織的事項については各年度末現在の時点の状況を示す。しかし27・28年度についてはそれぞれ翌年の7月1日現在である。財務・事業の事項については年度末決算書による。

(ハ) 一せい調査対象組合数および調査表提出組合数は時点によつて違うので、組合組織、事業内容の年度比較やすう勢をみる場合は注意を要する。

表 18. 年次別施設組合数

回数	調査時点	調査対象組合数 (A)	第1回調査対象組合数を100とした比率 (%)	調査表提出組合数 (B)	第1回調査表提出組合数を100とした比率 (%)	提出率 $\frac{B}{A}$
1	昭.28. 7. 1	5,209	100	4,995	100	96
2	29. 7. 1	5,286	101	5,138	103	97
3	30. 3.31	5,289	101	5,116	102	97
4	32. 3.31	4,847	93	4,649	93	96
5	33. 3.31	4,606	88	4,473	89	97

Ⅶ—1 組織の状況

(1) 新森林組合設立状況

昭和 26 年の森林法改正によつて、新組合の設立は大部分組織変更手続によつてその期限である昭和 27 年 3 月末までにおこなわれた。この手続の成立は団体の同一人格性が維持されること、その債権債務関係に変動がないことに前提をおかれるべき性質のものであり、したがつて旧組合と全く性格をことにした自主的組合の再編成という見方からすると必ずしも妥当な措置ではないのである。すなわち全く便宜的な措置というべきであり、こうして驚異的な数の森林組合が形をかえて一時にできあがつたわけである。実態は旧法時代の休眠組合が行政指導によつてそのまま移行されたということであり、移行直後における組合の設立状況を見ると次のようである。

表 19. 森林組合設立状況 (昭和 27 年 5 月 31 日現在)

組 合 数			組 合 員 数 (人)	出 資 金		
総 計	改 組	新 設		口 数	総 額 (円)	払込済出資額 (円)
4,621	4,366	251	1,555,611	7,390,768	1,569,604,471	363,102,573

(林野庁経済課調)

またその後の組合設立の状況をながめてみると次のとおりである。

表 20. 種 類 別 森 林 組 合 数

調査時点	総 数		施 設 組 合						生 産 組 合	
	調査対象 組合 (A)	調査表提 出組合(B)	総 数		出 資 組 合		非出資組合		生 産 組 合	
			A	B	A	B	A	B	A	B
昭.28. 7. 1	5,209	4,995	5,209	4,995	5,195	4,985	14	10	—	—
29. 7. 1	5,384	5,234	5,286	5,135	5,271	5,124	15	14	98	96
30. 3. 31	5,474	5,268	5,289	5,116	5,275	5,106	14	10	185	152
32. 3. 31	5,111	4,894	4,847	4,649	4,839	4,643	8	6	264	245
33. 3. 31	4,895	4,745	4,606	4,473	4,598	4,465	8	8	289	272

(注) 27 年度調査は施設組合のみを対象としたものである。

27 年 5 月末日現在では 4,425 組合で、28 年 7 月 1 日現在では 5,209 組合となり、30 年 7 月 1 日では 5,289 組合となつてその差は 80 で多少増加しているが大きな変化はみられない。組織変更期限までに一時に設立されて、その後の新設がほとんどというに足りないことが示されている。しかし、反省期にはいつて組合組織の強化の立場から経営規模の拡大化がそ上へのぼるに至つて組合数は逆に減少の傾向にある。昭和 32 年度よりはじまつた組合振興対策は単位組合の経営基盤の拡大化を大きくとりあげている。

この直接の契機となつたものは 1 つには町村合併である。町村合併促進法 (28 年 9 月 1 日公布) の目的は、『町村合併によりその組織及び運営は合理的且能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村に於ける地方自治の本旨の充分な実現に資すること』であるが、町村合併の推進によつて指導的に森林組合の合併が促進され、経営基盤の拡大化が実現する契機が与えられた。

種類別組合数をみると施設組合は全組合の大部分を占め、出資組合がほとんどで非出資組合は今後さらに減少の傾向にある。

(2) 地域的分布および地区内森林の所有別、規模別面積

森林組合が成立している山村を林野比率によつて分類してみると次表のように林野比率 50 %以下では全体の 10 %にすぎず、林野率 75%以上の町村に集中していることが示される。

表 21. 地区内面積および林野比率別施設組合数 (昭和30年 3月31日現在)

	地区内面積			林野比率別組合数				
	林野	耕地	計	25%未	25~50%	50~75%	75%以上	計
実数	21,734,003	5,434,445	27,168,448	77	528	1,495	3,016	5,116
比率	80	20	100	1.5	10.3	29.2	59.0	100

森林組合の地区森林面積と全林野面積を比較してみると次の表のようである。

表 22. 地区内森林面積および組合員所有面積 (昭和33年 7月31日現在)

区 分	総 数	国有林	民 有 林			備 考
			総 数	私有林	公有林	
地区内森林面積 (A)	21,652	6,931	14,720	12,093	2,626	公有林内訳：都道府県有 924 千町，市町村有 2,002 千町
組合員所有森林面積(B)	11,070	—	11,070	9,505	1,565	
比 率 B/A	51	—	75	78	60	
全森林面積 (C)	23,152	7,342	15,810	12,884	2,926	
B/C	94	94	70	74	53	

すなわち、民有林面積のうち組合地区に編入されている部分は 92 %で、圧倒的に多い。また組合員が所有している面積は地区内森林面積の 75 %をしめており、公有林のうち都道府県有林は組合に加入していないので、この面積を差し引いて考えると、組合員所有面積が民有林にしめている割合はさらにたかくなり、森林組合が地域団体であるという性格は一層明らかになる。

次表 23 のように所有面積 1,000 町歩以下のものが 1,400 組合あり、3,000 町歩以上のものは 1,200 組合である。集中状態を示していないのは組合が行政区域を単位とした組合であることを物語っている。しかし 30 年の場合と比較すると、わずかではあるが 3,000 町歩以下のものが減少し、3,000 町歩以上のものに増加の傾向がみられる。部落と市町村一円のものに分類すると、市町村一円のもの圧倒的に多い。

表 23. 組合員所有森林の人工造林比率別、面積別組合数

調査時点	調査表提出組合数	人工造林比率別組合数		面積別組合数					
		40%未満	40%以上	500町未	500~1,000町	1,000~2,000町	2,000~3,000町	3,000~5,000町	5,000町以上
昭.30. 3. 31	5,116	3,729	1,387	822	1,048	1,372	752	648	474
比 率	100	73	27	16	20	27	15	13	9
昭.32. 3. 31	4,649	—	—	702	891	1,230	685	658	483
比 率	100	—	—	15	19	27	15	14	10
昭.33. 3. 31	4,473	—	—	622	809	1,150	664	694	534
比 率	100	—	—	14	18	26	15	16	11

表 24. 地域別施設組合数 (昭和28年7月1日現在)

記号	区 分	施設組合数	割 合	総合農業協同組合数
A	部落または部落に準ずるもの	248	5.0%	2,638
B	市町村一円のもの	4,467	89.4%	8,875
C	2, 3 カ町村に帰するもの	210	4.2%	64
D	その他のもの	70	1.4%	10
計		4,995	100%	

記号Aの割合が多くをしめる府県

県 別	総施設組合	部落または部落に準ずるものの施設組合数
富 山	87	18
鳥 取	69	16
鳥 根	217	44
岡 山	191	27
山 口	145	19

(3) 森林所有者の組合加入率

その居住地によつて分類すると、地区内居住者では組合加入率が 62 %、面積のしめる割合は 80 % であるに対して地区外居住者ではそれぞれ 53 %、64 % となつて後者の方が低率を示している（国都道府県有林を除く）。

表 25. 居住地別地区内森林所有者数および組合員数 (昭和30年3月31日現在)

	地区内居住者 (A)		地区外居住者		計 (C)		A/C	
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	人数	面積
地区内森林所有者	2,614,156	12,307,110	262,386	2,020,603	2,876,542	14,327,713	91 %	86 %
地区内組合員	1,612,119	9,913,939	139,635	1,288,039	1,751,754	11,201,978	92 %	89 %
組合加入率	62%	80	53	64	61	78		

(注) 国, 都道府県有林は除く

旧組合は定款で所有者の面積規模によつて組合員加入資格をきめていた。それが新組合にそのまま踏襲されたものが多い。この実態は次のようである。

表 26. 加入資格制限組合数 (昭和29年7月1日現在)

区 分	資格制限を行なっていない組合	資格制限を行なっている組合						合計	
		所有面積による制限を行なっている組合					その他の制限を行なっている組合		
		1反未満の組合	1反以上5反未満の組合	5反以上~1町の組合	1町以上の組合	小 計			
実 数	2,850	513	1,267	350	73	2,203	68	3	5,124
比 率	56%	10	25	7	1	99	1	0	100

森林組合員の総数はあまり大きな変動がなく、したがつて加入率の上でも大体 60 %前後であつて変動がみられない。組合員を面積規模で分けて観察すると、零細所有者ほど加入率が低く、5町歩から100町

歩の所有規模で加入率最高を示し、1,000 町歩を越えると急激に低下している。

表 27. 地区内森林所有者数および組合員数

調査時点	地区内森林所有者数	組 合 員 数			組 合 加入率
		正 組 合 員	準 組 合 員	計	
昭.28. 7. 1	2,668,211人	1,691,228	15,061	1,706,289	64%
29. 7. 1	2,959,677	1,712,898	15,580	1,728,478	58
30. 3.31	2,876,542	1,738,921	12,833	1,751,754	61
32. 3.31	2,844,559	1,719,367	18,281	1,737,648	61
33. 3.31	2,968,078	1,732,087	17,635	1,749,722	59

表 28. 階層別森林所有者および組合員数 (昭和29年 7 月 1 日現在)

	区分	5 反未満	5反~ 1町	1~5町	5~ 10町	10~ 50町	50~ 100町	100~ 500町	500~ 1,000町	1,000 町以上	計
森 林 所 有 者	人数 面積	1,314千人 433千町	600 528	715 2,213	207 1,609	110 2,654	14 1,095	6 1,586	1 705	0.8 3,383	2,970 14,207
地区内組合加入者	人数 面積	472千人 199千町	397 360	561 1,720	175 1,354	95 2,279	12 926	6 1,278	0.7 524	0.5 1,099	1,721 9,740
加 入 率	人数 面積	36% 46%	66 68	79 78	85 84	87 86	89 85	82 81	75 74	63 33	58 69

森林所有者が零細所有から成立していることは裏を返せば日本の林業が農林複合経営で行なわれている結果であつて、このことは次表のように森林所有者が全農民組織であるといわれる農協と二重加入をしていることを示している。

表 29. 農協との二重加入状態 (昭和28年 7 月 1 日現在)

区 分	組合数	割 合
組合員の 1/3 未満が農協に加入	22	0.4%
組合員の 1/3 以上 1/2 未満が農協に加入	164	3.3
組合員の 1/2 以上 2/3 未満が農協に加入している	383	7.7
組合員の 2/3 以上全員未満が農協に加入	2,612	52.3
組合員の全員が農協に加入	1,814	36.3
計	4,995	100.0

(注) 組合員の 1/3 未満が農協に加入する森林組合の多い府県は北海道の 9 新潟県の 5 組合である。

(4) 連合会加入率

単位森林組合は系統的な組織として、連合会への加入率をみると次のようである。

表 30. 連合会加入未加入別組合数 (昭和32年 3 月31日)

時 点	総 数			施 設 組 合						生 産 組 合		
	総 数	加 入	未加入	出 資 組 合			非 出 資 組 合			総数	加入	未加入
				総 数	加 入	未加入	総数	加入	未加入			
昭32年 3 月末	4,894	4,601	293	4,649	4,585	64	6	3	3	245	16	229
33年 3 月末	4,745	4,443	302	4,473	4,414	59	8	5	3	272	29	243

(5) 役職員の状況

戦時中旧組合は木材統制機構の一環として経営されてきた。戦争中の組合の行きすぎについて批判が加えられたが、まえにのべたように、戦後活動を停止して実質的な活動をみないままに新組合に移行された。

休眠組合も少なくない。ここで森林組合の事業執行体制はどのようになっているかをたどつてみたい。

A 役員

昭和 33 年 3 月末現在において理事 40,539 名、監事 14,272 名である。常勤理事をおいている組合数は 1,363 組合であつて、その理事の数は 1,504 名である。昭和 28 年 7 月調査（表 32）と比較すると、常勤役員組合数も役員数も減少しているが、これは町村合併によつて組合の絶対数が減つたことと、少数精鋭主義が指導されている結果である。

表 31. 役員数

時 点	理 事			監 事		
	常 勤	非 常 勤	小 計	常 勤	非 常 勤	小 計
昭. 30. 3. 31	1,887	42,714	44,601	73	16,328	16,401
32. 3. 31	1,600	40,196	41,796	—	—	15,436
33. 3. 31	1,504	39,035	40,539	—	—	14,272

森林組合では次のような点で役職員に人を得ていないといわれている。

- (イ) 森林組合が往々役員に政治的足場に利用されることがある。少なくとも村政につながるのもの、元町村長、議員、団体職員から選ばれている場合が多い。
- (ロ) 役員を選任が適材をうることもむしろ地区代表的な性格をもつて部落から選出されている。
- (ハ) 経営の責任体制が確立せず経営意識と経営管理に欠けている。
- (ニ) このことが経営不振の悪循環をとめない、報酬は無償であるか極端に低く一般的に奉仕の水準にある。学歴および報酬額は次の表のとおりである。

表 32. 学 歴 別 役 員 数 (昭和28年 7 月 1 日現在)

区分	常 勤			計	1 人平均 報酬月額	非 常 勤		合 計	常勤役員 の いる 組 合 数
	学 歴	計	1 人平均 報酬月額			計	1 人平均 報酬月額		
大学、高専、旧中、新高 卒、中退、卒、中退	378	1,062	1,012	2,452	5,173円	39,793人	342円	42,245人	2,052
	21	72	104	197	2,928	15,908	383	16,105	
計	399	1,134	1,116	2,649	—	55,701	—	58,350	

(注) 常勤理事報酬月額最高北海道 11,000 円、東京 11,500 円、最低宮崎 900 円、群馬 946 円、山梨 880 円、長崎 959 円

B 職員

森林組合の仕事は各分野において専門知識を必要とするが、職員の実態をみるとはなはだしく貧弱である。実際に職員のない組合は別としても、表 33 によると兼従職員のみによつておこなわれている組合が 1,461 組合、すなわち 1/3 近くをしめている。

表 33. 職員の雇形態別組合数 (昭和28年 7 月 1 日現在)

区 分	組 合 数	%	備 考
職員のない組合	38	0.08	山形 15, 愛媛 6 千葉 4
兼従職員のみ組合	1,461	29.3	
専従職員の外に兼従職員もいる組合	808	16.1	
専従職員のみ組合	2,688	53.8	
計	4,995	100	

表 34. 職員数および常備労働者数 (昭和32年3月31日現在)

年 度	総 数	専従職員	兼従職員	労 務 者
昭・30. 3. 31	9,288	6,444	2,844	2,400
32. 3. 31	8,996	6,451	2,545	4,028
33. 3. 31	8,835	6,491	2,344	4,286

また専従職員数によつて組合を区分すると1人ないし2人以下のものが圧倒的で3,178組合のうち2,300組合を占めている。しかしながら傾向としては専従職員のいない組合が減つて3人以上の組合が増加していく傾向がある。

表 35. 専従職員数別組合数

調査時点	総組合数	専従職員のある組合数					計	専従職員 のいない 組合数
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人		
昭・29. 7. 1	5,135	1,694	886	952	—	—	3,532	1,603
30. 3. 31	5,116	1,755	935	407	185	145	3,427	1,689
32. 3. 31	4,649	1,503	857	447	197	174	3,178	1,471
33. 3. 31	4,473	1,337	893	438	205	193	3,066	1,407

職員の学歴および月額給料は次の表のとおりである。

表 36. 学歴別職員数 (昭和28年7月1日現在)

区 分	大学,高専卒中退	旧中,新高専中退	そ の 他	合 計	1人あたり月平 均給料(税込)
事 務 職 員	145人	2,162	2,102	4,409人	4,683円
技 術 職 員	162	2,766	2,078	5,006	5,540
そ の 他 の 職 員	4	270	2,829	3,103	5,349
計	311	5,198	7,009	12,518	5,191

(注) その他の職員の内,工場労働者2,272人を含む。

## VII-2 財務の状況

### (1) 自己資本および固定資産

貸借対照表残高合計額について,28年度を基準にして29,31,32年度末の調査組合平均額を比較すると123%,162%,193%と増加している。資産についてみると流動資産は28年度に比べて31年度118%,32年度137%であり大きな変化は見られないが,固定資産においてはそれぞれ222%および252%と増加している。これは後で述べるように,伐調および農林漁業資金の転貸借金の増加によるもので,昭和32年度固定資産総額132億円のうち84%を占めている。

負債についてみると,流動負債よりも,固定負債の増加が著しいが,これも伐調資金および農林漁業資金の増加によるものである。払込済出資金は28年度に比較して,後の3カ年はそれぞれ119%,168%,195%と増加しているが1組合平均額では32年度でわずかに40万円にすぎない。

表 38. 貸借対照表

区 分	調査組合平均額				総 額					
	昭和 28年度	29年度	31年度	32年度	28年度	29年度	31年度	32 年 度		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	内 容 記	
資 産	流動資産	1,231	1,287	1,457	1,691	630	658	677	756	売掛金134, 未収金197, 立替金39, 前渡金41, 棚卸資産98, その他247
	固定資産	1,167	1,652	2,598	2,951	598	845	1,208	1,320	有形固定資産106, 長期貸付金7, 伐調資金貸付金および農林漁業貸付金1,116, 系統機関払込済出資金42, その他49
	損失金	29	37	48	61	15	19	22	27	
	計	2,427	2,976	4,103	4,703	1,243	1,522	1,907	2,103	
負 債	流動負債	933	912	1,066	1,301	478	466	495	582	買掛金95, 短期借入金195, その他292
	固定負債	1,255	1,780	2,637	2,938	643	910	1,226	1,314	長期借入金33, 伐調および農林漁業資金借入金1,272, その他9
本 資 本	払込済出資金	208	248	350	406	106	127	163	182	
	資本剰余金	6	4	4	5	3	2	1	2	
	利益準備金	—	10	14	17	—	5	7	8	
	任意積立金	—	9	13	15	—	5	6	6	
	利益剰余金	25	14	19	21	12	7	9	9	
	小 計	239	284	400	464	122	146	186	207	
計	2,427	2,976	4,103	4,703	1,243	1,522	1,907	2,103		

表 38. 自己資本の内訳

区 分	27 年度	調査組合 平均額	28 年度	調査組合 平均額	29 年度	調査組合 平均額	31 年度	調査組合 平均額
払込済出資金	百万円 940	千円 150	百万円 1,066	千円 208	百万円 1,266	千円 248	百万円 1,628	千円 350
資金剰余金	} 37	45	31	6	20	4	18	4
利益剰余金			129	25	171	32	212	46
計	977	195	1,226	239	1,457	284	1,858	400

表 39. 出 資 状 況

調査時点	出資組合数	出資総額	払込済額	払込率	1 組 合 平 均	
					総 額	払込済額
昭. 30. 3. 31	5,106	千円 2,011,378	千円 1,265,569	% 63	千円 394	千円 248
32. 3. 31	4,643	2,281,500	1,628,289	71	491	351
33. 3. 31	4,465	2,448,763	1,818,166	74	548	407

出資状況は 29 年, 31 年度をみると, 総額においても, また 1 組合平均においても増加しているが, さらにこれを払込額別にみると,

表 40. 払込額別組合数

調査時点	総額	10万円未満	10万円～20万円	20～40	40～60	60～80	80～100	100～150	150～200	200～300	300万円以上
昭. 30. 3. 31	5,106 100(%)	2,310 45.2	966 18.9	900 17.6	436 8.6	174 3.4	108 2.1	134 2.6	36 0.7	28 0.6	16 0.3
32. 3. 31	4,643 100(%)	1,569 34.0	881 19.0	954 20.5	474 10.2	255 4.9	173 3.7	188 4.1	66 1.5	53 1.5	30 0.8
33. 3. 31	4,465 100(%)	1,297 29.0	841 18.8	929 20.8	499 11.2	272 6.1	206 4.6	238 5.3	76 1.7	64 1.5	43 1.0

表 40 で調査時点の払込出資金を比較すると 20 万円以下の払込出資金の規模のものは減少し, 特に60 万円以上のものが割合からいつて著しく増加している傾向がみられる。

有形固定資産への投資額は表 41 のように増加している。

表 41. 有形固定資産

年 度	28 年度	29 年度	31 年度	32 年度
投 資 額	479百万円	662百万円	912百万円	1,061百万円

表 42. 系統機関払込済出資金およびその他の固定資産状況

区 分	28 年度	29 年度	31 年度	32 年度
系 統 機 関 払 込 済 出 資 金	210	282	371	416
そ の 他 の 固 定 資 産	243	164	441	493
長 期 貸 付 金	99	139	109	67

事業資金としては短期借入金が重要な役割を果たしている。

(2) 借入金および貸付金

表 43. 短期借入金

年度(昭)	28 年度	29 年度	31 年度	32 年度
短 期 借 入 金	1,352	1,401	1,564	1,955

昭和 31 年度借入金の状況をみると表 44 のとおりである。

表 44. 借入金状況

(単位：百万円)

	年度	総 数			農林中金			連 合 会			市中銀行			農 協			そ の 他		
		組合数	調査組 合比率	金額	組合 数	金額	比率												
短 期 借入金	31	1,799	38%	1,563	331	472	30%	—	—	—	269	239	15%	778	332	21%	1,090	523	34%
	32	1,793	40%	1,955	357	588	30%	249	167	9%	315	314	16%	810	401	20%	950	483	25%
長 期 借入金	31	324	7%	387	142	243	63%	—	—	—	9	8	2%	46	23	6%	144	110	29%
	32	307	7%	333	147	201	61%	56	40	12%	6	4	1%	36	33	10%	95	54	16%

借入金先をみると、農林中金からの借入金額の大きいことがわかるが、組合数からいうと、農協を利用しているものが大きい。市中銀行は取引関係によるものでその比重も小さくない。また伐調資金および農林漁業資金についてみると、次表のとおりでほとんど転貸資金としてつかわれている。

表 45. 伐調資金および農林漁業資金借入、貸付状況

区 分	28 年 度	29 年 度	31 年 度	32 年 度	
借 入	伐 調 資 金	4,577百万円	6,517百万円	} 11,813百万円	} 12,721百万円
	農 林 漁 業 資 金	1,391	2,148		
計	5,968	8,665	11,813	12,721	
貸 付	伐 調 資 金	4,379	6,349	} 10,245	} 11,160
	農 林 漁 業 資 金	570	858		
計	4,949	7,207	10,245	11,160	

表 46. 転貸、自己資金別貸付状況

(昭和28年7月1日現在)

転貸資金によるもの			組合自体の資金によるもの		
組 合 数	件 数	金 額	組 合 数	件 数	金 額
2,523	19,949	百万円 2,778,502	363	2,897	百万円 54,583

(3) 補助金および賦課金

補助金の交付をうけている組合数およびその補助金額別組合数は次表のとおりである。

表 47. 補助金金額別組合数

年 度	総 組 合 数	5 万 円 未 満	5 万 円 ~ 10 万 円	10 万 円 以 上	計	交 付 を 受 け な か っ た 組 合
昭. 31	4,649	1,161	420	318	1,899	2,750
32	4,473	1,038	375	331	1,744	2,729

補助金支出先は県および市町村で、主として市町村からのものが多く、その内容は職員の設置補助金が主たるものである。補助金の交付を受けないものが過半を占めているのは、町村との兼従職員のいる組合を含むからである。

表 48. 賦 課 金

年 度	総 組 合 数	5 万円未満	5万円～10万円	10 万円以上	計	徴収を行なわなかつた組合
昭. 31	4,649	519	385	659	1,563	3,086
32	4,473	430	375	711	1,516	2,957

賦課金を徴収しなかつた組合が過半を占めている。徴収の場合には出資口数に応じ、または平等割等を組み合わせている。賦課方法として組合員が立木を販売した場合、収穫手数料または伐採手数料として徴収する組合もみられるが、行政指導によつて漸次減少している傾向にある。

#### Ⅶ-3 共同施設の状況

事務所をもつ組合数は次の表であらわれたところをみると減少しているが、ところが、これは 29 年度以前の分は借入家屋をも計上されていることと、町村合併に伴なう組合数の減少の結果で、実際には組合資産としての事務所数は相対的に増加しているものと思われる。

木炭倉庫は最近設置されているものもあるが、多くは薪炭統制時代に所有していたものが大部分である。製材工場、移動製材機やトラックも木材統制時代からの引き継ぎが多くその所有組合数とともに減少の傾向にある。

固定苗圃を所有する組合は 29 年度に比べて 31 年度 3 割、32 年度 4 割増となつている。箇所数は減少しているが、逆に圃場面積は 2 倍以上に増加している。

#### Ⅶ-4 事業別状況

各種組合事業のうち最も広くおこなわれているのは教育指導事業、貸付事業、購買事業、施業受託事業の 4 種類である。

教育指導事業はしだいに増加してきているが、31 年度において減少しているのは、合併による組合の絶対数が減つているため相対的には実施組合は増加しているとみなして差し支えなからう。苗木を主とする購買事業ものびつつあるものの 1 つである。

各種事業の費用総額でその伸展度をみると、29 年度に比較して 32 年度では林産事業では 153 %、購買事業 148 %、販売事業は 156 % と増加している。貸付事業も 32 年度は 29 年度に比べて、取扱組合数の増加とともに、188 % と増加している。

##### (1) 指導事業状況

実施事業の内容は表 51 のとおりで間伐、保育、植栽指導を行なつた組合が多い。

表 49. 共 同 利 用

施 設 区 分	昭. 27年度 組 合 数	28年度 組合数	29 年 度		
			組合数	延 数 量	
事 務 所	1,168	4,669	5,081	5,131 棟	(4,484 坪)
事 業 所		161	146	194 棟	(4,152 坪)
木 炭 倉 庫	} 478	219	212	320 棟	(5,423 坪)
そ の 他 の 倉 庫		330	297	414 棟	(7,233 坪)
福 利 厚 生 施 設		23	36	55 棟	(1,508 坪)
固 定 苗 圃	} 1,507	933	561	3,355 カ所	(847,528 坪)
移 動 苗 圃		482	796	1,836 カ所	(1,754,908坪)
貯 木 場		240	268	355 カ所	(111,280 坪)
製 材 工 場	} 591	} 566	500	541カ所, 9,154馬力・丸鋸854基・帯鋸238基	
移 動 製 材 機			102	1,294 馬力, 121 台	
そ の 他 の 工 場		44	36		
ト ラ ッ ク (大)	142	90	101	123 台	
(小)	19	21	44	56 台	
森 [所有または借地林 林 [分 収 林		} 155	149	267 カ所	10,038 町
			98	257 カ所	5,432 町
自 動 車 道 お よ び 車 道	2,258	2,428	2,028	21,997 km	
木 馬 道	532	652	562	2,963 km	
索 道	68	77	85	174 km	
軌 道	34	33	41	214 km	
そ の 他 の 林 道	623	771	472	5,811 km	
流 送 路		27	17	139 km	

表 50. 森 林 組 合

区 分	当 該 組 合 数					当 該 27 年 度	
	昭. 27年度	28 年 度	29 年 度	31 年 度	32 年 度		
教 育 指 導 事 業	3,689	4,272	4,383	3,781	3,639	千円 49	
貸 付 事 業	2,300	2,868	3,086	3,108	3,105	30	
種 苗 生 産 事 業	1,328	1,306	1,286	1,167	1,146	175	
林 産 事 業	668	763	718	809	878	1,328	
販 売 事 業	1,360	1,352	1,337	1,403	1,533	941	
購 買 事 業	2,557	3,009	3,259	3,328	3,380	283	
加 工 製 造 事 業	539	468	443	395	377	1,925	
利 用 事 業	1,527	1,944	1,649	1,274	1,304	1,394	
施 業 受 託 事 業	1,566	2,025	386	3,714	3,678	137	
そ の 他 の 事 業	923	—	279	1,045	1,097	383	
一 般 管 理 費	人 件 費	—	4,384	4,232	3,873	3,758	—
	そ の 他 の 一 般 管 理 費	—	4,634	4,819	4,353	4,231	—
	小 計	—	—	—	—	—	246
事 業 外 収 支	4,204	4,487	4,557	3,895	3,777	27	
合 計						(1,697)	

(注) ( ) は調査組合平均額とする。

施 設 の 状 況

31 年 度		32 年 度	
組合数	延 数 量	組合数	延 数 量
652	組合資産であるもの 680 棟	4,316	{組合資産であるもの 677組合・715 棟, 借用して いるもの独立402組合・その他3,317組合
162	〃	259	組合資産であるもの236棟, 借用しているもの105棟
191	289 棟	206	324 棟 5,853 坪
287	382 棟	292	454 棟 6,957 坪
28	42 棟	24	35 棟 740 坪
715	1,462カ所 (1,772,861坪)	781	1,655カ所 1,884,592坪
578	2,653カ所 (722,328坪)	454	2,205カ所 651,063坪
270	360カ所 (111,277坪)	281	381カ所 101,693坪
421	{439カ所, 7,603馬力の丸鋸624基 帯鋸226基	399	{415カ所・30,997坪・7,453馬力, 帯鋸244基・丸 鋸591基
91	91 台, 1,184 馬力	109	114台 1,153馬力
38	38カ所, 2,203 坪	38	41カ所 1,011坪 260馬力
65	75 台	77	86 台
66	68 台	80	88 台
211	956 カ所 11,674 町	244	1,199カ所 16,917町
132	286 カ所 6,787 町	167	370カ所 6,198町
1,781	14,572 km	1,766	18,868軒
412	2,169 km	429	2,847軒
113	180 km	147	222軒
12	69 km	11	46軒
457	2,169 km 牛馬道	420	牛馬道 1,665軒
7	67 km	10	56軒

事 業 別 状 況

組 合 事 業 別 費 用 平 均 額				費 用 総 額				
28 年度	29 年度	31 年度	32 年度	27 年度	28 年度	29 年度	31 年度	32 年度
千円	千円	千円	千円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
55	90	60	53	182	236	392	227	194
69	81	135	148	69	197	245	419	460
194	243	248	246	233	252	312	289	282
1,626	1,711	1,876	2,135	887	1,240	1,228	1,518	1,874
863	723	962	987	1,280	1,166	967	1,350	1,513
313	334	424	484	723	935	1,103	1,410	1,636
2,690	2,919	3,314	4,029	1,032	1,259	1,293	1,309	1,515
1,707	1,641	1,443	1,619	2,127	3,318	2,706	1,838	2,111
78	—	16	—	215	157	—	59	—
—	1,053	376	327	352	14	293	393	359
180	197	237	274	—	788	834	918	1,029
142	173	173	203	—	659	833	754	859
322	370	410	477	1,232	1,448	1,668	1,673	1,888
37	49	54	66	136	166	222	211	250
(2,029)	(2,039)	(2,301)	(2,702)	8,471	10,394	10,433	10,698	12,085

表 51. 指導事業実施状況

(昭和27年度現在)

区 分	実施組合数	調査組合数 4,995 にたいする実施組合数
植栽の指導を行なった	2,423	48%
保育 //	2,604	51
間伐 //	2,732	52
収獲 //	1,403	28
製薪炭 //	1,086	21
販売 //	815	16
特殊林産物の生産販売を行なった	1,219	24

表 52. 販 売

区 分	年度	受 託 販 売 状 況							買	
		総 数			内連合会販売高			D/C	総	
		取 扱 組合数	数 量	売上高(C)	取 扱 組合数	数 量	売上高 (D)		取 扱 組合数	数 量
	昭和		千石	百万円		千石	百万円	%		千石
立 木	27	305	3,767	1,022	44	340	75	7	302	299
	28	245	1,660	1,164	12	19	14	1	133	184
	29	248	1,671	1,304	12	15	17	1	127	243
	31	172	868	1,073	16	13	18	2	113	115
	32	228	924	1,184	24	25	46	4	122	158
素 材	27	112	200	143	39	42	31	22	330	272
	28	197	459	438	42	69	124	28	346	1,751
	29	201	319	460	45	41	47	10	293	241
	31	313	413	709	147	123	220	31	398	422
	32	436	671	1,259	235	247	467	37	419	515
木 炭	27	73	千俵 481	120	33	千俵 116	28	23	348	1,225
	28	79	441	126	19	78	22	18	309	1,102
	29	78	364	106	14	56	15	15	227	1,057
	31	52	267	90	11	23	7	1	271	1,189
	32	71	244	89	21	79	29	32	275	1,210
薪	27	83	142	43	24	14	5	12	258	545
	28	96	1,971	39	21	114	6	15	250	3,766
	29	73	853	29	17	102	3	11	245	3,534
	31	59	958	32	10	71	2	11	253	3,409
	32	65	1,006	32	14	175	6	18	241	2,965
その他	27	63		16	43		7	49	141	
	28	114		19	28		4	22	247	
	29	238		93	20		3	3	432	
	31	241		146	40		13	9	542	
	32	242		143	49		21	15	515	
計	27			1,344			148	11		
	28			1,787			170	10		
	29			1,992			86	4		
	31			2,051			260	13		
	32			2,707			569	21		

(注) 薪は 27 年度千層積石, 28 年度以降千束を単位とする。

(2) 販売事業状況

素材の販売事業が最近実施組合数、売上高ともに大幅に増加している傾向がみられる。ことにこのなかで連合会への系統販売が 29 年度 12 % に比べると、31 年度および 32 年度には 27 %・44 % にのびている。その内容をみると、買取販売に比べて受託販売による場合が組合数、売上高ともに急激な増加をしている。

立木については買取販売は微々たるものであり、大部分は受託販売である。系統利用販売では買取に対して受託が圧倒的である。木炭・薪についても、系統利用販売への傾向が読みとれるのは注目すべきことがらである。

事業状況

取 販 売 状 況					合 計				
数 売上高(H)	内 連 合 会 販 売 高			H/G	総 数		内連合会販売高		J/I
	取扱組合数	数 量	売上高(H)		数 量	売上高(I)	数 量	売上高(J)	
百万円		千石							
151	52	51	29	19	4,066	1,174	391	104	9
165	15	10	11	7	1,844	1,330	29	25	2
198	24	21	30	15	1,914	1,502	36	47	3
148	14	4	5	3	983	1,222	17	23	2
197	25	12	13	7	1,082	1,381	37	59	4
295	126	81	80	27	472	438	123	111	26
425	89	43	49	12	2,210	863	112	173	21
293	59	42	45	15	560	752	83	92	12
568	159	88	123	22	835	1,278	211	343	27
696	194	130	168	24	1,186	1,427	377	635	44
315	140	348	94	30	1,706	436	464	122	28
330	67	132	37	11	1,543	456	210	59	13
299	42	130	37	12	1,421	405	186	50	12
382	62	298	102	12	1,456	472	85	109	23
424	53	246	88	21	1,454	513	325	117	23
121	101	102	26	27	687	164	116	31	19
114	52	311	94	22	5,737	153	425	15	1
111	39	319	9	9	4,387	140	421	12	1
108	52	575	17	9	4,367	139	646	19	14
101	45	349	11	11	3,971	133	524	17	13
53	99		21	16		69		29	42
94	50		9	39		114		14	12
151	98		25	17		244		29	13
258	148		78	30		404		91	23
228	126		47	37		371		68	18
936			250	27		2,280		397	17
1,129			115	10		2,916		286	10
1,052			148	14		3,044		234	8
1,465			325	22		3,516		585	17
1,648			328	20		3,825		896	23

表 53. 販売事業実行組合数

時 点	総 数		受託販売のみを行なった組合		買取販売のみを行なった組合		受託・買取ともに 行なった組合	
	総 数	内連合会 販	総 数	内連合会 販	総 数	内連合会 販	総 数	内連合会 販
昭.29.3.31	1,644	—	573	97	828	209	243	—
30.3.31	1,337	271	422	63	700	148	215	60
32.3.31	1,414	506	407	134	765	254	242	118
33.3.31	1,533	588	519	188	703	237	311	163

(3) 加工製造事業状況

受託加工事業、買取加工事業ともに取扱組合数が著しく減つてきていることがみられる。これは製材工場所有組合および工場数が減つていることから当然の結果であろう。

表 54. 加工製造事業状況

区 分	年度	受 託 加 工						買 取 加 工							
		総 数			内組合員受託加工高			総 販 売 高			内組合会販売高				
		取 扱 組合数	数量	(A) 加工料	取 扱 組合数	数量	(B) 加工料	B/A	取 扱 組合数	数量	(E) 総売上高	取 扱 組合数	数量	(F) 総売上高	F/E
製 材 品	昭 27	536	千石 614	千円 96,988	—	—	—	—	536	千石 6,440	千円 1,186,125	—	—	—	—
	28	401	449	—	381	340	—	—	381	541	1,425,741	53	22	48,798	3.4
	29	386	420	107,389	380	341	86,520	80.6	344	493	1,374,573	21	10	38,648	2.8
	31	352	332	85,355	—	—	—	—	298	454	1,391,208	26	9	26,103	1.9
	32	328	301	84,346	—	—	—	—	281	496	1,603,135	23	11	41,913	2.6

(注) 27年度買取加工組合数には木工、その他も含む。

表 55. 加工施設所有組合数

年度	調 査 表提出 組合数	加 工 施 設 所 有 組 合 数									事業実行組合数		
		製 材 工 場			移 動 製 材 機			そ の 他 の 工 場			受 託 加 工 組 合 数	買 取 加 工 組 合 数	受 託 加 工 及 買 取 加 工 組 合 数
		組合数	箇所数	総 馬力数	組合数	台数	総 馬力数	組合数	箇所数	総 馬力数			
昭.29	5,116	500	541	9,154	102	121	1,294	36	38	241	95	46	302
31	4,649	421	439	7,603	91	91	1,184	38	38	119	85	34	276
32	4,473	399	415	7,453	109	114	1,153	38	41	260	79	30	268

(4) 林産事業販売状況

林産事業は素材の場合には取扱組合数販売高の増加がみられる。それとともに連合会へ販売する組合数、売上高、ともに増加の傾向を示している。木炭については同じような傾向がみられるが、薪の連合会取扱高は比率的に大差がない。

表 56. 林産事業状況

区分	年度	販 売 状 況						
		総 販 売 高			内 連 合 会 販 売 高			
		取 扱 組合数	数 量	純売上高 (C)	取 扱 組合数	数 量	純売上高 (D)	D/C
素 材	昭和 27	566	912 千石	851,916 千円	220	224 千石	198,207 千円	23
	28	627	1,376	1,618,780	156	93	120,018	7
	29	625	898	1,231,691	145	155	124,979	10
	31	713	1,053	1,568,160	248	156	225,760	14
	32	793	1,165	1,931,204	331	253	389,261	20
木 炭	27	105	274千俵	52,455	31	82千俵	14,722	23
	28	103	598	139,964	18	33	7,437	5
	29	71	122	34,038	7	5	1,152	3
	31	75	136	39,866	14	33	10,586	26
	32	73	164	49,699	15	63	19,064	48
薪	27	160	189千石	65,872	46	45千石	14,825	22
	28	193	7,827千束	100,575	26	205千束	6,575	65
	29	168	1,902	59,795	21	252	7,973	13
	31	156	1,612	48,270	19	251	7,264	15
	32	183	2,045	67,637	23	335	10,514	15
その他	27	44		20,630	38		2,945	14
	28	97		34,064	4		1,354	4
	29	133		47,537	21		1,036	2
	31	174		65,167	17		8,875	15
	32	175		40,857	13		5,286	13
計	27			990,873			230,699	23
	28			1,893,383			135,384	7
	29			1,373,061			135,140	36
	31			1,721,493			252,490	15
	32			2,089,397			424,125	20

表 57. 林産販売事業実行組合数

年 度	調 査 表 提出組合	実 行 組 合	
		総 数	内連合会販売
昭・27	4,995	668	—
28	5,138	746	176
29	5,116	718	169
31	4,649	809	272
32	4,473	878	343

(5) 購買事業状況

山行苗の買取購買事業が取扱組合数、数量ともに画期的に増加を示していることは注目されるべきである。

表 58. 購買事業種目別購買状況 (昭和30年 3月31日現在)

区 分	年 度	受 託 購 買 状 況			買 取 購 買 状 況		
		取扱組合数	数 量	取 扱 高	取扱組合数	数 量	売 上 高
			千本	千円		千本	千円
幼 苗	27	—	121,268	356,181	—	344,260	1,005,088
	28	295	27,599	20,758	605	49,443	33,737
	29	237	24,053	28,173	722	63,562	83,455
	31	—	—	—	—	—	—
	32	—	—	—	—	—	—
山 行 苗	27	—	—	—	—	—	—
	28	1,111	122,340	377,397	1,946	218,691	754,215
	29	832	97,184	363,168	2,166	278,080	1,037,111
	31	671	81,222	310,065	2,577	336,924	1,348,736
	32	901	114,030	483,409	2,489	350,250	1,541,849
種 子	27	—	525	1,307	—	1,412	3,165
	28	96	630	1,945	224	1,399	2,225
	29	53	243	1,324	196	426	2,023
	31	—	—	—	—	—	—
	32	—	—	—	—	—	—
そ の 他	27	—	—	9,664	—	—	25,975
	28	109	—	8,132	488	—	51,981
	29	146	—	23,378	708	—	57,447
	31	195	—	21,524	1,211	—	179,279
	32	263	—	36,726	1,298	—	249,647
計	27	—	—	367,152	—	—	678,048
	28	—	—	408,232	—	—	842,158
	29	—	—	416,043	—	—	1,197,926
	31	—	—	310,065	—	—	1,528,015
	32	—	—	520,135	—	—	1,791,496

表 59. 購 売 事 業 組 合 数

年 度	調査表提出組合数	受託購買組合数	買取購買組合数	受託購買および買取購買組合数
昭. 28	5,138	1,138	2,025	202
29	5,116	815	2,341	103
31	4,649	571	2,617	161
32	4,473	767	2,466	201

(6) 種苗生産事業状況

表 60. 種 苗 生 産 状 況

年 度	取扱組合	販 売 状 況		
		数 量		売 上 金 額
		幼 苗	山 行 苗 木	
		千本	千本	千円
昭. 27	—	17,682	99,534	337,158
28	1,311	24,479	120,805	344,176
29	1,286	21,582	120,707	383,110
31	1,106	—	106,919	333,979
32	1,055	—	92,040	350,045

表 61. 苗圃所有組合数および事業実行組合数

年度	組合数	苗圃所有組合数						事業実行組合数		
		移動苗圃			固定苗圃			直営生産組合	受託生産組合	直営および受託生産組合
		組合数	箇所数	面積	組合数	箇所数	面積			
昭28	5,136	482	2,501	189町坪	933	2,584	622町坪	990	782	312
29	5,116	561	3,355	847,528	796	1,836	1,754,908	733	409	233
31	4,649	578	2,653	722,328	715	1,462	1,772,861	1,070	37	60
32	4,473	454	2,205	651,063	781	1,655	1,884,592	1,007	80	61

Ⅶ-5 事業の利用状況

森林組合が組合員によつてどのように利用されているかは、組合問題をとく場合に重要な問題である。この点を検討するためには、組合がどのような事業を営んでいるかその事業の種類と組合員の利用度を明らかにする必要がある。

前者については、組合事業の種類およびそれが組合事業としてどの程度普遍的に行なわれているかを表50によつて知ることができる。これによれば教育指導事業、購買事業について貸付事業が一般的で、林産事業や加工製造事業はあまり行なわれていない。

後者の組合員の利用状況については総組合数にたいする実施組合の事業別頻度と組合員利用率を関連させて検討するだけの厳密さが必要とみとめられるが、ここにはそのような資料がないので省略する。利用状況は組合員の所有規模によつて利用率が著しく違う。

これを図1.について事業別にみると、販売、林産両事業では組合員の所有規模による利用率に大きな差があることが明らかである。購買事業は造林苗木の取扱いが主なる事業であるが一般にその利用率は他事業に比べて高い。林産、購買事業では零細所有者層の利用率がとくにひくくなっている。

階層別の所有者数は、零細所有者が圧倒的に多くこれを底辺としたピラミッド型を形成しているが、一般に利用率はこれと反対に上層部ほど利用率がたかく、底辺部分で最低となる。

組合事業が組合員のために行なわれ、組合事業の組合員利用度を重視して考えるならば、零細所有者層は結合力のきわめてうすい存在であり、組合について無関心組合員となる傾向がさげえない。

森林組合にたいして行政目的を付与して考察する場合、たとえば地域的な林業生産力の向上とか多数の零細所有者の経済を問題にする場合には、零細所有者層はそれ自身では積極的な組合員でありえないから、このような行政目的を達成しようと思えば、組合結合を強化して、これを通じて指導の必要性が提起される。

森林組合を純然たる経済組織として考えた場合でも零細所有者層は利用率はひくいが、組合員のしめる割合が多いので、事業運営上、取扱い事業量をふやす点からいつて、無視できない。これは表62から算出された図2をみると明らかである。すなわち、所有階層を5町歩未満(A)、5町歩以上100町歩未満(B)、100町以上(C)の3階層に区分してみると、組合利用は実人員でA階層で53~73%をしめており、利用額も40~55%で組合事業にしめる割合が大きい。C階層は利用率はたかいが利用組合員の比率は1~2%であり事業利用額も4~21%である。B階層は利用人員において22~46%、利用額で32~

50 %で組合の正常な自立的発展を考える場合には、重要な存在で、将来利用額、利用者ともに伸びてゆく傾向にあると思われる。しかしながら現在の組合利用状況からみると、5町歩以下を無関心組合員として無視するわけにはいかないであろう。

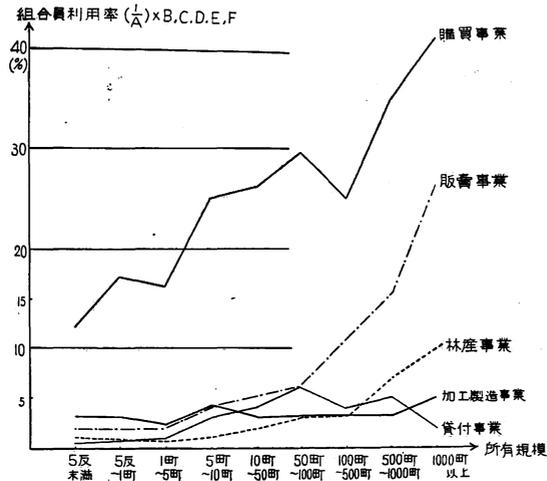


図 1. 所有階層別組合員事業別利用率

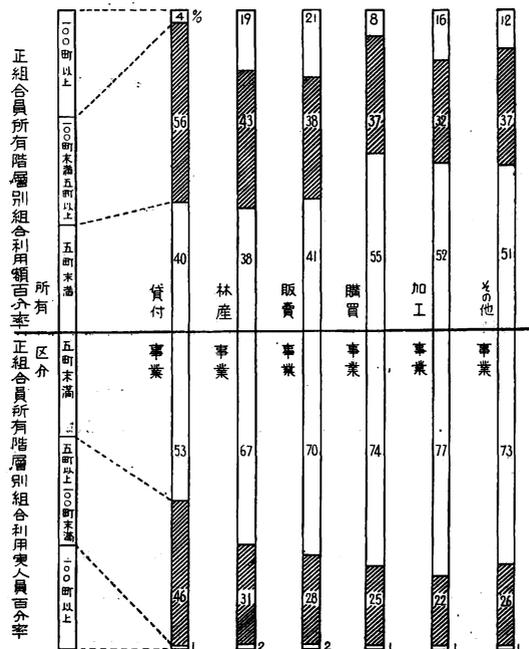


図 2. 組合員所有階層別組合利用額

表 62. 組合事業の利用状況 (昭和 28 年度)

単位 千円 (以下切捨)

区 分	員 数		貸 付 事 業					林 産 事 業					
	A	比 率	実人員 (B)	B/A	取扱金額(H)	H/A	H/B	実人員 (C)	C/A	取扱金額(I)	I/A	I/C	
	人	%	人	%	千円			人	%	千円			
正 組 合 員	5反未満の所有者	472,733	27	998	0.2	56,711	0.1	57	2,649	0.6	48,801	0.1	18
	5反以上～ 1町未満	397,318	23	2,684	0.7	21,954	0.5	80	2,692	0.1	118,910	0.3	44
	1町以上～ 5町未満	561,365	33	7,986	1	868,477	2	109	4,228	0.8	246,622	0.4	58
	5町 // ～ 10町 //	175,047	10	5,358	3	742,168	4	139	2,310	1	186,707	1	81
	10町 // ～ 50町 //	95,522	6	4,031	4	726,082	8	180	1,736	2	199,828	2	115
	50町 // ～ 100町 //	12,580	0.7	709	6	160,740	13	227	347	3	90,507	7	261
	100町 // ～ 500町 //	5,627	0.3	209	4	91,905	16	440	147	3	86,372	15	247
	500町 // ～ 1000町 //	732	—	37	5	18,258	25	493	53	7	44,237	60	835
	1,000町以上の所有者	504	—	10	2	8,075	16	808	53	10	74,337	147	1,403
	小 計	1,721,428	100	22,022	1	2,888,374	2	131	14,215	1	1,096,325	0.6	77
準 組 合 員 者 員 合 外 計	15,586 1,233,520 2,970,534		297 188 22,507	2 0.02 0.8	11,908 20,680 2,920,963	0.8 0.02 1	40 110 130	83 2,086 16,384	0.5 0.2 0.6	19,629 300,425 1,416,380	1 0.2 0.5	236 144 86	

区 分	販 売 事 業					購 買 事 業					加 工 製 造 事 業				そ の 他 の 事 業						
	実人員 (D)	D/A	取扱金額 (J)	J/A	I/D	実人員 (E)	E/A	取扱金額 (K)	K/A	K/E	実人員 (F)	F/A	取扱金額 (L)	L/A	L/F	実人員 (G)	G/A	取扱金額 (M)	M/A	M/G	
	人	%	千円			人	%	千円			人	%	千円			人	%	千円			
正 組 合 員	5反未満の所有者	9,212	2	189,023	0.4	21	56,746	12	117,642	0.3	2	12,641	3	79,764	0.2	6	13,369	3	65,254	0.1	5
	5反以上～ 1町未満	9,216	2	241,499	0.6	26	66,901	17	195,960	0.5	3	13,416	3	113,706	0.3	8	15,705	4	70,983	0.2	5
	1町以上～ 5町未満	12,981	2	487,661	0.9	38	87,364	16	321,874	0.6	4	13,090	2	172,649	0.3	13	19,437	4	112,919	0.2	6
	5町 // ～ 10町 //	7,493	4	365,466	2	49	43,850	25	234,239	1	5	7,794	4	105,583	0.6	14	10,327	6	98,880	0.6	10
	10町 // ～ 50町 //	4,453	5	361,610	4	81	24,211	26	118,255	1	5	3,042	3	92,290	1	30	5,495	6	58,117	0.6	11
	50町 // ～ 100町 //	751	6	112,731	9	150	3,751	30	54,903	4	15	415	3	23,950	2	58	1,240	10	21,062	2	17
	100町 // ～ 500町 //	619	11	119,138	21	192	1,375	25	45,287	8	33	171	3	41,196	7	241	400	7	31,960	6	80
	500町 // ～ 1000町 //	101	15	99,188	135	982	257	35	17,254	24	67	25	3	19,536	27	781	89	12	12,864	18	45
	1,000町以上の所有者	132	26	262,678	522	1,990	207	41	24,102	48	116	24	5	48,140	95	6	83	16	12,899	26	155
	小 計	44,958	3	2,238,998	1	50	284,662	14	1,199,519	0.6	4	50,618	0.3	696,819	0.5	14	66,145	4	484,942	0.3	7
準 組 合 員 者 員 合 外 計	243 3,811 49,012	2 0.3 2	35,542 213,079 2,487,620	2 0.2 0.8	146 56 51	625 13,860 299,147	4 1 10	6,347 98,559 1,304,426	0.4 0.1 0.4	10 7 4	889 11,301 6,280	6 0.9 2	13,469 391,892 2,102,181	0.9 0.3 0.4	15 35 18	300 5,107 71,547	2 0.4 2	4,793 112,378 602,114	0.3 0.09 0.2	16 22 8	

森林組合の分析 I (江畑)

Ⅷ 森林組合と林業

Ⅷ-1 森林所有の経済的分析

森林所有者の社会的性格

森林所有を大別すると国有林・公有林・私有林がある。森林組合の経営について問題になるのは、私有林形態である。ここでは、主として農林省統計調査部による私有林調査概要（昭和29年12月末現在）の資料にもとづいて、森林組合を分析するに必要な角度から、とりあげた。私有林は全森林面積の約60%をしめる1,400万町歩である。

所有規模は集中分化しており、所有者500万戸の73%が1町歩未満の所有者であつて、その所有面積は15%にすぎない。5町歩未満の所有者は実に94%をしめており、所有規模が著しい零細性を示している。その反面50町歩以上の大所有者はわずかに総数の1%にみたない。しかしながら所有面積からいうと全体の23%を占有している。

表 63. 世帯の主業の種類別戸数比率

所有林野面積階層別	総数	自 営 産 業 種 類 別											自 営 で ないもの			無 職		
		総 数	農 業	林 業	漁 業 お よ び 水 産 業	業 務 養 殖	鉱 業	建 設 業	製 造 業	商 業	金 融 業	通 信 業	運 送 業	其 他 公 事 業	そ の 他		総 数	職 員 勤 務
内 地 階 層	A 階層	100.0	81.1	66.5	1.6	1.0	0.0	1.1	2.1	5.7	0.0	0.2	2.9	16.9	8.1	8.8	2.0	
	B 階層	100.0	90.3	77.7	3.0	0.4	0.0	0.3	1.4	4.0	0.2	0.3	3.0	8.9	5.2	3.7	0.8	
	C 階層	5~10町	100.0	92.5	78.9	3.7	0.3	0.0	0.4	1.7	3.9	0.1	0.4	3.1	6.8	4.7	2.1	0.7
		10~20町	100.0	92.3	74.5	6.6	0.2	0.1	0.4	2.4	4.3	0.2	0.5	3.1	7.2	5.9	1.3	0.5
		20~50町	100.0	92.2	63.2	12.3	0.1	0.2	0.3	5.1	5.7	0.5	0.9	3.9	7.2	6.6	0.6	0.6
50町以上	100.0	92.3	37.3	28.0	0.1	0.1	0.6	11.0	8.9	1.3	0.8	4.3	7.1	6.4	0.7	0.6		

(注) A階層1町歩未満, B階層未満, 以下同じ

前表で見られるように農家の割合は1~10町歩未満の林野所有階層に大きく50町歩以上の階層で急激に減少している。林業自営者数が森林所有者のなかでしめている位置は他産業に従事する森林所有者に比べて非常に小さい。50町歩以上階層で28%であつてやや大きいのが、20町歩以上50町歩未満においては12%、それ以下の零細層では1~6%の範囲で、全体では8%にとどまっている。

このように森林所有者が林業自営者としてよりも他産業経営者としてはあくされることは産業としての林業について考察する場合に他の産業とはちがった大きな特色として理解しなければならない。

森林所有者の職業が大部分農業であつて、そのほか商業・製造業を自営するか、職員勤務賃労働者に広く分布しており、また自営林業といわれるもののなかには製薪炭業・木材伐出業・林野副産物生産・採取業も含まれているから、いわゆる育成林業に従事しているものは非常に微々たるものになる。

表 64. 林業従事者内訳

林野所有階層	内訳	総 数	自 営	職員勤務	賃労働者
A 階層	層	100%	26%	8%	66%
B 階層	層	100	58	5	37
C 階層	層	100	87	3	10

長期の生産期間を要する育林生産では、零細な経営の場合はその所得のひん度もきわめて小さくならざるを得ないから、主たる家計所得は大所有者でないかぎり林業に依存することが困難になる。農家の場合には薪炭、自家用材といった自給経営が多く行なわれているし、貨幣所得の場合を考えても家計維持目的の性格よりもむしろ臨時的支払いにあてるものが多い。

表 65. 伐採理由別件数比率

理由別		経営林野面積階層別					
		内				地	
		A階層	B階層	C階		層	
				5~10町	10~20町	20~50町	50町以上
		%	%	%	%	%	%
用材	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被害木が出たから	11.5	8.8	8.3	9.0	10.2	8.3
	自家用材が必要だったから	29.4	22.0	17.0	11.9	9.4	5.4
	自家業務用材が必要だったから	1.7	2.9	2.3	2.4	4.6	11.1
	税金を支払うため	—	3.5	3.0	4.9	4.0	10.3
	冠婚葬祭のため	1.7	2.7	5.0	4.6	3.4	1.4
	冠婚葬祭以外不時の出費のため	6.6	7.1	9.2	7.9	7.0	3.8
	生活費を補うため	40.9	44.0	45.8	49.5	51.2	42.8
	その他	8.2	8.9	8.9	9.8	10.2	16.9
薪炭材	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被害木が出たから	—	0.5	0.5	0.7	0.1	0.5
	自家用材が必要だったから	7.7	12.1	17.2	21.4	21.2	16.0
	自家業務用材が必要だったから	80.8	65.8	51.8	38.4	31.3	20.8
	税金を支払うため	—	1.0	1.3	2.4	3.0	6.1
	冠婚葬祭のため	1.1	0.8	0.6	1.7	2.1	0.3
	冠婚葬祭以外不時の出費のため	0.6	1.2	2.3	1.7	2.3	2.0
	生活費を補うため	8.7	15.5	21.7	28.6	33.9	39.6
	その他	1.1	3.1	4.6	5.1	6.1	14.7

(注) 過去1カ年に2回以上伐採し、その伐採理由が異なるときは、それらのうち伐採石数の最も多いもののおもな理由をききとつている。

上の表から伐採理由を見ると、用材の場合は生活費補充が40~50%をしめており、自家用材の必要によるものがこれについて多く、冠婚葬祭や不時の出費のための伐採が比較的少ない。これはおそらく統計上の操作が冠婚葬祭や不時の出費の結果として間接的に現われた家計補充の取扱い方に問題があるのではなからうか。薪炭材の場合には自家用薪炭材の伐採が多く、ことにA階層においては80%をしめている。

#### 森林経営

森林経営は以上にあげたような森林所有者の社会的性格の多様性や、きわめて少ない大所有経営とピラミッド型にひろがる零細経営という階層性のもとで農家経済を主軸として営まれている。所有と経営の関係を見ると自己所有の林地において営まれているのが本来の形態である。

林野の借入戸数および分収林設定戸数はきわめて少なく、またその借入および設定先は市町村および部落が多くそれぞれの合計は40~75%を示している。したがって、零細な所有は零細な経営を意味する。このことは備蓄的・資産保持的要素をもたらすことになる。農家の場合には多くは農業の余剰労力をもって林業にあてるという範囲を出ない。林業は土地そのものが固定的であり、人間労働は対象にたいして移

表 66. 林野借入戸数および分収林設定戸数

所有林野面積階層別			借りている比率	設定している比率
A 階層	層		5.0 %	2.8 %
B 階層	層		3.4	3.7
C 階層	層		3.6	5.3

動的に働かざるをえない。作業労働種類が生産過程に従って変化し、継続的に行なわれないから労働投下は土地集約的に行なわれにくい。

このような本来の土地の固定的制限は零細経営では技術的に多くの不利を生じ、大規模経営の有利性が強調される。このことは後にのべるとおり、森林組合結合の本質に関連して、つねに指摘されるところである。

さて利用地種別にみると所有林野の 80 %以上が用材林・薪炭林で、そのうち用材林のしめる割合は面積規模の大きい階層ほど高く、C階層では 40 %、50 町歩以上では約 50 %が用材林となつている。用材林を天然林・人工林別にみるといずれの階層も人工林が多く、また面積規模にしたがつて人工林の比率が高い。

表 67. 所有林野利用地種別面積比率

利用地種別	内			地			
	A 階層	B 階層	C 階層				
			5 町以上 10町未満	10町以上 20町未満	20町以上 50町未満	50町以上	
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
用材林	35.8	37.6	39.1	40.5	43.6	43.6	17.4
{ 人工林	28.0	28.9	29.9	32.2	37.1	37.1	16.3
{ 天然林							
薪炭林	46.6	46.1	46.8	48.3	48.5	48.5	26.5
竹林	2.2	1.7	1.4	1.1	0.6	0.6	—
人工林伐採跡地	1.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	3.0
採草地放牧地	8.9	7.3	6.2	4.5	2.4	2.4	16.2
その他無立木地	4.9	4.1	3.6	3.0	2.7	2.7	36.9

表 68. 植付した土地別件数比率

経営林野 面積階層別	植付した 実戸数	総戸数 に対する 比率	植えた土地別							補植	
			伐採跡地			その他			補植		
			総数	用伐林 伐採跡地	薪炭林 伐採跡地	総数	採草地放 牧地であ った所	その他			
内	A 階層	270	18.4 %	72.6 %	44.8 %	27.8 %	28.8 %	18.1 %	10.7 %	9.3 %	
	B 階層	1,707	44.1 %	80.5 %	50.4 %	30.1 %	24.3 %	14.2 %	10.1 %	13.4 %	
地	C 階層	5~10町	2,950	61.0 %	92.4 %	57.9 %	34.5 %	18.5 %	10.4 %	8.1 %	15.9 %
		10~20町	2,014	68.6 %	96.8 %	60.2 %	36.6 %	18.7 %	9.4 %	9.3 %	17.6 %
		20~50町	1,165	73.9 %	104.4 %	65.4 %	39.0 %	13.4 %	7.5 %	5.9 %	20.4 %
		50町以上	664	79.2 %	111.3 %	69.9 %	41.4 %	11.6 %	5.4 %	6.2 %	29.5 %

(注) 1 世帯で 2 種類以上の土地へ植付けした場合は、それぞれ 1 件として掲上してある。また件数比率は伐採実戸数を 100 としたものである。

昭和 29 年中に植付けした戸数をみると全体のうち A 階層で 18 %，B 階層では 44 % で面積階層が大きくなるほどふえるが，これは当然である。また植栽した土地の種類をみると用材林の伐採跡地が過半をしめ，A・B 階層で 45 %，C 階層は 55～70 % に達している。薪炭林跡地への人工植栽は林種転換が大部であつて C 階層に多く 27 % に及ぶ。零細階層でも 25 % をこえている。

表 69. 植えた土地別面積比率

経営林野 面積階層別		総面積に 対する 比率	植えた土地別						
			総 数	伐 採 跡 地			そ の 他		
				総 数	用材林 伐採跡地	薪炭林 伐採跡地	総 数	採草地・放牧 地であつた所	その他
内	A 階層	6.1%	100.0%	77.3%	42.6%	34.7%	22.7%	14.9%	7.8%
	B 階層	5.5	100.0	81.9	56.3	25.6	18.1	10.1	8.0
地	C 5～10町	4.2	100.0	88.0	59.1	28.9	12.0	6.4	5.6
	10～20町	3.8	100.0	88.5	61.9	26.6	11.5	5.3	6.2
	20～50町	3.5	100.0	92.6	66.1	26.5	7.4	3.3	4.1
	50町以上	2.4	100.0	92.5	74.2	18.3	7.5	0.8	6.7

昭和 29 年 1 年間にうえた植栽面積をみると総面積に対して，6.1～2.4% であつて面積規模が大きくなるほど小さくなつてきている。薪炭林伐採跡地や採草放牧地への植栽がかなり高くなつてきている。階層関係から見ると薪炭林跡地や採草放牧地の場合は大きな階層ほど比率が小さく用材林跡地の場合はちよつと逆になつてきている。経営規模が大きいはど一戸あたりの植栽面積が大きくなつてきている。

表 70. 1 戸あたり平均植付面積

経営林野面積階層別		一戸あたり平均	用材林伐採跡地	薪炭林伐採跡地	採草地・放牧地であつた所	そ の 他
内	A 階層	0.14 町	0.13 町	0.17 町	0.11 町	0.10 町
	B 階層	0.32	0.36	0.26	0.23	0.25
地	C 5～10 町	0.48	0.49	0.40	0.30	0.33
	10～20 町	0.75	0.77	0.55	0.41	0.50
	20～50 町	1.38	1.39	0.94	0.61	0.95
	50町以上	7.36	7.82	3.24	1.09	7.96

苗木の入手はつぎのとおりで自家養苗は少なく他から入手する場合が多くみられ，ことに零細農家に著しい。

表 71. 苗木入手方法別戸数

経営林野面積階層別	総 数	全部自家養成	自家養成と他 から入手した	他から全部入手した
A 階層	100.0%	13.4 %	8.4 %	78.2 %
B 階層	100.0	12.2	12.6	75.2
C 階層	100.0	10.1	15.0	74.9

表 72. 苗木の他からの入手先別戸数

経営林野面積階層別	総 数	国	都道府県	市 町 村	森林組合	苗木商	そ の 他
A 階層	100.0	2.2%	2.2%	2.4%	61.5%	17.7%	4.0%
B 階層	100.0	0.3	1.1	9.9	70.2	14.4	4.1
C 階層	100.0	0.3	1.2	7.3	74.0	14.7	2.5

入手先をみると苗木商，その他に比べて，森林組合の果たしている役割は非常に大きい。

表 73. 終戦後の植付けひん度別戸数比率

経営林野面積階層別	総 数	10カ年間 植付けし なかつた	10 年間に植付けをしたことのある年数											
			総 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
A 階 層	100.0	68.3	31.7	18.5	10.0	2.1	0.7	0.4	—	0.0	—	0.0	0.0	
B 階 層	100.0	33.1	66.9	24.7	20.9	11.6	4.7	1.7	0.8	0.6	0.5	0.2	1.2	
C 階 層	5~10 町	100.0	17.7	82.3	19.4	21.3	17.7	9.7	5.4	2.7	1.4	0.8	1.1	2.8
	10~20 町	100.0	13.6	86.4	14.8	18.6	17.6	11.1	8.3	4.6	2.5	1.4	1.6	5.9
	20~50 町	100.0	9.3	70.7	10.3	14.4	14.8	12.8	11.9	7.1	2.3	3.0	2.5	9.6
	50 町以上	100.0	8.7	91.3	7.9	11.3	11.0	11.9	8.9	6.7	6.7	4.7	4.7	17.5

植付けひん度をみると，前表のとおり，10カ年間にわたって植付けしなかつたものの比率は零細層に大きく A : 68 %，B : 33 % をしめ，50 町歩以上では 8.7 % にすぎない。また毎年連続して植えたものが A : 0 %，B : 1.2 %，C 2.8 および 17.5 % となつていて階層と関係がある。そのひん度の低いことは，生産期間が長いことによつて当然であるが，したがつて，農業の場合と異なり，森林所有者の組織体における利用機会のひん度を低めている。

林産物の市場条件（とくに用材の場合）

立木の価格（人工林について）は個別経営の立場からいえば，経営費とか立木生産費とかにかかわりなく市場の木材価格から伐採費・運搬費をさしひいて逆算される。価格形成の理論はここではふれないことにするが，これは森林所有者や木材業者が立木価格を評価するばあいにとる現実的な方法である。一般に多くの森林所有者は，木材市況にたいする知識が乏しいばかりでなく，生立している自己森林から銘柄品等別にどれだけの木材が生産されるかということすら知られない場合が多い。

表 74. 終戦後の伐採ひん度別戸数比率

経営林野面積階層別	総 戸 数	10カ年間に伐 採しなかつた	10年間に伐採したことのある年数			
			2 回 以 下	3 回 以 上	毎年伐採した	
A 階 層	100.0	63.0	26.5	8.9	2.4	
B 階 層	100.0	29.8	40.0	22.4	7.8	
C 階 層	5 ~ 10 町	100.0	15.1	36.3	36.8	11.8
	10 ~ 20 町	100.0	10.8	32.9	41.3	15.0
	20 ~ 50 町	100.0	8.4	24.1	49.4	18.1
	50 町 以 上	100.0	7.5	20.6	45.2	26.7

上表によると終戦後昭和 29 年までの 10 年間ににおける伐採のひん度は経営面積規模によつてことなり，伐採しなかつたものおよび 2 回以下の伐採を行なつたものは A 階層で 90 %，B 階層 70 % で，C 階層でも半数から 30 % 近くまでがそれにあたつている。毎年伐採したものは零細層で特に少なく，50 町歩以上でも 26 % しかない。

またその伐採理由は前にのべたとおり，生活費補充，冠婚葬祭，税金支払，自家用，被害木のため等と種々雑多な理由，ことに生活上の要求にもとづく場合が多く，農作物のように成熟期による伐採という点

からの制限はない。

伐期齢級別の伐採戸数比率で見ると伐期齢級以上のものが大半をしめている点で備蓄的な経営が行なわれていることが示される。

表 75. 伐期齢級別伐採戸数比率

経営林野 面積階層別		用材				薪炭材			
		総数	伐期齢級以上のものが多かつた	伐期齢級未満のものが多かつた	両方半々だった	総数	伐期齢級以上のものが多かつた	伐期齢級未満のものが多かつた	両方半々だった
内	A 階層	100.0	72.0	16.5	11.5	100.0	56.8	25.7	17.5
	B 階層	100.0	72.5	20.9	6.6	100.0	63.7	22.6	13.7
地	C 階層								
	5~10町	100.0	72.8	19.6	7.6	100.0	71.9	18.3	9.8
	10~20町	100.0	71.0	22.5	6.5	100.0	74.9	16.7	8.4
	20~50町	100.0	68.8	23.5	7.7	100.0	77.8	15.7	6.5
	50町以上	100.0	70.0	20.7	9.3	100.0	78.2	14.0	7.8

このように伐採ひん度の低いこと、成熟期がなく伐採が経営技術上の理由からでなく経済的個別事情に支配されていることは、それだけ市場条件にたいする接触や関心が少なくなる。

立木の販売は商人が媒介することが多い。それは木材業者（製材業者）と立木所有者とを橋渡しをするのが、多くは木材業者の先山とか部落における駐在員で、森林所有者が立木を売るかどうかの個別的事情や木材関係に明るいものがこのブローカー的役割を行なう。ここでは買ったときや無知に乗ずる取引も例外ではない。多くの場合製材業者や木材業者から資金的な裏付をもらっている。要するにこのような前期的商人形態が林業に介在しているのは、家族的小生産にもとづく零細所有が支配的であること、立木そのものが土地に固定的で、しかも熟期の定まらない特殊性が市場機能を不円滑にしている結果であつて、ここでは資本にとつてもこのような古い流通形態ないしならかの結合組織を利用せざるを得ないのである。ここに森林所有者団体の存在が機能的に要請されるのである。

大所有者についてはつぎのような事例がある。

伐採のひん度が高いし、伐採量が増加するから木材業者との接触はひん繁で、木材市況にも通ずる機会にめぐまれる。しかも木材流通過程の事業に参加している場合もまれではないし、弱小な森林組合よりもむしろ活潑な経済活動をおこなっている場合がある。

最近の森林所有者の動向は造林や間伐事業に積極的で、伐採については税金関係もあつて少量ずつひん繁に行かない、一時的臨時収入の獲得よりも計画的に生計費、経営費の補充をあてにした経営が多くなっている。このような事情で森林所有者の市場関係における関心は強くなつてきており、森林組合事業に対する要望もつぎのような問題にむかいつつある。

- 1) 立木調査および指導, 2) 立木評価, 3) 生産委託, 4) 販売委託, 5) 市況情報, 6) 税金関係

これらの問題は零細森林所有者にとつて切実な問題である。しかしながら利用回数が少ないために組合に対する関心ないし認識が平常においてうすいし、組合事業のために出資や費用を出ししぶる傾向がある。組合利用が有利であることが理解されれば、この層の利用者が増え、したがつて、組合の財政的基礎にプラスになるということがいえるであろう。

## Ⅷ—2 施設組合

森林組合の経営形態は個々独立の森林所有者の団体である場合と森林の共有者の団体である場合とに区別される。

森林法では前者の経営形態を施設組合という。施設組合は法第79条第1項第1号に規定する次の事業『(1) 組合員のための森林経営に関する指導事業, (2) 組合員の委託をうけて行なう森林の施業もしくは経営, (3) 組合員の森林の経営を目的とする信託の引受』を行なうことになっている。これらの事業は必要事業として取り扱われており、あわせて法第79条第2項各号に掲げられている諸種の経済事業を行なうことができると規定している。それらの事業はつぎのものである。

- (1) 組合員の行なう林業に必要な資金の貸付
- (2) 組合員の行なう林業に必要な物資の供給
- (3) 組合員の生産する林産物の運搬, 加工, 保管または販売
- (4) 組合員の行なう林業に必要な種苗の採取または育成に関する施設
- (5) 組合員の行なう林業に必要な林道の設置その他共同利用に関する施設
- (6) 防火線の設置, 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
- (7) 組合員の福利厚生に関する施設
- (8) 林業に関する組合員の技術の向上および組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育ならびに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
- (9) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協的の締結
- (10) 前各号の事業に付帯する事業

施設組合にたいして後者の経営形態を生産組合といい『森林の経営(委託又は信託を受けて行なうものを除く)及びこれに付帯する事業』を行なう、具体的にいえば、生産組合は組合員が金銭または森林を出資して、一定の労務の提供を行なうて森林生産の協同化を図るものである。生産組合の実体は部落有林野の利用収益に慣行関係をもつ地域集団であるか、またはこの関係が発展してそれぞれ持分を分割している森林所有者の組合である。生産組合については別の機会にゆずることにして、ここでは施設組合についてのべる。

森林組合は改正森林法によつて協同組合として規定された。これは森林所有者がみずからの所有ないし経営を維持しながら共同施設を利用して経済的利益を増進するための協同組織である。したがつて組合員は組合にたいしてそれぞれ独立の個別経営体を維持するものとしてはあくされる。組合員と組合との関係は組合利用を通じてのみ結合関係を生じるのである。しかもその利用は必ずしも強制される関係にないのである。

このような組織体が日本の林業構造のなかでどのように成立し発展するかということは林業構造自体の分析にまたなければならないが、森林所有者の経済的性格を通じてみたところを要約するならばつぎのようである。

零細なる森林所有者の圧倒的多数は農業経営と結びついた小規模森林経営である。所有と経営は多くは分離せず、林業経営の専業者としてよりも他産業に生活基盤をおきながら、すなわち大多数の農業、商業、俸給生活者として所有、経営に従事している。このような産業上の特色、森林所有者の社会的性格とともに、森林所有の零細性は、所有森林の状態によつたとえば成熟期における立木所有者もあれば幼齢な保育過程にある立木の所有者もあり、森林所有や経営の立場が異なる。また一度伐採するとふたたび伐採す

るまで長期の生産期間がかかるから立木の販売者としてあらわれる機会は少なくない。造林についても伐採にとまらぬ問題であるから、農業のように毎年収穫し造林を行なういわゆる保続経営を行なっている組合員はきわめて少ない。

小所有者にとつては、組合のあたえるサービスについては一時的な利用にとどまつて継続的な森林組合の運営に大きな関心をもちえない。組合員のなかにこれらの無関心階層がふくまれていることは大所有者層と要求もちがい、組合の自主的強化という点について、問題がある。さしずめ組合を強化することを考えるよりも『すでにあたえられた』組合の組織と機能を継続してゆくことになりがちである。

このような無関心層の存在は、一面では、組合の幹部に敏腕家をえれば、外部資本を導入したり、員外利用量を拡張したりして、経済事業が組合の実勢以上に拡大されて、かえつて組合の運営について不安定な企業的経営の危険をおかすことも考えられる。

また他面では、組合の振興策として、外部からの行政的援助や行政関連業務を通じて行政的な力で組合の組織や事業が補強されることが考えられる。

政府の施策は町村団体ないしその下部機構を通じて最末端に伝達される。森林組合が歴史的には行政組織の一環として、林業政策を森林所有者に浸透させる中間的役割をもつたことはすでにのべたとおりである。零細な経営単位が山村部落に集合的に存在している場合には一般には部落構造が媒体となつて外部経済と接触するが、それはまた行政村の単位で結成された組合組織の基礎となつている。政策は直接に働きかけることなく、組合を通して森林所有者にうけいられる。そして、行政機関との結合によつて造林、林道その他各種の補助金や系統融資を通じて組合の拡大強化がはかれる傾向がある。

図 2. 所有階層別組合利用状況を見ると、5町歩未満の零細階層で利用者数、利用価額がいずれも大きな比重をしめていることを示している。たとえ利用率が低くても利用者数が多数であれば組合事業にしめる比重も大きくなるからである。このような零細階層、無関心集団にたいして行政上無視できない存在としてはあくされる場合、政府は直接森林所有者に働きかけることなく、組合を勧奨し、これを通して、行政上の措置がとられてきたのである。実体としてそのような森林組合の歴史をたどつてきたのである。

### VIII-3 指導事業<sup>9)</sup><sup>27)</sup>

#### 個別的指導事業

指導事業とは第 79 条に『組合員のための森林経営案の作成その他森林の経営の指導』および『林業に関する組合員の技術の向上及び組合員事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設』となつている。森林法の上では必要事業として取り扱われて非常に広はんな事項にわたつて規定されている。さらに振興対策要綱についてみると『組合員の林業経営の向上と組合意識の高揚を図るため、組合の経営事業と密接な関連をもつて強力な指導を行う』としてある程度の方向づけが行なわれている。この指導の特色は個別の森林所有者の指導を対象としたものである。ところが広い意味に理解すれば、旧組合における施業案の編成および調整も一種の指導事業といえるわけであるが、この場合には土地経済の立場から組合員に対する統制的機能を伴つてきた。改正森林法の場合の指導事業はこの種類のものとは違つて個別的利益に注目しての指導事業である。『森林法解説』p. 232 は次のように述べている。『森林経営案というのは森林経営案の予定案という程度の意味であつて、組合員がそれぞれ森林経営を行う場合の方針を立ててやることである。従つて、従来の森林組合が編成していたいわゆる「施業案」とは根本的に異なつたものである。「施業案」は森林施業を組合が調整し、又は組

合自ら施業を行うために、地区内にある森林を包括的にとらえた計画であり、組合員がそれに基づいて施業すべき規範であつて、統制的機能を果すものであつた。ところがここでいつている「経営案の作成」というのは、そのような公的性格をもつたものではなく、また、施業調整を目的とするものでもない。組合員が合理的であつて有利な経営が行えるようにしてやるための指導事業の一つであつて、組合員に対する便宜供与にすぎない。』このように改正森林法にとつては、指導はあくまで個人所有者を対象とした直接・間接の個別指導に限定されて統制的性格をもっていない。地域指導の場合といえども指導林の造成、情報活動の活発化のように組合員に対する共同施設の提供を意味する。この種類の指導事業は講習会、懇談会、映画会、林業技術研究会が考えられ、林業改良普及員との提携によつて進められている。これらの事業は組合員から当然正当な賦課金をとつて実行されるのが本筋である。振興対策要綱についても『教育指導事業経営の適正な賦課徴収』を要求しているが、現状においては割当を行なつても集まらないので、これに対する依存度は小さい。そこで組合の財源は行政関係事務からの手数料経済事業収益によつている。

#### 行政関連事項

森林計画の編成とその実施に関する諸規定は民有林の営林の指導および監督に関する事項であつて、森林生産の保続と森林施業の合理化という面から森林所有者を指導規制しようとするものである。この点は旧法では森林組合の目的であるとせられたが、改正法では政府の責任において行なわれることになった。しかしながらこのような森林計画制度は直接森林所有者の森林経営にとつて大きな関係をもつており、実施の段階において行政事務が伴ない、所有者にたいし届出、許可申請等の手続を要求される。政府は昭和 29 年度から『森林実施計画実行費』として予算計上を行ない、この事業に要する人件費を組合に交付している。その事業の内容は、伐採許可申請および届出等に関連する業務で、伐採対象林分の面積、樹種および材積を調整して書類を編成する。したがつて実行費は測量、測樹に必要な技術者、人夫の費用が計上されている。これは組合にたいする本来的な指導事業ではなくて、行政事務の一端を受託実施しているといふべきである。

この他造林補助金交付制度については個人所有者が行なうべき造林補助金の申請、交付事務があり、これも組合の付随事務となつている。この場合には必ずしも行政事務といえないが、補助金制度に伴なう組合員のための行政関連業務である。

いずれも助成費、補助金にたいする手数料の徴収が有力な財源となつている。

#### Ⅷ—3 経済事業

森林組合が行なつている経済事業や施設の種類について昭和 32 年度末の実績をみるとつぎのようである。

施 設	組合数	施 設	組合数
製材工場をもつもの	399	薪 生 産	183
固定苗圃をもつもの	781	素 材 販 売	855
木 炭 倉 庫	206	木 炭 〃	519
ト ラ ッ ク	77	苗 木 生 産	1,055
素 材 生 産	793		

組合数は大部分が数種類の事業をかねていると思われるので組合総数のうち経済事業を行なつているものは 3 割くらいではないかと思われる。

苗木の購買事業は苗木業者と森林組合との系統あつせん事業を通じて行なわれるものであつて、造林補助金との結びつきで組合員の購入する苗木代を割り引く操作をとるか、系統組織の購買苗木使用の造林地についてのみ造林補助金交付の対象とするなどの方策をとつて、造林者は一応このルートにのつたものを購買しているのが普通である。

この場合単位組合ないし連合会は苗木1本について何パーセントかの手数料をとつている。これは造林補助金とつながりがあつて組合運営上の大きな収入源として、ほとんどの組合で取り扱われており、農協における米麦の集荷制度に似たところがある。

しかしながら苗木の購買事業は、造林時季である年1回が普通であり、組合員のうち造林者のみが対象となる。林業のように長期生産の場合には協同組合事業としては組合員の利用率が小さいから、この点を考えると農協の場合の米麦とちがつた特異性をもつている。

つぎに経済事業のうち、林産事業をとりだしてみよう。

森林所有者は自分の経営ないし生産物について、資本主義市場を対象とした活動すなわち小商品生産を行なう。この小商品生産と市場との媒介を担当するものとして商人の役割がある。そこに協同組合の機能が介在する余地がある。協同組合は多かれ少なかれ生産または販売過程の全部または一部にたいして、組合員に代わつて社会的機能を果たすことになるのである。組合員の立場からいえば、組合員が組合を利用することによつて有利な経済活動ができるという前提条件があれば、すなわち、この意味で組合経営が合理的におこなわれているならば、組合員の利用率が増し、組合事業はますます伸びてゆく可能性がある。協同組合としての発展は『相互扶助的精神』によつてささえられていようとも、経営体としての経済性をもたなければ永続性はないからである。

この点を最も強調されるのは林産事業、販売事業である。この方面にはすでに中小企業形態がその社会的機能を果たしている。多くの場合、素材生産事業は製材事業における原料入手の過程として機能しており製材事業と兼業されているのが普通であるので、両者を林産加工販売事業として一括して観察してみることにする。

森林組合が素材生産ないし製材事業を一般的に行なうようになったのは歴史的にみると、戦時統制時代にはいつて木材統制法が施行されるころになつてからであつた。それ以前においては農山村更生時代に、山村経済振興策として木工場ないし簡易製材工場が助成金によつて設置されて、産業組合や農会ないし森林組合において経営、または管理をしていたが、組合事業としては特殊な場合にすぎなかつた。

その後戦時体制の強化、昭和16年木材統制法の施行によつて地木社が設立され、民間木材業者の転廃業に発展して、生産と配給はあげてこの機関において実行することになり、森林組合は立木供出の面において協力することになつたが、事業の円滑を期する意味で山元簡易製材の限度において地木社の下請機関としての許可をうけることになつた。このために森林組合は廃業を余儀なくされた業者を職員として迎え、素材生産ないし製材事業を行ない、終戦を迎えた。しかしながら、戦時中の強権的木材供出や、終戦後の経済混乱時代を通じて林産事業は組合によつていろいろな過程をたどつた。これを例示してみると、

1. 戦時中の立木供出が強制をともなつたために組合員の反感をそそり組合員の立木の入手が困難になつたもの。
2. 素材生産ないし製材工場経営は組合本来の事業でない。これは業者にまかせて育林・指導事業を中心にして運営すべしという組合員の意見によつて転廃したもの。

3. 前身が業者であつた職員が組合をやめて個人経営に転業したり、業者が多数開業して競争下におかれ、経営不振の過程で、とうたされたもの、または木材界の沈滞、その他によつて没落したもの。

4. 逆に事業を維持または拡大したものとしては、戦時中の供出立木の値上がりがあり、その利益を組合員に還元して組合員の支持を得て継続しているもの。

5. 木材好況期に工場設備を近代化し事業を拡大化したもの。

6. 地方的な特殊事情によつて経営を維持しているもの。

しかし単独組合事業として運営されている実情をみると、一般的な特徴はつぎのようである。

(1) 小規模経営で行なわれていること。

(2) 素材生産と製材事業は一貫作業として行なわれている。これは小規模のため素材生産のみでは採算ベースにのらず、分業化が行なわれにくいからである。

(3) 組合員の委託生産・委託販売によるよりも、買取生産および買取販売による企業的運営で行なわれていること。

(4) 地方需要を中心とした生産、販売事業であること。

(5) 資金面の調達に自己資本にたいして市中銀行、農協その他の外部資本に依存している割合がたかいこと。

(6) 組合員外たとえば村外森林所有者や官公有林から立木買入を行なっている例が多い。

コーエン<sup>10)</sup>は農業協同組合が販売事業をやる場合の長所をつぎのようにあげている。

1) 他の競争者よりも高い価格を支払うか、組合に対する loyalty を喚起するかして、多数の農業者との取引を増し、その結果集荷取引の費用を減ずることができる。

2) 販売協同組合が集荷機能を果たす場合だけを考へても農業者の取引地位を改善して、大規模な卸業者と対等またはそれ以上の強い立場で交渉できる。

3) このような卸売業者が販売組合とのあいだで取引をすれば、多数の農業者から直接買取の場合に比べると、より規則的、確実に売渡しをうけることができるから、これによつて卸売業者の費用が引き下げられ、生産者により高い価格を支払うことができる結果になる。しかしながら組合員のなかには業者の申し出る一見有利な条件に引きつけられるものもしばしばあるから注意を要する。

4) 協同組合が設定されると、しばしば生産者の供給を消費者の需要にマッチすることが容易になる。…また組合が消費者の欲する種類およびその欲する時期を組合員に教えることは業者の場合に比べるとずっと容易である。

5) 協同組合が十分な量の生産物を支配している場合には市場への供給を制限することによつて価格をかえることができる。

このような協同組合運営上の有利性は相当大規模経営でなければ実現できないから、日本の森林組合の現状においてはここにのべられているような協同組合として有利な条件を現実に享受しうるような組合は非常に少ないといえよう。すなわち (1) 大量取引による費用の節減、(2) 優秀な技術設備、(3) すぐれた経営管理というような問題は組合事業が小規模である場合においては、かえつて個人企業の方に種々な利点があげられるので、これにうちかつだけの特種な立地条件にめぐまれておらなければならない。このような条件について、いくつかの森林組合の特長をのべると、

東吾野森林組合

(1) 昭和 16 年組合が成立し、木材統制法の公布により個人企業が転廃業を余儀なくされた際、村出身の木材業者が組合の製材、素材生産部門に配属され、木材業者であった組合長が自己の工場を組合に寄付して製材事業をはじめ、かたわら農村更生時代農会において経営していた下駄工場を受け継ぎこれを中心として組合を運営した。

(2) 戦時中地木社の下請機関として村内木材生産事業を独占的に行ない、組合長はじめ役員一同卒先して立木の無条件供出に協力した。

(3) 終戦後、木材価格の急騰によつて供出立木の値上がりとなり、その一部を所有者に還元するなどの処置をとつた。その結果組合員に好感を与えて、その後も立木の無条件委託を引きつづき期待しうる結果を導いた。

(4) その利益の一部を設備の近代化に投資し、業者が村内に続出するにいたつてからも、独占的な強固な経営的地位を確立した。

(5) 木材価格が下向きになると、組合員は立木委託販売から買取販売を希望する気運があらわれ、現在ではほとんど全面的に買取生産に移行している。なぜならば立木委託によつて加工販売までの期間において組合員が木材値下がりによる損害の負担を転嫁される危険をきらつたものである。ここでは、組合経営活動と組合員の利益の対立があらわれる。

(6) 経営規模の拡大は、利益の一部を増資にふりむけているが、資金の大部分は役員の個人名義、または個人保証による市中銀行や農協からの借入金に依存している。自己資本に対してその比率は大きく、合資会社の経営形態がとられているとみられる点がすくなくない。

(7) 素材生産ないし製材事業について大所有者層の利用率がとくに高い。この階層では組合の素材生産および製材事業の意義が高く評価されており、かれらの利用によつて、立木の入手、資金関係が円滑に行なわれていることは一般の組合に対比すると特長的である。

(8) 組合が林産販売事業をやつている結果、村内における立木価格の相場は隣接町村に比べると 2～3 割は高く評価されているので、森林所有者にとって組合製材を盛り上げてゆく魅力となつている。

(9) 立木価格の騰貴は村内の立木需要が組合需要量だけ増加すると、最終消費者に対する注文生産を建前とする組合の販売方針により、村内立木価格が組合の買付価格の線まで高くなる結果と思われる。

(10) 組合員の利用については特に留意をし、小所有者や木材市況に明るくないものに対しても懇切に指導し、けつして不当な利益をとらないよう注意されている。

(11) したがつて立木入手については業者との競合があるが、必要量は困難なく入手しうる事情にある。

(12) 販売事業は地方の最終の消費者に直結した販売先をえらび、一般卸売価格よりも高く取引している。金融面では資金の回転はおそくなるが確実な回収をねらつている。

(13) 組合経営との関連をみると製材事業の収益の一部を指導事業にふりむけている。指導事業はあまり活発に行なわれていないが、賦課金は組合員から徴収されていない。

#### 新庄森林組合の場合

(1) 製材工場の設備は小規模である。

(2) しかし村内にはこれ以上の設備をもつた業者がないこと。

(3) 特殊事情としては独占的に公有林の伐採によつて資材を入手している。

(4) 地元に鉱山があり、組合が一元的に有利な条件でここに製品を販売している。そのほか地元の確実

有利な需要に直結している。

#### 栄森林組合の場合

(1) この組合は昭和3年土工組合として発足して昭和11年山村更生計画にもとづいて製材工場を設立した。組合がこれを運営することは一般の森林所有者に受け入れられず、時期しよう早という理由で業者に賃貸した。戦時中は組合で直営したが、戦後はふたたび工場を賃貸している。それは戦時の運営を批難する組合員の一部の反対があり、また自由競争時代では組合経営によるよりも、企業経営が適当であるという意見が圧倒的であつたからである。

(2) しかし昭和27年改組後は組合経営に移した。これは組合の製材事業は経営上不安である、本来の事業ではないという意見もあつたが、賃貸会社の破たんによつて経営希望者が他になかつたため、組合がやるより致し方なく従業員とともに引き継いだ。

(3) 地元有力工場が多いこと、乱伐のために地元の立木が絶対不足であること、大所有者の組合の製材事業に対する理解が乏しいため、業者よりもむしろ組合の立木買付けが困難な立場にたたされている。

(4) 県有林材や他町村材の原木買入がしめる割合が大きい。つまり員外買入が大半である。

(5) 運転資金は地方銀行に依存しており、資金繰りに苦しい状態にある。

(6) 組合員のなかには製材事業についてつぎのような感想をもらす人もある。

『出資や固定設備を従業員が自己のために使用している。組合員のためには組合はなんらの利益ももたらさない』と。組合員との意志の疎通は必ずしもよくない。製材事業に対する考え方は組合員の評価と組合職員の間にはかなりくいちがつている。しかし黒字によつてある程度の配当ができるようになれば組合批判もやむかもしれない。

#### 桃野森林組合の場合

(1) 製材事業は活発に行なわれているが、これは個人企業のように経営責任者の献身的な努力と責任によつてなされている。

(2) 買取によらなければ資材の入手が困難である。村内に立木がひつぱくして過半を村外の組合員以外の資材に依存している。

(3) 金融的に困難がみられる。製品は地方需要によらず主としてトラック輸送によつて神奈川県下の木材会社の市売に出している。このことは販売上の利益よりも、資金の回収を確実かつ迅速にする効果をねらっている。

#### 神稲森林組合

(1) この組合は地区内に組合員の所有山林が少なくて70町歩くらいしかなく、公有林および国有林が大半を占めている。原木は他町村から入手している。

(2) 製材事業が主要事業である。組合員に対して出資の配当を行なっている。

(3) 製品の販売は建設会社と直結している。公有林の経営とそれからの素材生産および製材事業および製品販売まで一貫している。

以上組合における森林生産、製材事業について個別的に解説したが、組合事業がこの分野においては企業の運営によつて行なわれていることが特長的である。協同組合は委託生産、委託販売によることが原則的である。しかし多くの組合の実態では素材生産および製品事業は一貫作業をなしており、その原料たる立木の入手には組合員または員外利用者からの買取に依存している。製品についても特殊材を除いて系統

的組織を欠き大部分は自由市場に直結している。

元米組員や役員の中には組合が林産事業に手をだすことに非常な恐怖心をもっていて、モチ屋はモチ屋で木材業者が行なうべきもので、組合事業として不適なりと頭からきめている人が多い。まえにのべたように実際組合がこのような悲運な結末をとげた例は少なくないし、組合の現状をもつてすれば一部組合を除き、このような不安感を責めるわけにはゆかない。それゆえに振興対策要綱においてもパルプや坑木についての系統利用を強調しているが、森林所有者の生産物の大部分をしめる一般素材の販売や製材事業については現状において活動しているものにかぎり系統利用をすすめ、新規に行なうことは勧奨していないのである。

素材生産ないし製材事業における組合運営上の問題点としては立木価格が木材価格市場からの逆算価格で決定することである。それゆえに、

(1) 木材価格が高騰すれば立木価格が上昇して、森林所有者の利益となり、中間生産者の利益が比較的少ない。

(2) 素材生産や製材事業について既成の木材業者の間に組合が介入したり、事業を拡大したりすれば、立木の需給関係から立木価格があがる。隣村の組合事業の行なわれていない場合よりも 2, 3 割高いといわれている。そこで中間生産者の利潤は減ることになる。

(3) 製品の生産販売過程の合理化によつても同業者間の競争によつて立木価格が上昇する結果になる。そこで、このような原因のもとづく超過利潤は組合の利益として蓄積されるよりも直接森林所有者に還元されてしまう。すなわち、その利得が組合にも業者にも入手されず、森林所有者ないし組員の手に直接はいることである。これは組合基盤を強化する拡大投資がおこなわれにくいことになる。

このようにして原木高と製品安という結果を生み出し事業を窮迫化させる。

零細所有者層をもつて構成されている森林組合にとつて増資によつて企業規模を拡大してゆくことは容易ではない。しかしながら、零細所有者層の利用をしめだすことはそれだけ取引量を縮小する結果になるし、経済性をたかめるには、員外利用によつても取引量を確保しなければならない。業者の場合には、特定の取引相手に束縛されることなく、自由に取引相手なり流通区域を拡大しうる。業者との競争の上では、組合の場合、資本を拡大し取引量を拡大しようとするれば、ますます地区を拡大しなければならない結果となる。

以上製材事業を中心にしてのべてきたが、このようなことから、森林組合が木材生産および販売事業をとりあげる場合には、活動の地区が小規模にすぎたり、取引相手を特定人に限定されることは経営体にとつて経済活動の自由がそれだけ弱められる結果になる。そこで単位組合では地区や取引相手には束縛されないで、経済的合理性を追求してゆく傾向が必然的になる。具体的には、つぎのことが要求される。

- (1) 経営体は専門的な優秀な技能者をもつこと。
- (2) 木材生産や市場機能を果たしうるに十分な資本と適正規模をもつこと。
- (3) 事業量は適当な量を維持できること。
- (4) 施設は適正規模で優秀な能率をもつこと。

木材市場機能が組合事業の中心であるかぎり、その中核的機能は県一円または主要な木材流通圏を地区として結成される組合組織の規模に拡大または転換される傾向がある。それは既存の組合組織を利用して行なわれている。すなわち、林産販売事業への発展は県森連の段階で最近急速にのびてゆく傾向にあり、

それはつぎのようである。

表 76. 府県森林組合連合会素材生産販売事業の状況

皆無または 微々たるもの	小規模のもの	中規模のもの	大規模のもの
東 京	青 森 福 井	秋 田	岩 手 山 口
富 山	宮 城 徳 島	山 形	福 島 (33) 大 分 (29)
岐 阜	群 馬 (34) 高 知	石 川 (32)	栃 木 (31) 鹿 児 島
愛 知	茨 城 佐 賀	兵 庫	長 野 (33)
三 重	埼 玉 熊 本	和 歌 山 (33)	静 岡 (32)
滋 賀	千 葉 宮 崎 (33)	鳥 取	京 都 (31)
大 阪	山 梨 (33)	愛 媛	島 根
奈 良	神 奈 川	福 岡 (32)	岡 山 (27)
香 川	新 潟	長 崎	広 島

(注) ( ) 内数字は市売開始年度

上表のように木材生産販売事業はしだいにのびてきており、とくに 32 年度以降市売を行なう連合会が増加しつつある。整備促進法を適用されているものは 30 年度岩手、31 年度福島、長野、広島、山口、大分、33 年度には京都、長崎があり系統融資を導入して経済事業を拡大して、資本主義的変容をとげつつある。この法律を適用されている組合に市売を行なっている組合が多い。市売は代金の回収が確実、迅速であること、小口でも利用しうること、手数料がひくく、正量取引である等の利点があつて、組合員の利用がのびつつある。

表 77. 府県森林組合連合会販売数量

種 別 \ 年 度	27	28	29	30	31	32.
木 材 (千石)	1,192	1,364	1,304	1,251	1,657	2,174
木 炭 (千俵)	591	573	568	649	663	532
薪 (千束)	1,635	1,796	1,732	1,476	1,665	1,336
パルプ (石)	182	241	270	457	642	(不明)

(注) 森林組合連合会の経営概況 (森林組合課調査)

森林組合連合会の経営状況から木材取扱状況を摘記してみると、29・30 年度に若干の中だるみを示しているが、31 年度には 166 万石と飛躍的に増加している。その内訳は、一般用材 76 万石、パルプ材 64 万石その他の材 26 万石である。その増加の割合は木材全体において 31 年度が 27 年度の 1.5 倍である。このうちパルプ材においては年々順調な増加をつづけ 31 年度には 27 年度の 3.5 倍にも達した。一般用材においてもほぼ順調な伸長をみせ 2.7 倍余に達した。これに反しその他の材は年々枕木、坑木などが含まれているが、減少の理由としては多くの所属員に共通する生産物でない点にあると考える。また取扱方法別にみると 31 年度においては受託販売 104 万石買取販売 54 万石立木買取による林産販売 8 万石となつているが、傾向としては買取から受託方式へと本来のあり方に移行していることがうかがわれる。木材をとりあつたつた連合会数は一般用材では 27 年度 22、28 年度 33、29 年度 31、30 年度 34、31 年度 32、パルプ材では 27 年度 12、28 年度 14、29 年度 17、30 年度 23、31 年度 26 と年々増加している。

なお、このほか、一般用材・パルプ用材とも連合会として直接現物を取り扱っていないけれども会員組合にたいして、販路拡張、信用調査、代金回収、資金の転貸、借入金に対する保証等の事業協力についてはほとんどの連合会がこれを行なっている。

木材販売事業や林産販売事業は市場機能が中心的であるから、地区や事業規模が拡大化する傾向にあつて、この意味で連合会における事業が中核的な地位をしめるのであるが、窮極的には木材商品が広大な地域に散在する零細所有者の生産と集荷につながるものであるから、大規模化によつて、地域的連帯性から離脱したことはそれだけこれを補完する機関と機能が必要である。すなわち、下部組織の利用——系統組織の再編成——によつて事業が円滑に行なわれなければならない。事業系列化の問題である。木材業者は原木入手のために駐在員をおいて集荷と生産を行なっている。このような関係は、森林組合においては、地域組合が生産地において上部機関のために資材を集荷する関係に対応する。

地域組合が終戦後も経済事業を継続してきたものがあつたが、自己完了的な運営が多く、系統運営が円滑でなかつた。経営が不安定で失敗したものがあつたが、最近では連合会による系統利用の方向が伸びつつあつて、それは森林組合の発展する方向を示しているものといえよう。

## Ⅱ 要 約

森林組合問題は、窮極的には森林所有者それ自体に関する問題であるが、発展的には、林野行政を推進してゆく上で大きな関連をもつて提起されてきた。組合にたいする見解は現在一本にまとまつたものではなくて、つぎのようないろいろの見解が成立している。協同組合の立場にたつもの、これは法律の精神にもとづいて林野庁はじめ組合系統の主流的な考え方である。しかし一方には、森林所有の特殊性から、むしろ公共団体的な存在をこう定する考え方がある。また2つの考え方を別々の組織として両立させる考え方、あるいは現在の組織にたいして、農業協同組合との合体を考えると、極端には森林組合を全く否定的な立場から考える人達があることをのべた。そこには森林組合問題を本質的に明らかにしてゆかなければならぬ問題がのこされている。

森林組合にたいする理念は時代的にみると変遷がある。それは組合の基盤となるべき林業構造の評価に時代の要求が付加されるからである。

現在の制度は協同組合である。協同組合という考え方は森林組合の歴史からいうと画期的である。林政上からみると、組合にたいして、従来とついていた森林のもつ公共性をおしつける態度でなくて、森林所有者の立場からみようということであり、組合は組合員自身のために存在するというアイディアを貫いている点で画期的である。戦前の組合が行政目的を主体として考えられたのにたいして、戦後の改正は、組合は森林所有者自身のサービス機関である、そして窮極的には行政ときりはなして、組合員が自らの組織として確立してゆくという理念がある。

このような協同組合理念はどのような経済的基盤にたつて成熟するか、森林組合の現実にたいしてどのような制約をもつて存在し、発展するかは、組合の歴史を通して実態をみ、現実的林業構造の分析によつて明らかにしてゆかなければならない。

本文では森林組合制度が森林法との関係で変遷してきた点を注視して、森林法の審議をめぐる、組合がどんな点で問題にされたか時代の反映によつて組合問題の展開を明らかにした。それは自然的な土地経営を対象にした考え方が組合員の個人的な経営・利益を中心にした考え方に移つてきたことが明らかにされ

る。

諸学者の見解は、森林組合が産業組合と本質的にちがうということ、すなわち森林組合にとって購販売事業は一時的、付随的な事業であつて森林の施業およびその調整が主要な問題であるとする考え方から、経済事業の協同への考え方に移つていつた。

森林組合の実態の3事例はこれによつて組合の類型化を試みることもよりも、むしろ関連的に戦後の問題点の発見にあつた。

森林組合の現況について統計数字の上から問題の所在を整理した。

このようにして森林組合の現実の特徴はつぎのように要約されると思う。

- 1) 森林所有者の構成は旧組合とかわらず、零細所有者から大所有者まで幅広く構成されている。そこで組合にたいする評価や問題点が階層的にことなつてくる。
- 2) 組合員の利用度は林業の特殊性もあつて一般にひくい。零細所有者が組合員の大部分をしめている。その大部分は無関心組合員である。このことは組合の主体性を不明確にしている。
- 3) 出資額や事業分量は貧弱で経営体としての自立に困難である。このことは(1)、(2)の問題に関連しておこつてくる問題である。
- 4) 部落代表として役員を選出が行なわれている場合が多い。
- 5) 森林経営を中心とした行政関連業務が組合の主要業務で、町村役場との兼務職員が多く、行政補助機能的性格がつよい。
- 6) 林産販売事業は統制時代からの継続事業として行なわれており、その後新たに持ち上げられた組合もあるが、業務の性質上、5)にたいして二重構造的な性格をあたえている。
- 7) 県森林連の段階で外部資本が導入され、木材販売事業が活発化してきた事例が多く、連合会と単位組合との系統利用組織が確立しつつある。

森林組合の歴史的展開において、森林組合は森林所有の特殊性にもとづく行政によつて強められた地域集団としての性格をもち、土地経営のための技術的組織をともなつた。

森林組合が経済団体としての基本的性格をうちだしてきたのは戦後協同組合体制になつてからである。

協同組合の経済活動は組合利用主義にもとづいている。それは組合員という特定人格に結びついたものであるが、木材市場機能を中心とした森林組合活動は経営体としての立場から、資本的形態をつよめ、森林組合連合会を中核として、地域組合との系統組織を確立しつつある。

かくして森林組合は森林経営の特殊性にもとづく行政によつて強められた地域集団的性格と、市場機能を中心とする経済集団の性格をその系統組織を通じて内包している。

## 文 献

- 1) 江畑奈良男：山村経済機構の研究 II, 林業試験場経営部, (1956)
- 2) 江畑奈良男：森林組合の課題, 山林, 862, (1956)
- 3) 江畑奈良男：森林組合の問題点, 林業経済, 93, (1956)
- 4) 江畑奈良男：森林組合, 森林計画研究会報, 38, (1956)
- 5) 江畑奈良男：山村の経済, 山林, 872, (1957)
- 6) 江畑奈良男：ある森林組合の歩み, 山林, 876, (1957)



**On the Problems of Forest Owners' Associations**

Narao EBATA

(Résumé)

To begin with, this study describes the general trend of historical development of forest owners' associations in this country. It was on the primitive stage that literally translating "forest association," was organized around the twentieth year of the Meiji era in accordance with the prefectural regulation enacted by the government at that time. After that the organization of the forest owners' association was amended three times, when the forest law was revised in the 40th year of Meiji, the 10th, and the 26th years of Showa.

The latest law explicitly provides that the association shall be a cooperative organization aiming to promote a mutual aid system, independent from the direct government administration. But the fact is that it has been moving along the lines of the former systems, and in this sense it has failed to be cooperative.

The purpose of this report is to throw light on the structure of these problems and also the possible future direction of the associations, depicting what are the constraints preventing the association from standing on a cooperative footing.